

さいたま市地域防災計画

(震災対策編)

令和6年3月
さいたま市防災会議

さいたま市地域防災計画

震災対策編

目 次

第1部 震災応急対策計画	
第1章 応急活動体制	2
第1節 活動体制	2
【各部、各区】	
第2節 配備・動員体制	9
【各部、各区、避難所担当職員、現場応援要員】	
第3節 初動活動から応急対策への流れ	12
【各部、総括部、情報・避難部、区本部】	
第2章 情報の収集・伝達	16
第1節 時系列から見た災害情報の収集・伝達	17
第2節 情報連絡体制	21
【各部、秘書・広報部、情報・避難部、区本部】	
第3節 災害情報の収集・伝達体制	26
【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、市民部、スポーツ文化部、復旧計画部、施設復旧部、水道部、消防部、区本部】	
第4節 市民への広報広聴活動	36
【総括部、秘書・広報部、保健衛生部、福祉部、経済部、区本部】	
第5節 市民の各種相談窓口	41
【各部、市民部、区本部】	
第6節 報道機関への情報提供	43
【秘書・広報部】	
第7節 情報システムがダウンした時の対応	44
【各部、区本部】	
第3章 相互協力	45
第1節 県又は指定地方公共機関等への応援要請	46
【総括部】	
第2節 協定締結先及び民間団体との相互協力	47
【各部、総括部】	
第3節 防災関係機関等との相互協力	49
【各部、総括部】	

第4節	ボランティア団体等との連携	50
	【市民部、各部、区本部】	
第5節	国からの支援受入れ	53
	【総括部】	
第6節	海外からの支援受入れ	54
	【総括部、財政・被害調査部、保健衛生部、福祉部、経済部、施設復旧部、 会計部】	
第4章	自衛隊の災害派遣	56
第1節	自衛隊の災害派遣要領	56
	【総括部】	
第2節	災害対策基本法に基づく自衛官の権限	60
	【自衛隊】	
第5章	災害救助法の適用	61
第1節	災害救助法の概要	62
	【各部、総括部】	
第2節	災害救助法の適用及び実施	63
	【総括部】	
第3節	災害救助法が適用されない場合の措置	65
第4節	激甚災害の指定	65
	【各部、区本部】	
第6章	消防活動	67
第1節	震災消防活動	68
	【消防部】	
第2節	活動態勢の確立	69
	【消防部】	
第3節	消防部隊の運用	70
	【消防部】	
第4節	応援部隊の要請	71
	【消防部】	
第7章	救援・救護活動	73
第1節	人命救助活動	75
	【総括部、市民部、区本部、消防部】	
第2節	避難	77
	【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、保健衛生部、福祉部、 避難所担当班、財政・被害調査部、環境部、経済部、復旧計画部、協力第三部、 協力第四部、区本部、警察、自主防災組織、自衛隊、市民】	

第3節	要配慮者安全確保対策	94
	【総括部、経済部、福祉部、区本部】	
第4節	医療救護	97
	【総括部、保健衛生部、消防部、区本部】	
第5節	防疫及び保健衛生	102
	【総括部、保健衛生部、区本部】	
第6節	応急給水	104
	【水道部、総括部、秘書・広報部】	
第7節	食糧・生活必需品の供給	106
	【総括部、財政・被害調査部、経済部、会計部、教育部】	
第8節	支援物資の供給	111
	【情報・避難部、財政・被害調査部、環境部、経済部、市民部、 埼玉県トラック協会等】	
第9節	住宅の確保	112
	【財政・被害調査部、復旧計画部、施設復旧部】	
第10節	遺体の捜索・措置・埋葬	115
	【各部、保健衛生部、福祉部】	
第8章	都市施設の応急対策	118
第1節	公共建築物等	119
	【各部、復旧計画部、施設復旧部】	
第2節	公共施設	120
	【各部、施設復旧部、消防部、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、 埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)】	
第3節	ライフライン	127
	【総括部、施設復旧部、水道部、東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、 東彩ガス(株)、(一社)埼玉県LPガス協会、 東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社、東日本電信電話(株)埼玉事業部】	
第9章	警備・交通対策計画	139
第1節	災害警備対策	139
	【市内各警察署】	
第2節	交通対策	140
	【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、財政・被害調査部、市民部、 復旧計画部、施設復旧部、会計部、区本部、市内各警察署】	
第10章	水防・土砂災害対策	148
第1節	水防活動	148
	【総括部、復旧計画部、施設復旧部、消防部】	

第2節	土砂災害の防止	149
	【総括部、復旧計画部、施設復旧部、福祉部】	
第11章	帰宅困難者支援	150
第1節	帰宅困難者発生状況の把握	151
	【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、教育部、復旧計画部、子ども未来部、消防部、協力第三部、協力第四部、区本部、鉄道事業者、民間事業所】	
第2節	帰宅困難者への支援	152
	【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、教育部、子ども未来部、経済部、復旧計画部、財政・被害調査部、環境部、協力第三部、協力第四部、区本部、避難所担当班、警察、自主防災組織、鉄道事業者、民間事業所】	
第3節	徒歩帰宅者に対する支援	154
	【秘書・広報部、情報・避難部、教育部、復旧計画部、施設復旧部、協力第三部、協力第四部、区本部、避難所担当班、警察、自主防災組織、道路管理者、鉄道事業者、民間事業者、災害時帰宅支援ステーション】	
第12章	廃棄物対策	156
第1節	災害廃棄物処理	156
	【環境部、施設復旧部、復旧計画部】	
第2節	一般廃棄物処理	159
	【環境部、施設復旧部】	
第13章	教育福祉対策	163
第1節	学校教育の早期再開	164
	【教育部】	
第2節	社会教育等施設対策	168
	【教育部】	
第3節	文化財対策	169
	【総括部、教育部】	
第4節	福祉対策	170
	【福祉部、子ども未来部】	
第2部	附編 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画	
第1章	総則	174
第1節	計画策定の趣旨	174
第2章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	176
第1節	南海トラフ地震臨時情報の伝達	176
	【総括部、消防部】	

第2節	市民、企業等への呼びかけ	177
	【総括部、経済部】	
第3節	地震発生後の対応	178

項目	実施担当 ページ	実施担当															
		総括部	秘書・広報部	情報・避難部	財政・被害調査部	市民部	スポーツ文化部	保健衛生部	福祉部	子ども未来部	環境部	経済部	復旧計画部	施設復旧部	消防部	会計部	水道部
震災対策編																	
第1部 震災応急対策計画	1																
第1章 応急活動体制	2																
第1節 活動体制	2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 配備・動員体制	9	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 初動活動から応急対策への流れ	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2章 情報の収集・伝達	16																
第1節 時系列から見た災害情報の収集・伝達	17																
第2節 情報連絡体制	21	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 災害情報の収集・伝達体制	26	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4節 市民への広報広聴活動	36	●	●														
第5節 市民の各種相談窓口	41	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6節 報道機関への情報提供	43	●															
第7節 情報システムがダウンした時の対応	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3章 相互協力	45																
第1節 県又は指定地方公共機関等への応援要請	46	●															
第2節 協定締結先及び民間団体との相互協力	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 防災関係機関等との相互協力	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4節 ボランティア団体等との連携	50	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第5節 国からの支援受入れ	53	●															
第6節 海外からの支援受入れ	54	●		●				●	●		●		●		●		
第4章 自衛隊の災害派遣	56																
第1節 自衛隊の災害派遣要領	56	●															
第2節 災害対策基本法に基づく自衛官の権限	60																
第5章 災害救助法の適用	61																
第1節 災害救助法の概要	62	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 災害救助法の適用及び実施	63	●															
第3節 災害救助法が適用されない場合の措置	65																
第4節 激甚災害の指定	65	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6章 消防活動	67																
第1節 震災消防活動	68													●			
第2節 活動態勢の確立	69													●			
第3節 消防部隊の運用	70													●			
第4節 応援部隊の要請	71													●			
第7章 救援・救護活動	73																
第1節 人命救助活動	75	●			●									●			
第2節 避難	77	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 要配慮者安全確保対策	94	●							●			●					
第4節 医療救護	97	●							●					●			
第5節 防疫及び保健衛生	102	●							●					●			
第6節 応急給水	104	●	●													●	
第7節 食糧・生活必需品の供給	106	●			●						●				●		●
第8節 支援物資の供給	111			●	●					●	●						
第9節 住宅の確保	112			●								●	●				
第10節 遺体の捜索・措置・埋葬	115	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第8章 都市施設の応急対策	118																
第1節 公共建築物等	119	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 公共施設	120	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 ライフライン	127	●											●			●	
第9章 警備・交通対策計画	139																
第1節 災害警備対策	139																
第2節 交通対策	140	●	●	●	●	●						●	●		●		
第10章 水防・土砂災害対策	148																
第1節 水防活動	148	●										●	●	●			
第2節 土砂災害の防止	149	●							●			●	●				
第11章 帰宅困難者支援	150																
第1節 帰宅困難者発生状況の把握	151	●	●	●					●			●		●			●
第2節 帰宅困難者への支援	152	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 徒歩帰宅者に対する支援	154		●	●								●	●				●

項目	実施担当	ページ	協力					区災害対策本部	関係機関等
			第一部	第二部	第三部	第四部	第五部		
震災対策編									
第1部 震災応急対策計画		1							
第1章 応急活動体制		2							
第1節 活動体制		2	●	●	●	●	●		
第2節 配備・動員体制		9	●	●	●	●	●	避難所担当職員、現場応援要員	
第3節 初動活動から応急対策への流れ		12	●	●	●	●	●		
第2章 情報の収集・伝達		16							
第1節 時系列から見た災害情報の収集・伝達		17							
第2節 情報連絡体制		21	●	●	●	●	●		
第3節 災害情報の収集、伝達体制		26	●	●	●	●	●		
第4節 市民への広報広聴活動		36							
第5節 市民の各種相談窓口		41	●	●	●	●	●		
第6節 報道機関への情報提供		43							
第7節 情報システムがダウンした時の対応		44	●	●	●	●	●		
第3章 相互協力		45							
第1節 県又は指定地方公共機関等への応援要請		46							
第2節 協定締結先及び民間団体との相互協力		47	●	●	●	●	●		
第3節 防災関係機関等との相互協力		49	●	●	●	●	●		
第4節 ボランティア団体等との連携		50	●	●	●	●	●		
第5節 国からの支援受入れ		53							
第6節 海外からの支援受入れ		54							
第4章 自衛隊の災害派遣		56							
第1節 自衛隊の災害派遣要領		56							
第2節 災害対策基本法に基づく自衛官の権限		60						自衛隊	
第5章 災害救助法の適用		61							
第1節 災害救助法の概要		62	●	●	●	●	●		
第2節 災害救助法の適用及び実施		63							
第3節 災害救助法が適用されない場合の措置		65							
第4節 激甚災害の指定		65	●	●	●	●	●		
第6章 消防活動		67							
第1節 震災消防活動		68							
第2節 活動態勢の確立		69							
第3節 消防部隊の運用		70							
第4節 応援部隊の要請		71							
第7章 救援・救護活動		73							
第1節 人命救助活動		75					●		
第2節 避難		77	●	●	●	●	●	避難所担当班、警察、自主防災組織、自衛隊、市民	
第3節 要配慮者安全確保対策		94					●		
第4節 医療救護		97					●	医師会	
第5節 防疫及び保健衛生		102					●		
第6節 応急給水		104							
第7節 食糧・生活必需品の供給		106							
第8節 支援物資の供給		111						埼玉県トラック協会等	
第9節 住宅の確保		112							
第10節 遺体の捜索・措置・埋葬		115	●	●	●	●	●		
第8章 都市施設の応急対策		118							
第1節 公共建築物等		119	●	●	●	●	●		
第2節 公共施設		120	●	●	●	●	●	東日本旅客鉄道㈱、東武鉄道㈱、埼玉新都市交通㈱、埼玉高速鉄道㈱	
第3節 ライフライン		127						東京ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱、東彩ガス㈱、(一社)埼玉県LPガス協会、東京電力パワーグリッド㈱埼玉総支社、東日本電信電話㈱埼玉事業部	
第9章 警備・交通対策計画		139							
第1節 災害警備対策		139						市内各警察署	
第2節 交通対策		140					●	市内各警察署	
第10章 水防・土砂災害対策		148							
第1節 水防活動		148							
第2節 土砂災害の防止		149							
第11章 帰宅困難者支援		150							
第1節 帰宅困難者発生状況の把握		151			●	●	●	鉄道事業者、民間事業所	
第2節 帰宅困難者への支援		152	●	●	●	●	●	避難所担当班、警察、自主防災組織、鉄道事業者、民間事業所	
第3節 徒歩帰宅者に対する支援		154			●	●	●	避難所担当班、警察、自主防災組織、道路管理者、鉄道事業者、民間事業者、災害時帰宅支援ステーション	

項目	実施担当	ページ	協力第一部	協力第二部	協力第三部	協力第四部	協力第五部	区災害対策本部	関係機関等
震災対策編									
第12章 廃棄物対策		156							
第1節 災害廃棄物処理		156							
第2節 一般廃棄物処理		159							
第13章 教育福祉対策		163							
第1節 学校教育の早期再開		164							
第2節 社会教育等施設対策		168							
第3節 文化財対策		169							
第4節 福祉対策		170							
第2部 附編 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画		174							
第1章 総 則		174							
第1節 計画策定の趣旨		174							
第2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応		176							
第1節 南海トラフ地震臨時情報の伝達		176							
第2節 市民、企業等への呼びかけ		177							
第3節 地震発生後の対応		178							

震災対策編

第1部 震災応急対策計画

第2部 附編

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応
措置計画

第1部 震災応急対策計画

大規模な地震が発生すると、本市においては広範囲にわたって、都市型の大被害が発生することが予想され、本市は多岐にわたる応急対策活動を実施する必要がある。

大規模な地震災害の応急対策の特色は、他の災害の応急対策と比較して、広域性及び同時多発性を有していることにあり、特に応急対策の第一線に立つ基礎自治体である本市は、多岐にわたる応急対策活動を同時並行的に実施することが求められる。

また、このような応急対策は、組織の確立、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火などの発災後直ちに必要となる対策と、避難収容、給水、給食などの被害状況に応じて、発災後ある程度の時間を経て必要となる対策に大きく分けられる。

大規模な地震発生後における応急対策を迅速かつ効率的に実施するためには、このような応急対策の特性と本市における防災組織の機能を十分に考慮し、本市、防災関係機関が相互に連携協力し、自主防災組織を中心とする防災コミュニティに対応した応急対策計画を策定する必要がある。

さらに、地震災害は他の災害と異なり、地震発生の事前予知が困難であることから、予防対策による被害軽減にも限界があり、この意味においても応急対策の充実が重要な意味を有することとなる。

震災応急対策計画は、このような地震災害の応急対策の特性に基づき、次にあげる基本的観点から計画を定めている。

基本的観点

1 組織体制

大規模な地震の発生時には、初動期の組織体制の迅速な立ち上がりとその後の防災対策の成否を左右することから、初動体制の基準及び組織、初動体制における処理事項、災害対策本部の設置基準及び動員配備基準を具体的に定める。

2 広域支援体制

大規模な地震が発生した場合、本市の防災体制だけではすべてに対応できないことも想定されるため、相互応援協定等を締結している市町村、県、自衛隊、その他防災関係機関、ボランティアなどの広域的な支援を円滑に受け入れること及び本市から迅速な支援が実施できる体制を定める。

3 情報収集伝達体制

応急対策の実施に当たっては、各種災害情報をあらゆる通信手段を活用して迅速かつ正確に収集し、その情報を一元的にとりまとめ、分析し応急対策の方針を決定する必要があることから、早期被害収集体制、本部における情報処理管理体制、収集する情報内容を具体的に定める。

4 時系列的応急対策

地震発生直後からある時間を経過して必要となる一連の応急対策を、時系列的及び応急活動分野毎に整理するとともに、職員の業務分担及び相互連携関係を具体的に定める。

5 防災コミュニティと行政の協働による応急対策

大規模な地震災害時においては、行政及び消防組織の円滑な救急・救助活動、消防活動等の応急活動を行うために、自主防災組織等との協働が重要となる。

そのため、自主防災組織を中心とする防災コミュニティ活動の範囲と役割を具体的に定めるとともに、行政との協働体制を確立する。

第1章 応急活動体制

地震による災害が発生した場合の災害対策本部の設置と職員等の応急活動について定める。

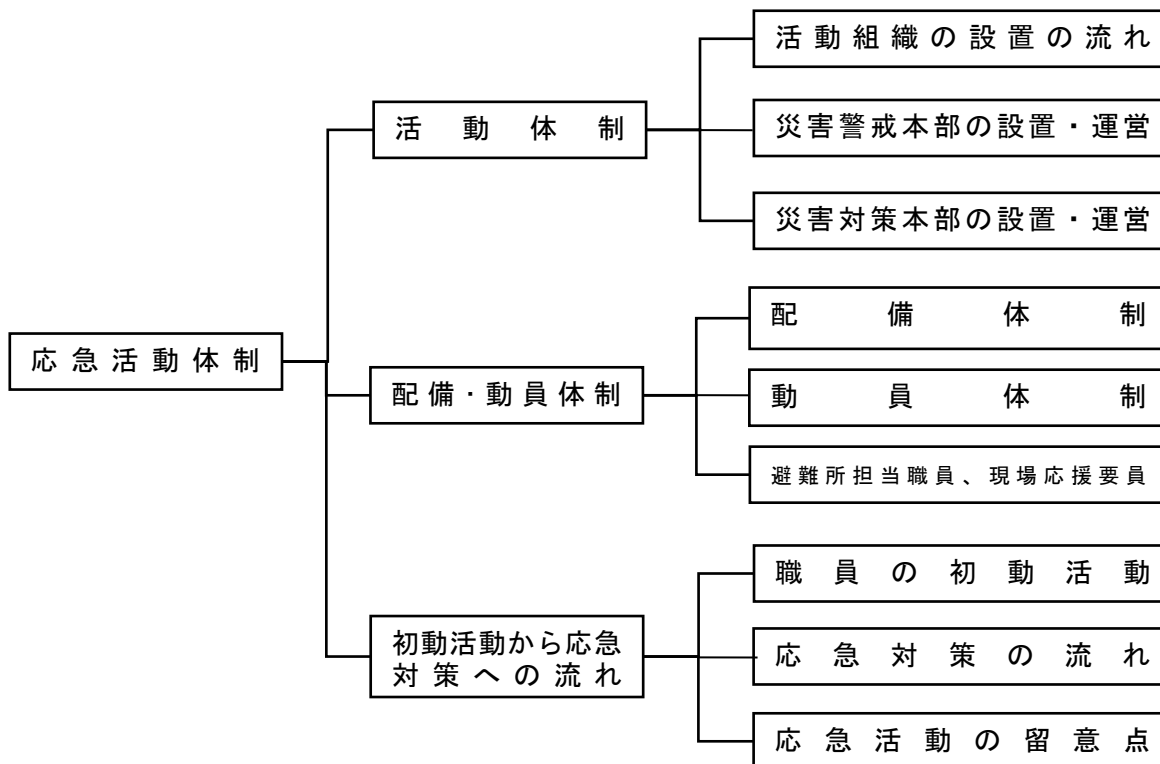


図1-1-1 応急活動体制に係る対策の体系

第1節 活動体制

表1-1-1 活動体制に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 災害警戒本部の設置及び廃止 ② 災害対策本部の設置及び廃止
各区	① 区災害警戒本部の設置及び廃止 ② 区災害対策本部の設置及び廃止
各部	① 地震災害に対する応急活動

地震災害時における活動体制は次のように定める。

第1 活動組織の設置の流れ

【各部、各区】

地震の震度による活動組織の設置は、次のとおりである。

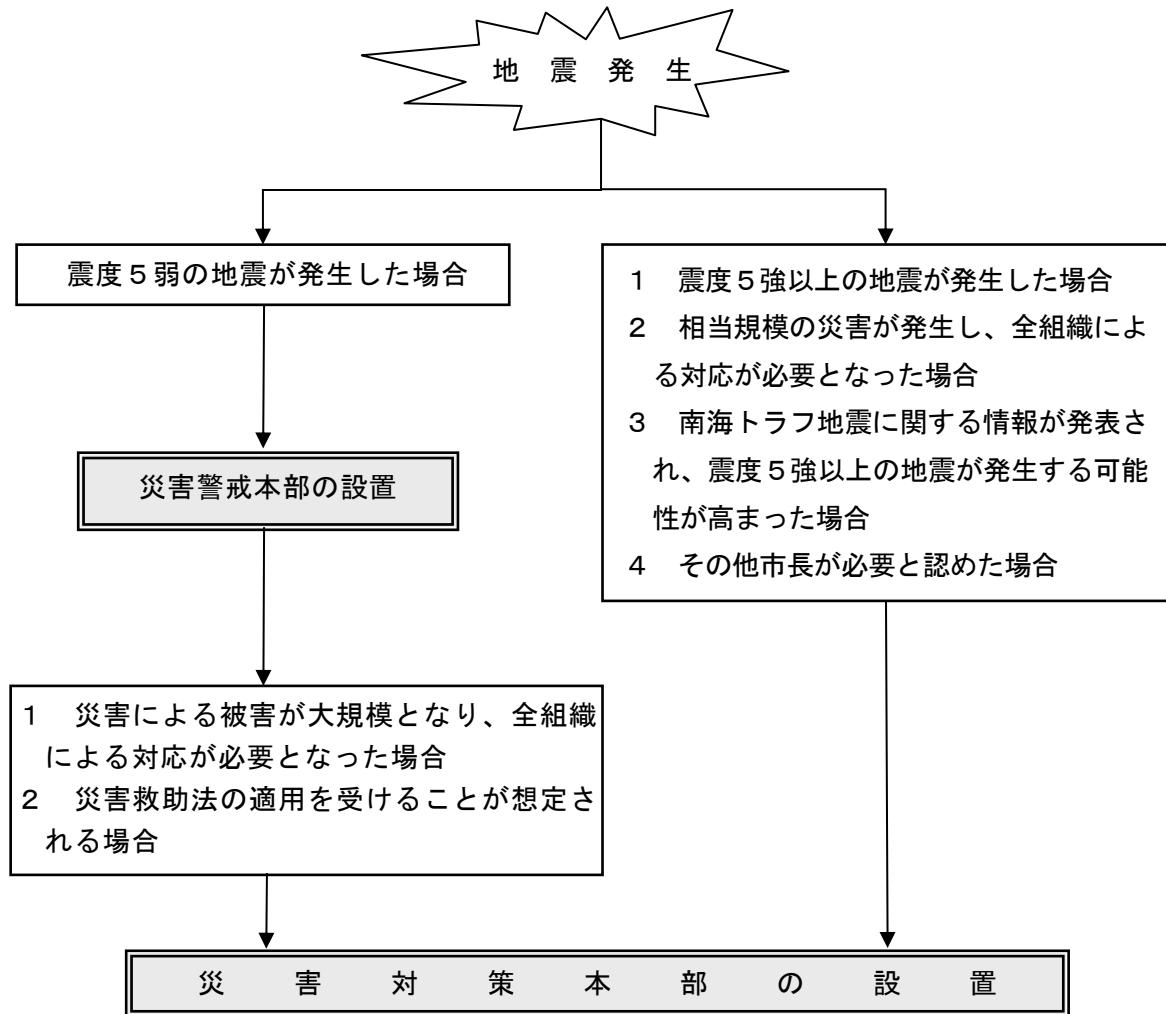


図1-1-2 活動組織の設置の流れ

第2 災害警戒本部の設置・運営

【各部、各区】

1 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

本市域で震度5弱の地震が発生した場合

(2) 設置場所

危機管理センターに設置する。

(3) 責任者

災害警戒本部長は、総務局担任副市長とし、不在の場合は、さいたま市市長職務代理者規則に定める順位による者が代理する。

(4) 災害対策本部への移行

以下の場合には災害対策本部へ移行する。

- ア 災害による被害が大規模となり、全組織による対応が必要となった場合
- イ 災害救助法の適用を受けることが想定される場合

(5) 廃止基準

- ア 災害対策本部を設置した場合
- イ 災害の拡大するおそれが解消し又は応急対策若しくは応急復旧対策がおおむね完了した場合

2 災害警戒本部の組織・運営

- (1) 本部長 総務局担任副市長
- (2) 副本部長 副市長（本部長たる副市長以外の副市長）
- (3) 主管本部員 危機管理監
- (4) 本部員 水道事業管理者、教育長、市長公室長、都市戦略本部長、総合政策監、情報統括監、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、水道局長、副教育長、その他災害警戒本部長が指名する本部員とする。

- (5) 組織 震災編 P.5「図1-1-3」のとおりとする。各部は、原則として各部代表者及び情報連絡員をオペレーションルームへ配置するものとする。

また、上記以外の組織において緊急を要する場合は、各危機管理補助者あて連絡するものとする。

なお、緊急参集要員は、さいたま市緊急参集要員実施要領（資料編1-9）に基づき、速やかに参集することとし、災害対策に関わる事務分掌（資料編1-1）に従い、活動するものとする。

(6) 災害警戒本部の業務

- ア 災害情報の収集及び各部・班への提供に関すること。
- イ 応急措置に関すること。
- ウ その他災害対策に関わる事務分掌（資料編1-1）のとおり。

3 区災害警戒本部の組織・運営

- (1) 区本部長 区長
- (2) 区副本部長 副区長
- (3) 区本部員 暮らし応援室長、区民生活部長、健康福祉部長、各課所長、その他区本部長が指名した者。

- (4) 組織 震災編 P.5「図1-1-3」のとおりとする。
各班は、原則として情報連絡員を配置するものとする。

(5) 区災害警戒本部の業務

- ア 災害情報の収集及び各部・班への提供に関すること。
- イ 応急措置に関すること。
- ウ その他災害警戒本部事務分掌のとおり。

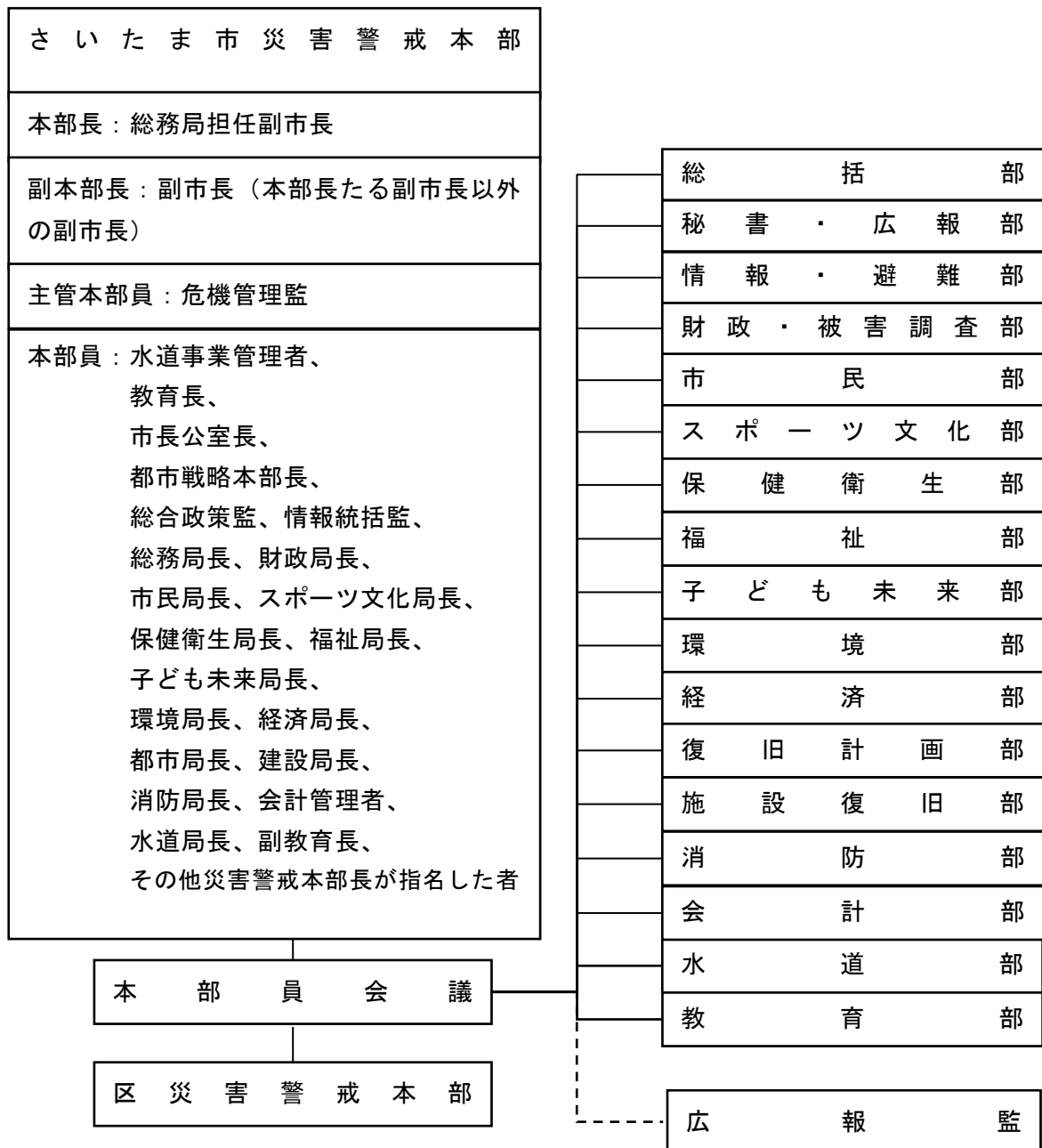


図 1-1-3 さいたま市災害警戒本部組織図

第 3 災害対策本部の設置・運営

【各部、各区】

1 災害対策本部の設置

市長は、本市域で地震による災害が発生し被害が大規模となり、全組織による対応が必要となった場合、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、さいたま市災害対策本部を設置する。

なお、地震の規模に応じて第1配備又は第2配備の体制をとる（震災編 P.9「表1-1-4」）。

(1) 設置基準

- ア 本市域で震度5強以上の地震が発生した場合、又は震度5弱の地震が発生し被害が大規模となり、全組織による対応が必要となった場合
- イ 相当規模の災害が発生し被害が大規模となり、全組織による対応が必要となった場合
- ウ 南海トラフ地震に関する情報が発表され、震度5強以上の地震が発生する可能性が高まった場合
- エ 災害救助法の適用を受けることが想定される場合
- オ その他市長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

危機管理センターとする。ただし、被災の状況により、設置できない場合は、バックアップ機能を備えた代替施設として、さいたま市防災センターを災害対策本部とし、各部は各区役所等を代替施設とする。

(3) 責任者

災害対策本部長は市長とし、不在の場合は総務局担任副市長とする。市長及び総務局担任副市長ともに不在の場合は、さいたま市市長職務代理者規則に定める順位による者が代理する。

(4) 廃止基準

災害対策本部長は、災害の拡大するおそれが解消し又は応急対策若しくは応急復旧対策が、おおむね完了したときは本部を廃止するものとする。

(5) 本部設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、電話等により次の機関等に通知する。

- ア 県知事
- イ 防災会議委員
- ウ その他必要と認める機関の長

2 災害対策本部の組織・運営

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長
- (3) 主管本部員 危機管理監
- (4) 本部員 水道事業管理者、教育長、市長公室長、都市戦略本部長、総合政策監、情報統括監、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、その他災害対策本部長が指名した者

(5) 本部員会議

ア 災害対策本部における最高意思決定機関として、本部員会議を必要に応じて開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、主管本部員及び本部員をもって

構成する。

また、本部員会議には広報監も出席することとする。

イ 本部長が本部員会議を開くいとまがなく、応急活動を迅速に実施することが必要と認めるとき、本部長の指示により、主管本部員は、関係本部員と協議の上、その事務を処理する。

(6) 部及び班

災害対策本部又は各執務室内に部及び班を置く。各部・班の部長・班長及び事務分掌は災害対策に関わる事務分掌（資料編1-1）のとおりとする。

本部長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、部班を弾力的に運用する。

(7) 危機管理センター内オペレーションルームの運営

本部班、各部代表者及び情報連絡員（協力第一部から協力第五部以外）、情報統括班、広聴班及び主管本部員が指名した者をもって構成し、情報収集を行うとともに、本市の災害対策について検討する。

3 区災害対策本部の組織・運営

区長は、区の区域における災害対策活動を迅速かつ的確に実施するため、区役所に区災害対策本部を置く。

(1) 区本部長 区長

(2) 区副本部長 副区長

(3) 区本部員 暮らし応援室長、区民生活部長、健康福祉部長、各課所長、
その他区本部長が指名した者。

(4) 班

区災害対策本部に班を置く。各班の班長及び事務分掌は災害対策に関わる事務分掌（資料編1-1）のとおりとする。

(5) 区本部長の代理

区長が不在の場合は副区長とする。

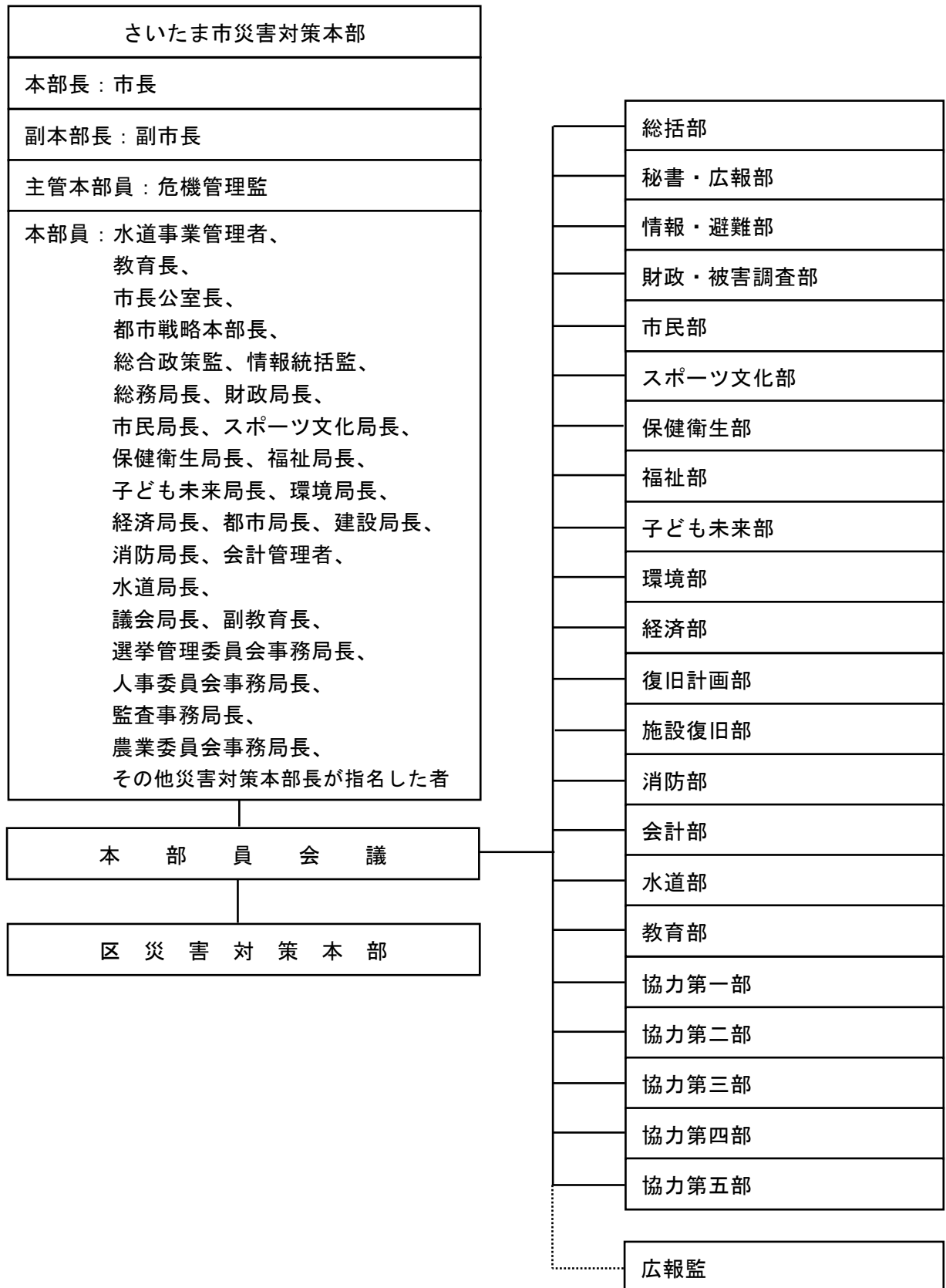


図1-1-4 さいたま市災害対策本部組織図

第2節 配備・動員体制

表1-1-2 配備・動員体制に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部、各区	① 災害に対する職員配備

地震災害時における配備・動員体制は、次のように定める。

第1 配備体制

【各部、各区】

本部長は、災害の規模及び被害状況に応じて、次の基準により職員を配備する。

1 災害警戒本部

表1-1-3 災害警戒本部

配備基準	配備部署	配備人員
震度5弱の地震が発生した場合	総括部、秘書・広報部、情報・避難部、財政・被害調査部、市民部、スポーツ文化部、保健衛生部、福祉部、子ども未来部、環境部、経済部、復旧計画部、施設復旧部、消防部、会計部、水道部、教育部、区災害警戒本部(全班)、その他必要な部	各部とも職員の1/4程度

2 災害対策本部

表1-1-4 災害対策本部

区分	配備基準	配備部署	配備人員
第1配備	・震度5強の地震が発生した場合 ・南海トラフ地震に関する情報が発表され、震度5強以上の地震が発生する可能性が高まった場合	災害対策本部の全組織	各部とも職員の1/2程度
第2配備	震度6弱以上の地震が発生した場合	災害対策本部の全組織	各部とも職員の全員

(注) 配備人員について、消防部は別に定める。

配備人員について、避難所担当職員、現場応援要員は除く。

「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、情報にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

第2 動員体制

【各部、各区】

職員の動員体制は、次のとおりである。

1 緊急参集体制の整備

各部及び各区は、災害時にあらかじめ定められた配備先に職員を速やかに動員するため、平常時から職員動員名簿の作成を行うとともに、職員の異動等があった際には、速やかに名簿の更新を行うなどして、緊急参集体制の整備を図る。

2 動員指令の伝達

動員指令の伝達は、各局及び各区の危機管理補助者を通じ、あらかじめ定められた伝達系統、連絡責任者等により、職員に正確に伝達するものとする。

3 職員の配備体制

職員は市域のいずれかで震度5弱以上の地震が発生した場合等、あらかじめ定められた配備先に速やかに自主参集する。

4 職員の非常心得

災害対策本部の職員の心得るべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 職員は、職員危機管理ハンドブックにより、あらかじめ定められた動員体制及び自己の任務を十分に習熟しておくこと。
- (2) 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、夜間休日等であっても、特に命令のあった場合、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- (3) 災害のため緊急に参集する際の服装は、活動に適したものとし、食料等、活動に必要な物を携行すること。
- (4) 参集途上において、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集場所の責任者に報告すること。特に公共施設、病院、道路、橋りょう等の被害情報はできるだけ詳しく報告すること。
- (5) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払い、自発的かつ速やかな行動を心がけること。
- (6) 災害現場においては、必要により腕章等、自らの立場を明確にするものを着用すること。

第3 避難所担当職員、現場応援要員

【避難所担当職員、現場応援要員】

避難所担当職員、現場応援要員の配備・動員基準等について、次のとおり定める。

1 配備基準

- (1) 避難所担当職員は、体育館等避難者を収容する施設を有する指定避難所に配置する。
- (2) 現場応援要員は、市本部に配置する。

2 参集基準

- (1) 避難所担当職員は、市域のいずれかで震度5弱以上の地震が発生した場合、あらかじめ定められた避難所へ自主参集する。
- (2) 現場応援要員は、災害対策本部が設置されたとき、又はその可能性が大きくなったときには、市本部へ自ら参集する。

なお、事前に市本部から指示があった場合はこの限りではない。

3 活動内容

- (1) 避難所担当職員は、指定避難所の開設、閉鎖、救護、指定避難所近隣の被害状況の把握及び報告並びに住民への情報伝達等、避難所に係る災害対策活動を実施する。
- (2) 現場応援要員は、災害初動期において、市本部の指示により、指定避難所等の支援や帰宅困難者対策活動支援、駐車場対応等、災害状況に応じた弾力的な各種災害対策活動を行う。

また、経済部の要請により、備蓄物資、支援物資の搬入搬出等を実施する。

- (3) 災害時に使用した備蓄品の補充、点検管理を実施する。

4 活動体制

- (1) 避難所運営が長期化した場合の職員の交代勤務を考慮し、2班体制に分かれた交代勤務を基本とする。地震時には、全員が自主参集となるため、職員それぞれの参集した時間や参集できた職員数に応じてローテーションを組むなど、柔軟に対応する。
- (2) 市本部は、他都道府県又は市町村へ、可能な限り速やかに避難所への応援要員の要請を行い、避難所の長期従事による職員の負担軽減に努めるものとする。

5 活動期間

- (1) 避難所担当職員は、区本部の指示をもって避難所担当職員としての職務を終了し、その後は所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事するものとする。活動期間の目安として、災害が終息し、配置された指定避難所の閉鎖かつ区域内指定避難所がおおむね閉鎖した時点とする。
- (2) 現場応援要員は、市本部の指示をもって現場応援要員としての職務を終了し、その後は所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事するものとする。活動期間の目安として、おおむね災害発生より3～7日間程度とする。ただし、市域内の避難所の開設が継続されている場合においては、この限りではない。

また、上記活動期間に関わらず、経済部が所掌する災害対策業務への従事は要請に応じて随時実施する。

- (3) 区統括班が所掌する災害対策業務への従事として、避難所担当職員は、災害時に

使用した備蓄品を調達した際には、補充に立ち会い、点検・管理を要請に応じて、随時実施する。

第3節 初動活動から応急対策への流れ

表 1-1-5 応急活動に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 来庁者の安全確保及び避難誘導 ② 各庁舎、各施設の被害状況の把握と初期消火 ③ 各庁舎及び各施設の被害発生に伴う緊急防護措置 ④ 非常用自家発電施設や通信施設の機能確保 ⑤ 初動期災害情報の収集・報告
総括部	① 市本部の開設 ② 市本部員会議の準備 ③ 災害救助法の適用申請
情報・避難部	① 地震情報の収集・分析・提供 ② 指定避難所・一時滞在施設の開設・閉鎖状況の把握
区本部	① 来庁者の安全確保及び避難誘導 ② 各庁舎、各施設の被害状況の把握と初期消火 ③ 各庁舎及び各施設の被害発生に伴う緊急防護措置 ④ 非常用自家発電施設や通信施設の機能確保 ⑤ 初動期災害情報の収集 ⑥ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設指示

地震災害時における初動活動から応急対策への流れは次のように定める。

第1 職員の初動活動

【各部、総括部、区本部】

1 地震発生直後の本庁等の緊急措置

地震直後の緊急措置として、次の措置を講ずる。

(1) 勤務時間内

ア 来庁者の安全確保と避難誘導

各庁舎及び各施設への市民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損等により避難が必要と判断される場合には、安全な場所へ避難誘導する。

イ 各庁舎、各施設の被害状況の把握と初期消火

市庁舎、区庁舎及び各施設の被害状況を把握し、施設管理者へ速やかに報告する。

また、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。

ウ 各庁舎及び各施設の被害発生に伴う緊急防護措置

被害の状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立入り規制や薬物、危険物等に対し緊急に防護措置を講ずる。

エ 非常用自家発電施設や通信施設の機能確保

各庁舎及び各施設管理者は、非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保する。

(2) 夜間・休日等

各庁舎及び各施設において、宿日直員が地震発生直後に実施する緊急措置は、次のとおりである。

- ア 各庁舎及び各施設の被害状況を把握する。
- イ 被害の状況に応じて、各庁舎及び各施設の緊急防護措置を講ずる。
- ウ 各庁舎及び各施設の安全を確保（初期消火、飛散ガラス処理等）する。
- エ 非常用自家発電施設や通信施設の点検、機能確保は各庁舎及び各施設管理者が登庁した段階で、速やかに実施する。
- オ 情報の収集・報告
- カ 指示事項の実施

2 地震情報の収集

地震発生直後、県防災行政無線、各区震度計、防災気象情報、テレビ、ラジオ、インターネット等から地震情報を収集する。

3 指定避難所の開設

避難所担当職員は、指定避難所の開設、救護、避難所近隣の災害状況の把握及び区本部への報告並びに情報伝達を実施する。

4 初動期災害情報の収集

警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、高所カメラを活用し、建築物被害、人的被害、火災発生状況など、各部が初動対応に必要な情報、自衛隊災害派遣要請や広域支援要請の判断に必要な情報を収集する。

第2 応急対策の流れ

【各部、区本部】

実施すべき応急対策の時間的な流れを次に示す。

表 1-1-6 応急対策の流れ

時間 主な 応急対策事項	地震発生～ 24 時間位まで	地震発生 24 時間位～ 3 日目位まで	地震発生 3 日目位～ 1 週間位まで
被害情報の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集職員による被害情報の収集伝達 ・ 消防部等からの被害情報の収集伝達 ・ その他からの被害情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物等の被害情報の収集伝達 ・ ライフライン被害情報の収集伝達 ・ 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 ・ 被災者の生活情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の生活情報の収集伝達
市民への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況（特に火災発生）に関する情報 ・ 避難指示及び安全な指定緊急避難場所・指定避難所に関する情報 ・ パニック防止に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種被害状況に関する情報 ・ 指定避難所に関する情報 ・ 救援救護に関する情報 ・ 行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン等の復旧状況に関する情報 ・ 指定避難所に関する情報 ・ 救援救護に関する情報 ・ 各種相談窓口開設に関する情報
避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所の開設、運営 ・ 避難人員及び避難状況の把握 ・ 特設公衆電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所の運営 ・ 指定避難所への飲料水、食糧、生活必需品等の供給 ・ 仮設トイレの設置及び衛生管理 ・ 特設公衆電話の増設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難人員、生活状況の実態把握
広域支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の派遣要請と受入れ ・ 災害救助法適用の要請 ・ 県、他市町村への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援の受入れ ・ 支援物資の受入れ ・ ボランティアの受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援の受入れ ・ 支援物資の受入れ ・ ボランティアの受入れ
人命救出・医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生き埋め者等の救出活動 ・ 傷病者の災害医療活動 ・ 医療救護所の開設、運営 ・ 後方医療機関への搬送 ・ 行方不明者、安否不明者にかかる対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生き埋め者等の救出活動 ・ 傷病者の災害医療活動 ・ 医療救護所の運営 ・ 後方医療機関への搬送 ・ 行方不明者、安否不明者にかかる対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者の災害医療活動 ・ 健康相談
救援・救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、食糧の確保及び供給 ・ 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、食糧の供給 ・ 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道復旧による生活用水の供給 ・ 支援物資の配給
交通対策・緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通対策 ・ 緊急輸送路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通対策 ・ 緊急輸送路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通対策 ・ 緊急輸送路の確保
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の初期消火 ・ 火災の延焼状況の予測 ・ 危険物等の火災防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の延焼拡大の防止 ・ 危険物等の火災防止対策 	
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否の確認、緊急介護 ・ 指定避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否の確認、緊急介護 ・ 指定避難所でのケア ・ 在宅要配慮者の施設への受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所でのケア
遺体捜索・埋火葬		<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の捜索、搬送 ・ 火葬場等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の埋・火葬
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの復旧
廃棄物対策			<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ・し尿処理 ・ 災害廃棄物処理
生活再建		<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災建築物応急危険度判定の実施 ・ 被災宅地危険度判定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の開設 ・ 罹災証明書等発行の準備 ・ 応急仮設住宅建設の準備 ・ 被災建物応急修理の準備 ・ 学校再開の準備 ・ 被災建築物応急危険度判定の実施 ・ 被災宅地危険度判定の実施

第3 応急活動の留意点

【各部、総括部、区本部】

1 災害対策本部の弾力的運営

大規模な地震災害においては、多岐にわたる応急対策を同時並行的に実施することが要求される一方、職員自身も被災者となり、参集不能となりうる事態も予想される。

このことから、災害の状況によっては、業務分担に必ずしもこだわらず、各班相互に連絡調整を図りながら、緊急性の高い応急対策から優先的に要員を投入するなど、全体的視野から弾力的に要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実行する。

2 災害救助法適用の決定

市長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、災害救助法の適用を決定し、応急対策の万全を期する必要がある。

3 災害対策要員の健康管理と労働管理

大規模な地震災害の場合は、災害対策が長期化することから、災害対策要員のローテーションなどにより職員の健康管理に留意する。

また、災害時の勤務は平常時とは違うストレスがあるため、職員のメンタルケアについても留意する。

4 広域支援等の受入れ

大規模な地震災害の場合は、本市の防災体制のみでは、応急対策のすべてには対応できないことも予想され、この場合、自衛隊、相互応援協定等を締結している市町村、県等に支援を要請することとなる。

また、市内外から様々なボランティアが多数集まってくることも予想される。

このことから、円滑な応急活動を実施できるよう受入体制を整える。

第2章 情報の収集・伝達

本市域において、地震が発生した場合、災害の応急対策を行うための情報の収集・伝達並びに災害情報を市民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、報道機関への情報提供、市民の相談を受付ける窓口設置等に関する計画を定める。

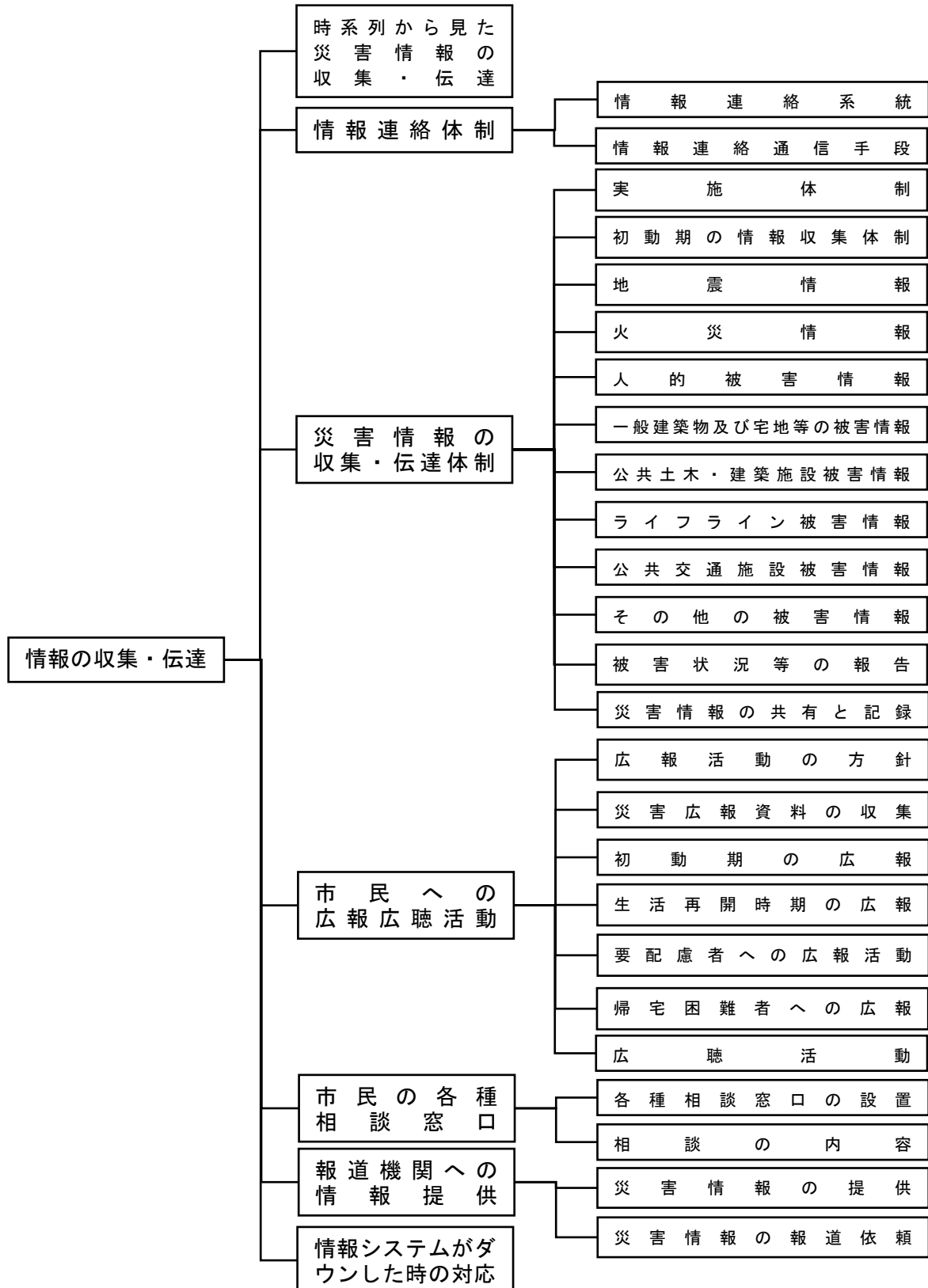


図 1-2-1 情報の収集・伝達に係る対策の体系

第1節 時系列から見た災害情報の収集・伝達

表1-2-1 時系列から見た災害情報の収集・伝達

(1) 各情報収集期における収集情報 ① 初動期災害情報（地震発生～1時間以内）

情報区分	収集情報名	収集情報項目	情報収集担当部
緊急	1 地震情報（余震情報含む）	震源地・規模・深さ・震度等	総括部 区本部
	2 県・気象庁防災情報	気象情報（津波・地震及び推計震度等）・県下被害情報	総括部
	3 市役所庁舎・区役所庁舎及びその周辺等被害情報	人的・施設・火災・建物・地盤等	財政・被害調査部 区本部
	4 市有施設（市役所庁舎・区役所庁舎を除く）及びその周辺被害情報	人的・施設・火災・建物・地盤等	各部 区本部
	5 高所カメラ映像情報	火災・家屋倒壊等被害情報全般	総括部
	6 テレビ・ラジオ情報	気象情報・被害情報全般	総括部 区本部

(1) 各情報収集期における収集情報 ② 初動期災害情報（1時間超～3時間以内）その1

情報区分	収集情報名	収集情報項目	情報収集担当部	
全般	1 地震情報（余震情報含む）	震源地・規模・深さ・震度等	総括部	
	2 人的被害	死者・行方不明者・負傷者数	情報・避難部	
	3 気象情報	さいたま市の当日から3日間の気象情報	総括部	
	4 消防防災ヘリ情報	市内被害状況・火災状況等	総括部 消防部	
	5 火災・危険物・救急情報	<概数被害情報>火災・危険物・死傷者等	消防部	
	6 避難指示発令状況	避難指示発令時刻・地域等	総括部	
本部・避難場所	7 市災害対策本部設置情報	市本部設置の有無・設置時間・設置場所	総括部	
	8 区災害対策本部設置情報	区本部設置の有無・設置時間・設置場所	区本部	
	9 指定避難所開設情報	指定避難所名・避難者数・指定避難所周辺等被害情報	区本部 情報・避難部	
	10 県災害対策本部設置情報	県本部設置の有無・設置時間	総括部	
基本	11 市役所庁舎及びその周辺等被害情報（第二報）	市役所庁舎被害概況・死傷者等発生情報・電力通信機能及び周辺の被害概況	財政・被害調査部	
	12 区役所庁舎及びその周辺等被害情報（第二報）	区役所庁舎被害概況・死傷者等発生情報・電力通信機能及び周辺の被害概況	区本部	
	13 医療施設被害情報	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	保健衛生部	
	14 市立学校被害情報	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	教育部	
	15 市立保育所被害情報	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	子ども未来部	
	市有施設	16 社会教育施設被害情報（公民館・図書館を除く）	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	教育部
		17 公民館被害情報	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	教育部
		18 図書館被害情報	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	教育部
		19 体育館被害情報	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	スポーツ文化部
		20 社会福祉施設被害情報	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	福祉部
		21 老人福祉施設被害情報	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	福祉部
		22 障害者福祉施設被害情報	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	福祉部
		23 児童福祉施設（市立保育所除く）被害情報	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	子ども未来部
	24 上記以外の市有施設及びその周辺被害情報（第二報）	市有施設被害概況・死傷者等発生情報・電力通信機能及び周辺の被害概況	各部 区本部	

表 1-2-1 時系列から見た災害情報の収集・伝達

(1) 各情報収集期における収集情報 ② 初動期災害情報 (1時間超～3時間以内) その2

情報区分	収集情報名	収集情報項目	情報収集担当部	
公共交通機関被害	25	交通対策情報	道路交通対策状況・迂回路情報等	市民部
	26	交通機関被害情報・運行状況	JＲ・私鉄被害・運行状況・復旧見通等	復旧計画部
帰宅困難者	27	帰宅困難者情報	帰宅困難者情報	区本部 情報・避難部
公共土木建築施設等の被害	28	河川・水路等被害情報	河川・水路等被害状況	施設復旧部
	29	道路・橋りょう等被害情報	道路・橋りょう等被害状況・復旧見通等	施設復旧部
ライフライン施設等の被害	30	上水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等	水道部
	31	下水道施設被害情報	下水道被害状況・復旧見通等	施設復旧部
	32	電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等	総括部
	33	ガス施設被害情報	ガス被害・断ガス状況・復旧見通等	総括部
	34	通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等	総括部
環境衛生施設被害	35	有害物質等取扱施設被害情報	有害ガス・劇薬・化学物質等被害状況	消防部
医療施設被害・遺体検案・安置	36	民間医療施設被害情報	被害状況・稼動病院・診療科目等	保健衛生部
商工業施設被害	37	宿泊施設情報 (主に協定施設)	被災者・帰宅困難者受入可能施設情報	情報・避難部
民間福祉施設被害	38	民間社会福祉施設被害情報	人的・建物等被害状況・復旧見通等	福祉部
	39	民間老人福祉施設被害情報	人的・建物等被害状況・復旧見通等	福祉部
	40	民間障害者福祉施設被害情報	人的・建物等被害状況・復旧見通等	福祉部
	41	民間児童福祉施設被害情報	人的・建物等被害状況・復旧見通等	子ども未来部
宅地等の被害	42	被災宅地等の情報	宅地地盤・擁壁、のり面の被害情報等	復旧計画部

(1) 各情報収集期における収集情報 ③ 初動期災害情報 (3時間超～3日間以降) その1

情報区分	収集情報名	収集情報項目	情報収集担当部			
基本	全般	1	地震情報 (余震情報含む)	震源地・規模・深さ・震度等	総括部	
		2	人的被害	死者・行方不明者・負傷者数	情報・避難部	
		3	気象情報	最新情報の再取得	総括部	
		4	消防防災ヘリ情報 (第二報～)	市内被害状況・火災状況等	総括部 消防部	
		5	火災・危険物・救急情報 (第二報～)	<概数被害情報>火災・危険物・死傷者等	消防部	
		6	自衛隊派遣要請	要請時間・派遣地域・要請内容等	総括部	
		7	広域支援要請	要請時間・要請対象・要請内容等	総括部	
		8	自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況	総括部	
		9	広域支援活動状況	広域応援部隊活動状況	総括部	
		10	災害応急対策実施情報	各部局の応急対策実施状況	各部	
	避難場所	市有施設	11	各区内の被害情報 (指定避難所・市有施設を除く)	生埋め者・死傷者・建物被害・火災・道路被害・液状化等の情報で区に寄せられたもの	区本部
			12	指定避難所開設情報 (第二報～)	指定避難所名・避難者数・指定避難所周辺等被害情報 二次避難所開設情報	区本部 情報・避難部
			13	市役所庁舎及びその周辺等被害情報 (第三報～)	市役所庁舎被害概況・死傷者等発生情報・電力通信機能及び周辺の被害概況	財政・被害調査部
			14	区役所庁舎及びその周辺等被害情報 (第三報～)	区役所庁舎被害概況・死傷者等発生情報・電力通信機能及び周辺の被害概況	区本部
			15	医療施設被害情報 (第二報～)	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	保健衛生部
			16	市立学校被害情報 (第二報～)	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	教育部

表 1-2-1 時系列から見た災害情報の収集・伝達

(1) 各情報収集期における収集情報 ③ 初動期災害情報 (3時間超～3日間以降) その2

情報区分	収集情報名	収集情報項目	情報収集担当部	
基本 市有施設	17	市立保育所被害情報 (第二報～)	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	子ども未来部
	18	公民館・図書館等被害情報 (第二報～)	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	教育部
	19	体育館被害情報 (第二報～)	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	スポーツ文化部
	20	社会福祉施設被害情報 (第二報～)	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	福祉部
	21	老人福祉施設被害情報 (第二報～)	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	福祉部
	22	障害者福祉施設被害情報 (第二報～)	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	福祉部
	23	児童福祉施設 (市立保育所除く) 被害情報 (第二報～)	建物等被害状況・復旧見通等・死傷者等発生情報	子ども未来部
	24	上記以外の市有施設及びその周辺被害情報 (第三報～)	市有施設被害概況・死傷者等発生情報・電力通信機能及び周辺の被害概況	各部 区本部
公共交通機関被害	25	交通対策情報 (第二報～)	道路交通対策状況・迂回路情報等	市民部
	26	交通機関被害情報・運行状況 (第二報～)	公共交通機関被害・運行状況・復旧見通等	復旧計画部
帰宅困難者	27	帰宅困難者情報 (第二報～)	帰宅困難者情報	区本部 情報・避難部
公共土木建築施設等の被害	28	河川・水路等被害情報 (第二報～)	河川・水路等被害状況	施設復旧部
	29	道路・橋りょう等被害情報 (第二報～)	道路・橋りょう等被害状況・復旧見通等	施設復旧部
	30	市営住宅被害情報	人的・建物・地盤等被害状況	施設復旧部
	31	公園等被害情報	指定緊急避難場所 (指定公園等) 被害状況	復旧計画部
ライフライン施設等の被害	32	上水道施設被害情報 (第二報～)	水道被害・断水状況・復旧見通等	水道部
	33	下水道施設被害情報 (第二報～)	下水道被害状況・復旧見通等	施設復旧部
	34	電力施設被害情報 (第二報～)	電力被害・停電状況・復旧見通等	総括部
	35	ガス施設被害情報 (第二報～)	ガス被害・断ガス状況・復旧見通等	総括部
	36	通信施設被害情報 (第二報～)	通信被害・不通状況・復旧見通等	総括部
	37	ガソリン等給油可能情報	ガソリン等給油可能施設情報	財政・被害調査部
環境衛生施設被害	38	有害物質等取扱施設被害情報 (第二報～)	有害ガス・劇薬・化学物質等被害状況	消防部
	39	ごみ・し尿処理場被害情報	人的・建物等被害状況・復旧見通等	環境部
医療施設被害・遺体検案・安置	40	民間医療施設被害情報 (第二報～)	被害状況・稼働病院・診療科目等	保健衛生部
	41	遺体検案体制情報	遺体検案体制状況	保健衛生部
	42	遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等情報	保健衛生部
商工業・農業等被害・充足	43	商工業被害情報	物品販売店・飲食店被害及び営業情報・食料・生活必需品等の充足情報	経済部
	44	農産物被害情報	農産物被害情報	経済部
	45	宿泊施設情報 (協定締結施設含む) (第二報～)	被災者・帰宅困難者受入可能施設情報	情報・避難部
民間福祉施設被害	46	民間社会福祉施設被害情報 (第二報～)	人的・建物等被害状況・復旧見通等	福祉部
	47	民間老人福祉施設被害情報 (第二報～)	人的・建物等被害状況・復旧見通等	福祉部
	48	民間障害者福祉施設被害情報 (第二報～)	人的・建物等被害状況・復旧見通等	福祉部
	49	民間児童福祉施設被害情報 (第二報～)	人的・建物等被害状況・復旧見通等	子ども未来部
一般建築物被害	50	一般建築物被害情報	全壊 (全焼) ・大規模半壊・半壊 (半焼) ・一部損壊・床上床下浸水等、建物被害状況	財政・被害調査部
宅地等の被害	51	被災宅地等の情報	宅地地盤、擁壁、のり面の被害状況等	復旧計画部

表 1-2-1 時系列から見た災害情報の収集・伝達

(1) 各情報収集期における伝達・広報する情報 ① 初動期災害情報（地震発生～1・2日間）

情報区分	伝達・広報情報名	伝達・広報情報項目
緊急	1 職員参集情報	①勤務時間外の職員参集 ②防災関係機関等への伝達
	2 避難指示等の情報	①概括的な被害状況 ②危険地域・施設の被害発生情報 ③危険地域に対する避難指示等 ④危険地域・施設への立入禁止情報 ⑤避難経路の伝達
	3 救援活動状況の情報	①救援活動状況の広報 ②人命救助の協力呼びかけ ③救援経路の伝達
	4 二次災害防止情報	①火災発生状況の情報 ②出火防止情報（ガス・電気等）
	5 避難施設情報	①指定避難所等の情報 ②避難時の注意（避難経路・危険区域・携行品） ③避難時の車の使用制限
	6 行政の対応状況	①応急対策の実施情報 ②災害対策本部長（市長）からのメッセージ
	7 余震情報	①余震情報
	8 緊急医療情報	①医療救護所の開設情報 ②医療機関稼働状況の情報 ③専門治療（透析等）医療機関情報
	9 飲料水・食糧等の物資情報	①飲料水の配給場所 ②物資等の配給情報 ③支援物資の受入情報
	10 指定避難所への情報伝達	①指定避難所への飲料水・物資の配給場所 ②その他避難者が必要とする情報
	11 その他の情報	①遺体安置情報 ②パニック防止に関する情報

(2) 各情報収集期における伝達・広報する情報 ② 初動期災害情報（1・2日間～3日間以降）

情報区分	伝達・広報情報名	伝達・広報情報項目
基本	1 被害情報	①概括的な被害状況 ②救援活動情報 ③人的被害情報
	2 避難生活関連情報	①指定避難所の運営情報
生活関連情報	3 交通・道路情報	①公共交通機関の復旧情報 ②道路情報（不通・通行止め・交通対策等） ③代替交通機関の情報
	4 ライフライン情報	①ライフライン復旧情報
	5 生活の基礎情報	①商店・入浴施設情報 ②指定避難所・避難地域での生活情報 ③通常の行政サービス情報
	6 教育関連情報	①学校の休校・再開情報
	7 保健・医療情報	①保健・医療施設の開設等の情報
その他行政 施策情報等	8 各種相談窓口の情報	①相談窓口の開設等の情報
	9 住宅関連情報	①応急仮設住宅情報 ②倒壊家屋・廃棄物等関連情報
	10 罹災証明・義援金等関連情報	①罹災証明書発行等関連情報 ②見舞金・災害弔慰金等の支給関連情報 ③各種貸付・融資制度関連情報 ④各種減免・軽減・延期措置関連情報
	11 その他	①都市計画関連情報 ②経済活動支援関連情報 ③その他災害対策関連情報 ④復興関連情報 ⑤その他行政情報

第2節 情報連絡体制

表 1-2-2 情報連絡体制に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 災害時における情報収集 ② 関係機関との通信連絡手段の確保 ③ 情報連絡員の派遣 ④ 情報の共有化
秘書・広報部	① 報道機関への情報提供、協力要請及びその他の連絡に関する事。 ② あらゆる媒体を用いた災害情報の提供に関する事。 ③ 市民からの通報、問合せ及び回答に関する事。 ④ 情報の共有化
情報・避難部	① 情報の収集及び整理・分析に関する事。 ② 収集した情報の本部班への報告及び情報連絡員への提供に関する事。 ③ 情報の共有化
区本部	① 情報の収集、処理に関する事。 ② 市民への災害情報の提供に関する事。 ③ 情報の共有化

災害情報の収集・伝達は、応急対策を実施する上で重要な事項であり、これを迅速かつ的確に実施する連絡系統及び連絡手段を定める。

第1 情報連絡系統

【各部、秘書・広報部、情報・避難部、区本部】

地震災害時における情報連絡系統は、次のとおりである。

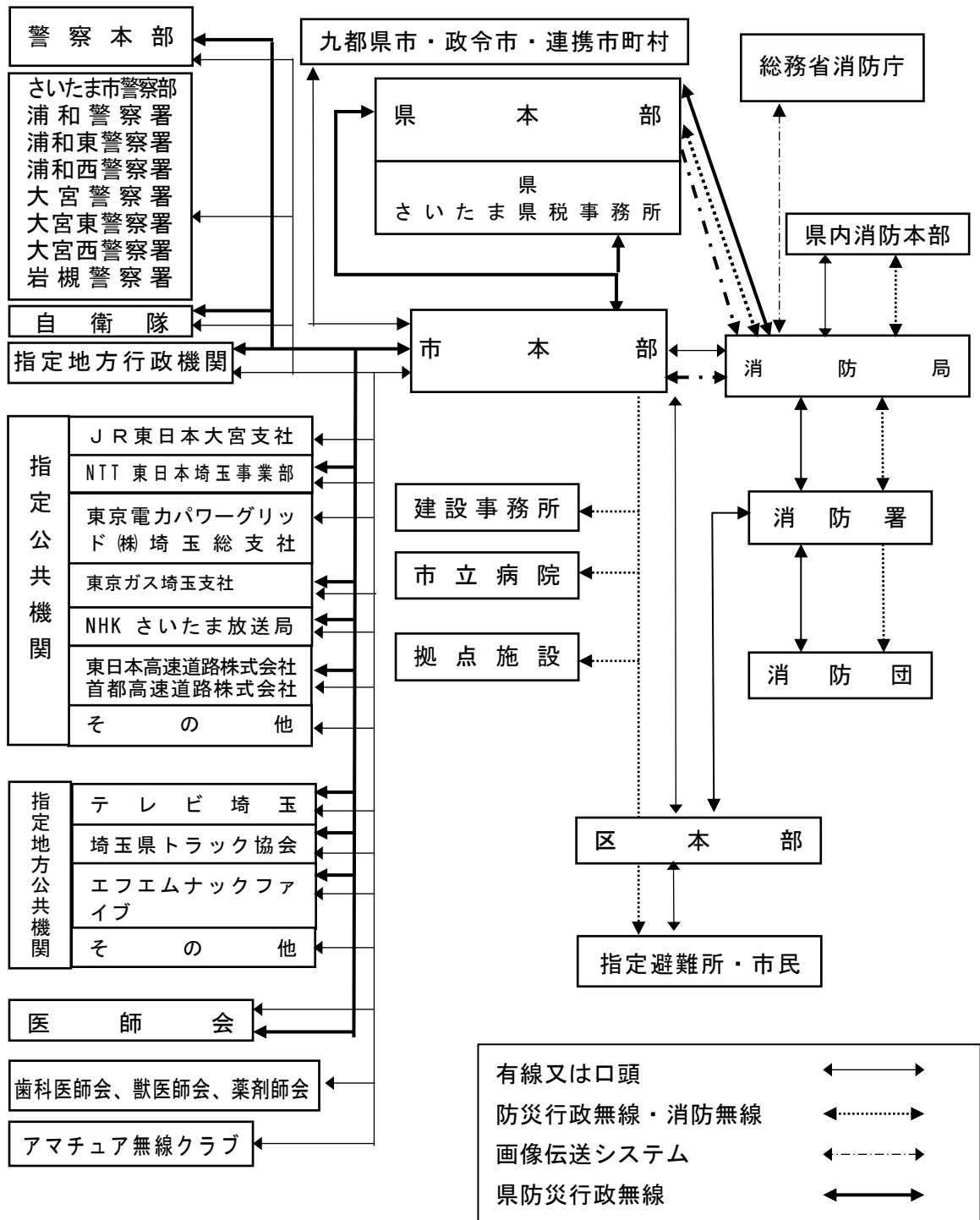


図1-2-2 情報連絡系統

第2 情報連絡通信手段

【各部、秘書・広報部、情報・避難部、区本部】

地震災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。

1 災害通信の運用方針

地震災害時の通信は、無線通信などの各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとし、それぞれの通信手段の特性を生かして、有効的かつ総合的に実施する。

2 市本部と本市の各部署との通信手段

本市各部署との通信手段は、状況に応じ、災害時優先電話、移動系防災行政無線、衛星携帯電話等を活用する。

また、指定避難所との通信手段は、総合防災情報システム、災害時優先電話、移動系防災行政無線あるいは道路事情を考慮し、公用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し、迅速に情報を連絡する。

3 国、県等との通信手段

本市と県との通信手段は、状況に応じ、災害時優先電話、県防災行政無線、衛星通信ネットワーク、防災情報システムを併用し、県本部及び県の地域機関と情報連絡を実施する。

また、内閣府、総務省消防庁、他の地方公共団体間は、中央防災無線、衛星通信ネットワーク等により、情報連絡を実施する。

4 防災関係機関との通信手段

本市と防災関係機関との通信手段は、有線、県防災行政無線、消防無線等を使用して迅速かつ円滑に、また、混乱のないように通信連絡を実施する。

5 非常通信の協力

有線や防災行政無線等が使用できない場合は、非常通信協議会における非常通信規約に基づき、関東地方非常通信協議会構成員に非常通信の協力を得ることができる。

6 災害情報通信のための通信施設の優先使用

本市及び県が災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

(1) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

ア 警察機関	カ 鉄道事業者
イ 消防機関	キ 電気事業者
ウ 水防機関	ク 鉱業事業者
エ 航空保安機関	ケ 自衛隊
オ 気象業務機関	

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ア 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。
- イ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- ア 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。
- イ 本市及び県が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協議しておくものとする。

7 通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施し、通信を確保する。

8 非常通信の利用

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか若しくは著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

(1) 非常通信の運用方法

ア 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- (ア) 人命の救助に関すること
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- (ク) 遭難者救援に関すること
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
- (コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること

- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること
- (シ) 災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- (ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

イ 非常無線通信文の要領

- (ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- (イ) かたかな又は通常の文書体で記入する。
- (ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- (エ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- (オ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- (カ) 余白に「非常」と記入する。

ウ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

エ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問合せを行う場合は、下記にすること。

表 1-2-3 非常通信に関する照会先

非常通信に関する照会先
関東総合通信局無線通信部陸上第二課
電話 03-6238-1774 (直通)
F A X 03-6238-1769

9 通信システム使用不能時の対応

通信システムが被災した場合又は電源が長期に使用不能の場合、緊急の通信手段も使用できなくなることが想定される。このような時は、各部は情報連絡員を配置し、徒歩、自転車、バイク等による情報の伝達を行う。

第3節 災害情報の収集・伝達体制

表 1-2-4 災害情報の収集・伝達体制に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 被害状況及び復旧状況の情報収集 ② 各種情報の情報統括班への報告 ③ 市民への災害情報の伝達、広報の実施 ④ 人的被害情報の収集・報告 ⑤ 一般建築物の被害情報収集・報告 ⑥ 公共土木・建築物の被害情報収集・報告 ⑦ その他の被害情報の収集・報告 ⑧ 被害調査の報告 ⑨ 参集職員による情報収集 ⑩ 宅地等の被害情報収集・報告
総括部	① 防災関係機関との情報交換 ② 被害情報の把握と情報開示の指示 ③ 無線局設置者に対する災害情報収集の要請 ④ 県への被害状況の報告 ⑤ 高所カメラによる状況把握 ⑥ 防災拠点からの情報収集 ⑦ 自主防災組織からの情報収集 ⑧ 地震情報（規模と概況）の収集 ⑨ 上下水道施設以外のライフライン施設の被害情報・復旧情報の収集
秘書・広報部	① 市民・報道機関への広報
情報・避難部	① インターネットによる情報収集 ② 各種情報の収集及び整理・分析 ③ 災害情報の市本部員会議への報告、関係部署への伝達 ④ 災害情報の共有と記録
市民部、スポーツ文化 部、復旧計画部	① 公共施設、公共交通施設、宅地等の被害情報の収集・報告
施設復旧部	① 下水道施設の被害情報・復旧情報の収集・報告
水道部	① 水道施設の被害情報・復旧情報の収集・報告
消防部	① 火災情報の収集・報告
区本部	① 一般建築物の被害情報収集 ② 情報の収集及び共有と記録 ③ 自主防災組織からの情報収集 ④ 宅地等の被害情報収集・報告

本市及び防災関係機関は、地震災害時には、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握し、緊密な連携を図り、情報を交換する。

第1 実施体制

【各部、区本部】

各部において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の実施体制により収集、整理及び伝達する。

1 市本部

- (1) 危機管理センター内オペレーションルーム及び危機管理部執務室にて、各種情報を収集・集約する。
- (2) オペレーションルームは、本部班、各部代表者及び情報連絡員（協力第一部から協力第五部以外）、情報統括班、広聴班及び主管本部員が指名した者をもって構成

- する。
- (3) 各部(協力第一部から協力第五部を除く)は、情報連絡員を中心に、担当業務に関わる被害状況及び応急復旧状況並びに区本部各班からの情報や報告を収集し、速やかに情報統括班へ報告する。
- (4) 情報統括班は、県、防災関係機関、市民及び各部等から収集した各種情報を分析・整理し、災害情報としてそれを必要とする各部へ伝達する。

表 1-2-5 情報分析・整理・伝達要領

種別	分析・整理・伝達要領	情報収集・伝達の目的
緊急情報	被害の概略、概数等を取りまとめ、地震発生から1時間以内に本部長に報告する。	被害全体像の早期把握、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要判断等
初動情報	緊急情報よりも詳細な情報(被害の概要→個別の被害情報、詳細な被害数量)を取りまとめ、地震発生1時間後からおおむね3日目に渡って本部班等へ随時報告する。	緊急被害情報の補完、激甚被災地の限定、数値被害情報の確定や応急対策の実施、広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要の判断等
定時情報	地震発生後おおむね4日以降から、定期的に本部班等へ報告する。	広域応援職員・派遣自衛隊等の再配置、今後の復旧・復興施策の検討等

- (5) 本部班は、災害情報を本部長へ報告する。
- (6) 本部長は、国・県との連絡調整を行うとともに、迅速かつ的確な応急対策を判断し、各部へ指示する。
- (7) 本部班は、秘書・広報部を通じて、災害情報を市民に伝達、広報する。
- (8) 広聴班は、市民からの通報、問合せを受け、情報統括班へ報告する。
- (9) 本市の災害情報の統括責任者は、情報・避難部長とする。

2 区本部

- (1) 区民情報センターを設置し、各種情報を収集・集約する。
- (2) 各班は、区民情報センターに情報連絡員を配置し、担当業務に関わる被害状況及び応急復旧状況等の情報を収集し、速やかに区民情報センター並びに必要な応じ市本部関係班へ報告する。
- (3) 区民情報センターは、災害情報について迅速かつ的確に必要な対応を本部内各班及び必要な各部へ処理依頼し、また、収集した各種情報を分析・整理し、区統括班へ報告する。
- (4) 区統括班は、区域内指定緊急避難場所・指定避難所及び帰宅困難者に関する情報を情報・避難部避難班へ報告する。
- (5) 区本部長は、迅速かつ的確な応急対策を判断し、各班へ指示する。

また、電話やネットワークが途絶し通常の通信が機能しない場合は、危機管理センターとの連絡は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話と限られた状態となるため、各部署の情報は、各部代表者及び情報連絡員を通じて情報統括班及び区統括班へ集約し、区とのやり取りは、危機管理センターを通じて行う。

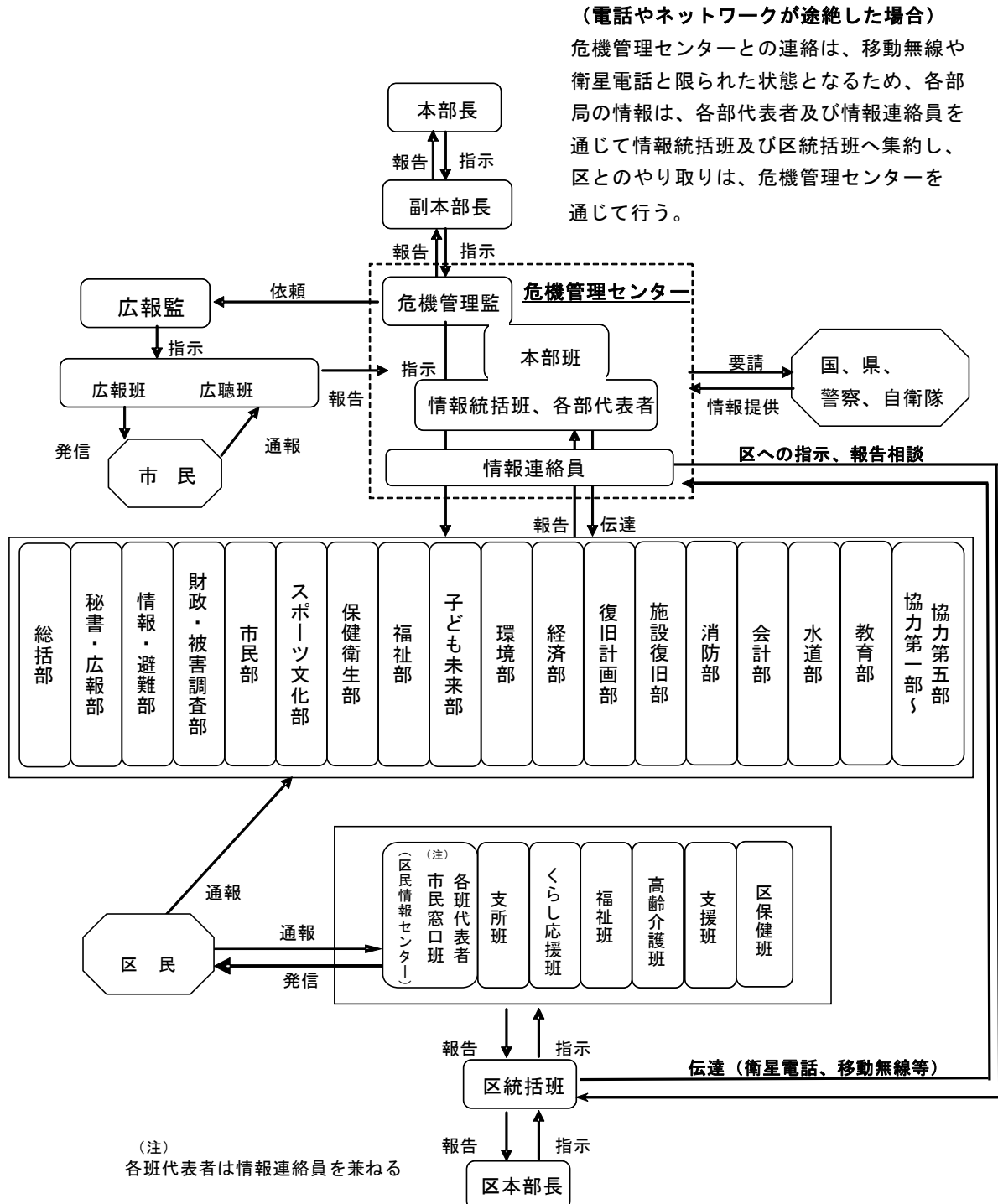


図 1-2-4 災害時における情報伝達体制（通常の通信が機能しない場合）

第2 初動期の情報収集体制

【総括部、情報・避難部】

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊災害派遣要請及び広域支援派遣要請等を判断するための情報として、特に重要であることから、総括部は、情報・避難部と緊密な連携をとり、次の方法により被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

1 高所カメラによる状況把握

高所カメラに撮影された映像により、被害状況等の情報収集を行う。

2 防災拠点からの情報収集

市内の防災拠点から移動系防災行政無線、衛星携帯電話を活用し、初動期の災害情報を収集する。

3 自主防災組織からの情報収集

本市域における自主防災組織から、地域における災害情報を収集する。

4 参集職員による情報収集

地震発生後は、交通路の遮断や電話の不通などにより、情報の収集が制限され、応急復旧対策に大きな影響が与えられることが考えられる。そのため、地震発生後、各配置場所へ参集する職員は、参集途上において可能な限り、被害状況その他災害情報の把握に努め、所属部署へ報告するものとする。

5 その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線、その他の無線局設置者に協力を求めて災害情報を収集する。

また、メール等を活用して、本市域の情報を収集する。

第3 地震情報

【総括部、情報・避難部】

総括部は、熊谷地方気象台及び県から地震及び余震に関する情報を迅速かつ正確に収集する。

1 地震情報の収集体制

総括部は、本市の庁舎及び区役所庁舎に設置した震度計の確認及び気象庁発表の地震情報、県防災行政無線による熊谷地方気象台からの地震情報等から、地震の規模と範囲の概況を把握し、市本部に報告し、区本部に伝達する。

本市が収集する地震情報の主たる流れは、次のとおりである。

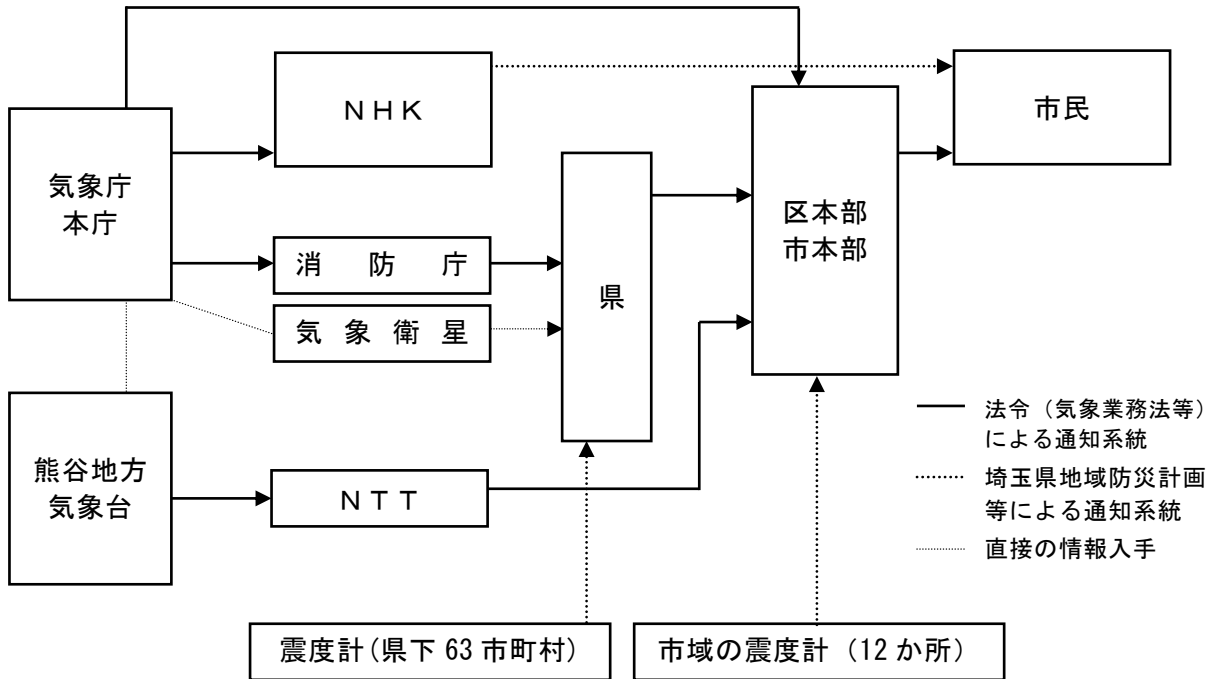


図 1-2-5 地震情報収集体制

2 余震情報の収集体制

本震情報の収集体制と同様とする。

第4 火災情報

【消防部】

地震災害時の火災防止では、被害拡大防止のため初期の消火活動が重要である。

消防部は、地震発生後、直ちに署所からの伝達情報、高所カメラ、高所見張り員の配置による状況把握、参集職員の途上の情報、119番受信時の情報、駆け込み通報等による積極的な情報把握に努める。

また、埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県に対し支援を要請し、空からの情報収集に努める。

消防部は、これらの火災情報を市本部（情報統括班）に報告し、市本部は、区本部に伝達する。

特に、火災等の進展予測により、住民を避難させる必要があると判断したときは、市本部に通報し、各消防署は、火災等の進展予測、避難を必要とする地域、避難の安全方向等の必要な情報を、区本部に通報する。

第5 人的被害情報

【各部】

地震発生直後は、広域的あるいは局地的に、多数の傷病者が発生すると予想される。

また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して、医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

人命救助活動の時期は、地震発生直後からの初動期に、特に集中することが予想されるので、初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各部は、担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害の情報を収集し、情報統括班に報告する。情報統括班は、報告された人的被害の情報を整理分析し、災害情報として本部長に報告し、他部及び区統括班に伝達する。

また、各部からの情報、警察署及び防災関係機関から収集した情報に基づき、人命救助に関する情報に遺漏がないように把握する。収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し、被害の発生状況を把握する。

1 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報の錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握する。

- (1) 職員からの情報
- (2) 市役所、区役所、支所、消防署等への市民からの情報
- (3) 消防部からの傷病者救護状況に関する情報など
- (4) 指定避難所からの被災者情報
- (5) 各地区の自治会、自主防災組織等の住民組織からの情報
- (6) 医療機関からの傷病者救護状況情報
- (7) 警察署、その他の防災関係機関からの情報

2 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

- (1) 死者の情報
- (2) 建物倒壊等による生き埋め情報
- (3) 傷病者発生情報
- (4) 行方不明人・安否不明者の情報

第6 一般建築物及び宅地等の被害情報

【各部、区本部】

一般建築物及び宅地等の被害に関する情報は、初動期における応急対策の実施の上で重要である。このため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。

1 初動期の建築物及び宅地被害調査

地震発生直後の初動期において、本市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、各部は、参集職員からの情報、高所カメラの情報、自主防災組織からの情報、関係機関からの情報等を収集し、情報統括班に報告する。情報統括班は、これらの建築物の被害情報を整理・分析し、本市域全体の被害状況を把握して、災害情報として本部長に報告し、他部及び区統括班に伝達する。

2 初動期以降の建築物及び宅地被害調査

復旧計画部及び施設復旧部は、被災建物による二次災害防止のため、県に対して被災建築物応急危険度判定士や宅地危険度判定士の派遣を要請し、被災宅地・建築物の危険度判定を実施し、必要に応じて宅地・建築物を保全するための指導を実施する。被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定については、本編第1部第7章第9節に示す。

また、被害調査班は、被災した建築物、宅地の外観の被害状況を目視により全棟被害調査を実施し、被害調査の結果から罹災台帳を作成し、罹災証明の基本台帳とする。罹災証明書の発行については、共通編第3部第2章第1節に示す。

第7 公共土木・建築施設被害情報

【各部】

本市が管理する公共土木施設及び公共建築施設（以降「公共施設」という）の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等により記録するとともに所管の部に報告する。

また、国、県等の管理する公共施設の被害については、各部が各関係機関から被害状況を把握する。各部はこれらの公共土木・建築物被害情報を情報統括班に報告する。情報統括班は、これらの公共土木・建築物被害情報を整理・分析し、本市域全体の被害状況を把握して、災害情報として本部長に報告し、他部及び区統括班に伝達する。

第8 ライフライン被害情報

【総括部、水道部、施設復旧部】

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

1 ライフライン被害調査

ライフライン被害のうち、上水道については水道部が被害調査を実施し、下水道については、施設復旧部が被害調査を実施し、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。その他のライフラインについては、総括部が各事業者から被害状況を把握する。総括部、水道部、施設復旧部はライフラインの被害情報を情報統括班に報告する。情報統括班は、これらのライフライン被害情報を整理・分析し、本市域全体の被害状況を把握して、災害情報として本部長に報告し、他部及び区統括班に伝達する。

2 ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして、市民への情報提供ができるように被害状況と同様の手順で復旧情報を把握、報告・伝達する。

第9 公共交通施設被害情報

【復旧計画部】

復旧計画部（都市計画統括班）は、鉄道管理者から交通施設の被害、旅客列車及びタンク車、貨車の転覆等による重大事故の情報及び運行・復旧に関する情報を把握する。

また、バス等の公共輸送機関の被害状況、運行・復旧に関する情報を各関係機関から収集し、その状況を把握する。復旧計画部は公共交通施設の被害情報を情報統括班に報告する。情報統括班は、これらの公共交通被害情報を整理・分析し、本市域全体の被害状況を把握して、災害情報として本部長に報告し、他部及び区統括班に伝達する。

第10 その他の被害情報

【各部】

みの他の被害の情報は、基本的には公共施設被害の情報収集と同様の方法により、担当する各部が関係機関、関係団体等から収集しその状況を把握する。各部はその他の被害情報についても情報統括班に報告する。情報統括班は、その他の被害情報についても整理・分析し、本市域全体の被害状況を把握して、災害情報として本部長に報告し、他部及び区統括班に伝達する。

その他の被害としては、商業、工業、農業等があげられる。

第11 被害状況等の報告

【総括部、各部】

被害状況等の報告は、次のとおりとする。

1 情報統括班への報告

各部は、オペレーションルームの情報連絡員を通じて、収集した被害調査結果を情報統括班へ報告する。

2 県への報告

県への報告は、災害の発生と経過に応じて埼玉県災害オペレーション支援システムにより報告するものとし、システムダウンした場合は、県防災行政無線で行う。

(1) 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。

ア 発生速報

概要について被害発生直後に行う。

イ 経過速報

被害状況の進展に伴い、収集した被害について逐次報告するものとし、特に指示がある場合の他は、2時間ごとに行う。

(2) 確定報告

別に定める被害の判定基準を参考として、被害状況調により、被害のあった日から7日以内に報告する。

なお、死者及び重傷者等が発生した場合は、本籍、住所、氏名、年齢、性別、障害の程度を附記する。

表 1-2-6 災害オペレーション支援システムが使えない場合の連絡先

		被害速報		確定報告
県の警戒体制・初動体制・緊急体制・非常体制	体制後		さいたま県税事務所 TEL 822-5140 FAX 822-4381 防災行政無線 83-227 FAX 83-960	県さいたま県税事務所
	体制前	勤務時間内	県災害対策課 TEL 830-8181 防災行政無線 6-8181 FAX 830-8159	
		勤務時間外	県危機管理防災部宿直室 TEL 830-8111 防災行政無線 70-111 FAX 830-8119	

3 県へ報告できない場合の措置

本市が、県に報告できない場合の被害状況等の報告先は、次のとおりである。

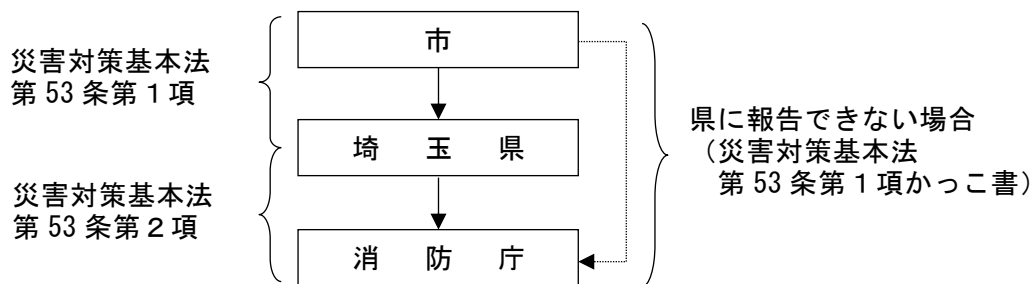


図 1-2-6 本市が県に報告できない場合の報告先

表 1-2-7 消防庁への報告先

区分		平日 (9:30~18:30) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7552	03-5253-7553
消防防災無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49036	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49036	TN-048-500-90-49036

4 消防庁への直接報告

市域のいずれかで震度5強以上の地震が発生した場合は、県だけでなく、消防庁へ直接報告する。

表 1-2-8 消防庁連絡先

消防庁連絡先	
消防庁防災課	電話 03-5253-7525 FAX 03-5253-7535

第12 災害情報の共有と記録

【秘書・広報部、情報・避難部】

危機管理センター及び区民情報センターには、ホワイトボード等を設置し、被災状況、災害対策の情報、復旧状況などの収集・整理された最新の情報を常に提示し、災害情報としてその共有を図る。情報・避難部は、これらの時系列で変化する情報を記録する。

また、秘書・広報部（広報班）は、インターネット等により市民・事業所への広報を行うとともに、防災拠点や主要駅等主要施設に情報を伝達し、伝達した情報を掲示板等により掲示することを依頼する。

第4節 市民への広報広聴活動

表 1-2-9 市民への広報広聴活動に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 広報に関して関係機関との連携
秘書・広報部	① 災害広報資料の収集 ② 市民への広報 ③ 被災者への広聴活動 ④ 帰宅困難者への広報
保健衛生部	① ペット同行避難者への広報
福祉部	① 福祉施設及び要配慮者への広報
経済部	① 外国人への広報
区本部	① 在宅の要配慮者への広報 ② 帰宅困難者への広報 ③ 市民への災害情報の提供

地震発生時には、被災地区や周辺区域の市民に対し、地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があるため、このため、広報班は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

第1 広報活動の方針

【総括部、秘書・広報部】

地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知し、これらの情報を共有するよう努める。

1 広報の連絡系統

広報の連絡系統は、広報班から発信されるインターネット情報等に加えて、災害情報の収集・伝達体制（本章第3節第1）に示すように、区民情報センター等より市民へ情報提供を行うものとする。

2 災害広報の方法

地震災害に関する情報及び災害対策状況のうち市民に必要な広報手段は、インターネット、防災行政無線、メール配信、公用車による広報、各防災拠点での掲示板等とし、市民・事業所等との情報共有を図る。

また、地震災害時の広報については、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、その時点で活用できる様々な広報手段を効果的に用いて、市民等（避難者・指定避難所外の被災者・市外避難者等）に適宜、的確に周知するよう努める。

第2 災害広報資料の収集

【秘書・広報部】

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、また関係機関等の協力を得て収集する。

- 1 広報班が撮影した災害写真、災害ビデオ
- 2 市の関係機関、県、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ
- 3 報道機関等による災害現地の航空写真
- 4 水防及び救助等応急対策活動取材した写真、その他各班において入手（取得）した写真等

第3 初動期の広報

【秘書・広報部】

地震直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

1 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- (1) 地震発生と被害状況
- (2) 市本部の震災対策状況
- (3) 住民に対する避難指示等に関する事項
- (4) 災害救助活動状況
- (5) 電気、ガス、水道等の状況
- (6) 公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況

- (7) 電話の通話状況
- (8) 県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- (9) 支援情報(指定避難所、医療救護所、支援物資の配布、給水・給食、ペットの同行避難、その他避難生活情報)
- (10) 流言、飛語の防止に関する情報

2 初動期の広報手段

初動期の広報は、下記的手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- (1) 防災行政無線による広報
- (2) メール配信(緊急速報メール、防災行政無線メール)による広報
- (3) テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の報道機関への情報提供による広報
- (4) 公用車による広報
- (5) SNS等

第4 生活再開時期の広報

【秘書・広報部、区本部】

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組み合わせ、それぞれの対象者に広報を実施する。

1 生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは、次のとおりである。

(1) 第1期(3日～1週間程度)

災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を、指定避難所を中心に広報する。

- ア 電気、ガス、水道等の復旧状況
- イ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報
- ウ 公共交通機関の復旧情報
- エ 生活の基礎情報(商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報)
- オ 安否情報
- カ 相談窓口開設の情報
- キ 災害関連の行政施策情報
- ク 通常の行政サービス情報

(2) 第2期(2～3週間目)

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。

(3) 第3期(4週間目以後)

指定避難所での避難生活から仮設住宅等での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市

民向け情報を提供する。

- ア 災害関連の行政施策情報
- イ 通常の行政サービス情報

2 生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、避難状況別に様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。

広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として、非常に有効であることから、迅速に地震災害時の広報紙を発行する。

(1) 指定避難所の市民への広報

- ア 広報紙の配布
- イ 掲示板への掲出（広報紙・伝達情報等）
- ウ 避難所担当職員による広報（説明）

指定避難所との相互情報伝達には、移動系防災行政無線、電話、FAX、テレビ、インターネット等を利用する。

(2) 指定避難所外の市民への広報

- ア 市役所、区役所、支所、公民館等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
- イ 広報手段

広報伝達手段は、掲示板への掲出、広報紙の配布、公用車による広報、防災行政無線、メール配信、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞等あらゆる情報媒体を活用する。

(3) 市外避難者への広報

- ア 当初はFAX、インターネット、報道機関への情報提供による広報
- イ その後、避難先自治体等と連携を図り、広報紙配布の委託や広報紙の市外郵送サービスをできるかぎり迅速に実施する。

第5 要配慮者への広報活動

【福祉部、経済部、区本部】

聴覚・視覚障害者や、外国人などの災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して、広報に努める。

1 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでのデータ放送、手話放送テロップ等により広報に努める。

視覚障害者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字での広報に努める。

また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

2 外国人への広報

被災外国人に対しては、さいたま観光国際協会と連携を図り、広報に努める。

また、報道機関に多言語による広報の協力を要請し、情報が行き届くよう努める。

第6 帰宅困難者への広報

【秘書・広報部、総括部、区本部】

地震発生時に、交通機関が停止した際に発生が予想される帰宅困難者に対する広報については、次のとおりである。

1 本市域外における帰宅困難者への広報

発災時刻によっては、本市域外に通勤通学者が取り残されることが予想されるため、災害用伝言ダイヤル 171 等を利用した安否等の確認方法について平常時より周知を行う。

また、関係機関及び九都縣市との連携による帰宅困難者への情報提供を行う。

2 市内に残った帰宅困難者への広報

鉄道事業者・警察と連携し、市内に残された帰宅困難者に対し、次の広報を実施する。

- (1) 被災状況
- (2) 交通機関の復旧状況
- (3) 一時滞在施設、指定避難所
- (4) その他必要事項

第7 広聴活動

【秘書・広報部】

被災者の要望等を広く収集するため、広聴活動を実施する。

1 被災者に対する広聴活動の実施

初動期は、地震発生状況や被害状況に関する問合せや災害応急対策を求める市民からの通報、問合せ等の受付処理を行う。その後、必要に応じ、被災者に対する個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば、県に広聴活動の協力を要請する。

2 埼玉県の広聴活動への協力等

- (1) 情報収集や提供等、県が震災後に設置する災害情報相談センターの業務に協力する。

(2) 必要に応じて、県ホームページにアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

3 県、市町村、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

県、市町村及び関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。

震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

第5節 市民の各種相談窓口

表 1-2-10 市民の各種相談窓口に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 相談窓口設置に関する協力 ② 市民からの問合せ対応
市民部 区本部	① 市民に対する相談窓口の設置 ② 女性や子どもに対する相談窓口の設置

地震災害後の市民意識や市民の要望を把握し、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、各部と相互に連携して市庁舎等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

また、外国人に対しボランティア通訳等を配置し、相談に応じる。

第1 各種相談窓口の設置

【各部、市民部、区本部】

区本部は、被災者からの要望、相談等に対し、総合相談窓口を開設し、速やかに関係各部及び関連機関に連絡して早期解決に努める。

関係各部は区各班と協力して、次のような各種相談窓口を設置する。

- 1 市役所、区役所、支所、公民館等での相談窓口の設置
- 2 指定避難所の巡回相談
- 3 電話相談窓口の設置

照会、連絡や相談窓口の設置状況などの連絡については、電話及びFAX等で対応する。

- 4 他機関（国、県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

本市、県及び国等による支援事業についての相談及びあっせんについて実施する。

また、関係各部は、被災した女性や子どもの心身の健康を守るために、女性や子どものための相談窓口を開設し、女性や子どもの健康問題や育児相談・支援に取り組む。

第2 相談の内容

【各部】

相談の内容は、次のとおりとする。

1 生活再建相談

生活再建のための経済支援、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- (1) 罹災証明書、被災届出受理証の発行
- (2) 義援金、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- (3) 倒壊家屋の処理
- (4) 住宅の応急修理、応急仮設住宅・公営住宅への入居
- (5) その他生活相談

2 事業再建相談

本市、県及び国が実施する事業再建に関する支援事業について、相談及びあっせんを行う。

また、県及び国の支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- (1) 中小企業関係融資
- (2) 農業関係融資
- (3) その他融資制度

3 個別専門相談（法律、医療）

(1) 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。

(2) 健康相談

心身の健康に係わる問題など、健康相談を実施する。特に、震災による悲しみや恐怖、不安、ストレスなど心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするための電話相談、面接相談を行う。

4 ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

5 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導に当たっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、本市の広報紙や報道機関等の広報により、悪質商法への注意を啓発する。

6 安否情報

安否情報は、同居の家族や市内の住民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供を行う。

また、その照会手続き等について検討する。

併せて、必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

7 市民からの問合せ対応

各部が市民からの問合せを受けた場合には、的確な相談窓口へと繋げなければならない。

また、各部全体の共通の事項については、統一した回答や対応ができるように、市本部より統一見解等の方針を各部に伝達する。

第6節 報道機関への情報提供

表 1-2-11 報道機関への情報提供に係る実施項目

担当部署	実施項目
秘書・広報部 (広報班、広聴班)	① 報道機関への災害情報の提供 ② プレスセンターの開設 ③ 災害情報の報道依頼

市民が、適切な判断により行動がとれるようにテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。

第1 災害情報の提供

【秘書・広報部】

広報班は、プレスセンターを開設し、報道機関に対し、災害情報を提供する。

1 災害情報の内容

報道機関に対して、次の事項を中心に災害情報を提供する。個人情報の公開については、十分に配慮の上実施する。

- (1) 地震に関する情報（余震を含む）
- (2) 地域の被害状況等に関する情報
- (3) 本市における避難に関する情報
 - ア 避難指示等に関すること
 - イ 避難施設に関すること（ペットの同行避難を含む）
- (4) 地域の応急対策活動の状況に関する情報
 - ア 医療救護所の開設に関すること
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ウ 電気、水道等の復旧に関すること

(5) その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）

- ア 給水及び給食に関すること
- イ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
- ウ 防疫に関すること
- エ 各種相談窓口の開設に関すること

2 プレスセンターの開設

広報班は、報道機関等に提供するためのプレスセンターを庁舎内特別会議室に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。

また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問合せ等に対応する。

第2 災害情報の報道依頼

【秘書・広報部】

広報班は、災害に関する情報を、テレビ、ラジオ等の報道機関へ報道の依頼をする。

テレビ、ラジオについては、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ、CityFMさいたまに対し放送を要請する。

第7節 情報システムがダウンした時の対応

表1-2-12 情報システムがダウンした時の対応に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部 区本部	① 情報連絡員による情報伝達

情報システムが被災した場合又は計画停電などで電源が長期に使用不能の場合、緊急の情報伝達手段も使用できなくなることが想定される。このような場合は、各部及び区本部各班は情報連絡員を配置し、徒歩、自転車、バイク等による情報の伝達を行う。

情報連絡員による情報の伝達には、可能な限り共通の情報シート等を活用し、期日、発信元、受信先、返信の要否、関連部署、内容等、情報項目に漏れがないようにする。

第3章 相互協力

本市は、地震の規模や災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体及び防災関係機関に職員の派遣、支援物資の調達等の支援を要請する。

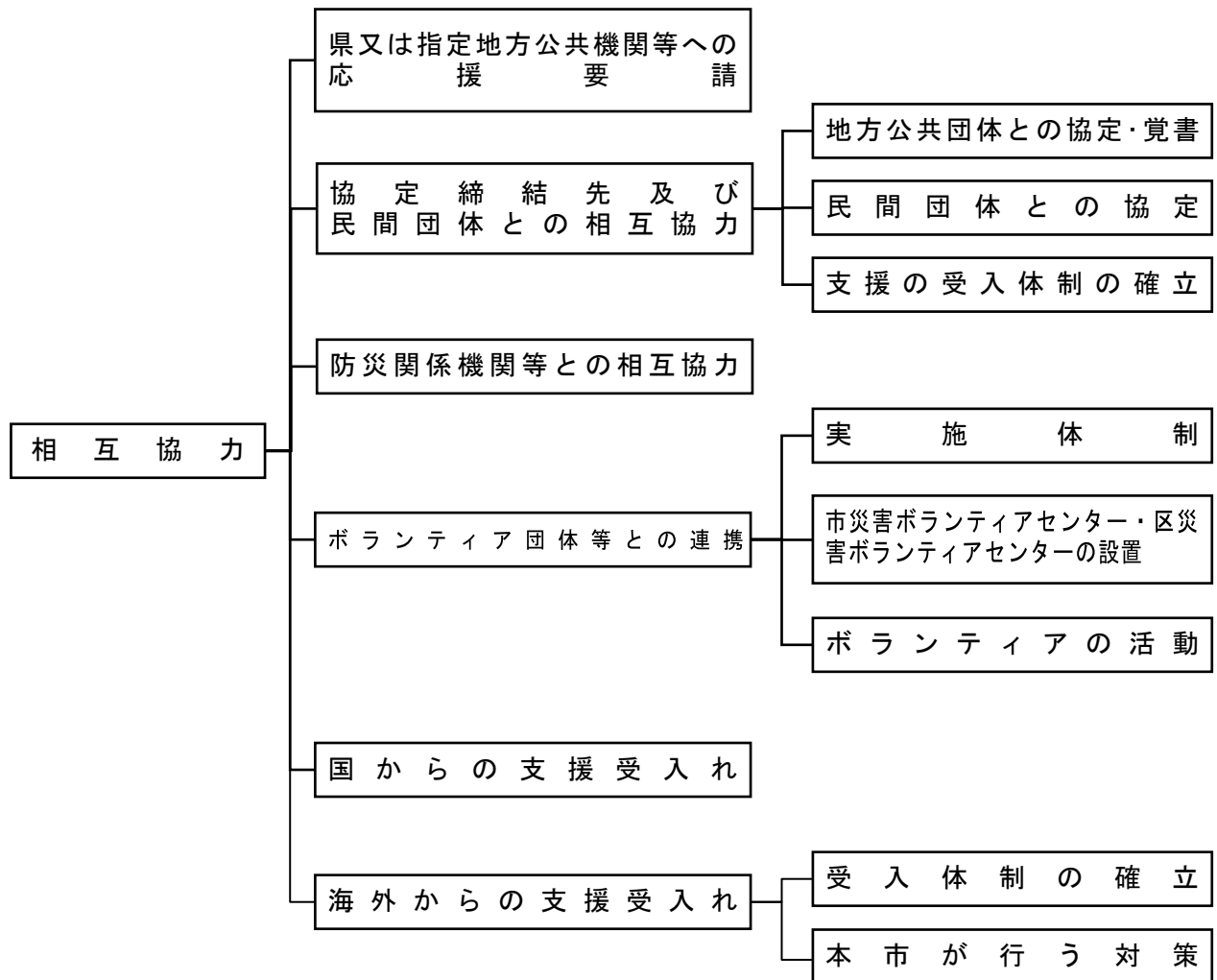


図1-3-1 相互協力に係る対策の体系

法律、協定に基づく支援協力の要請系統は、次のとおりである。

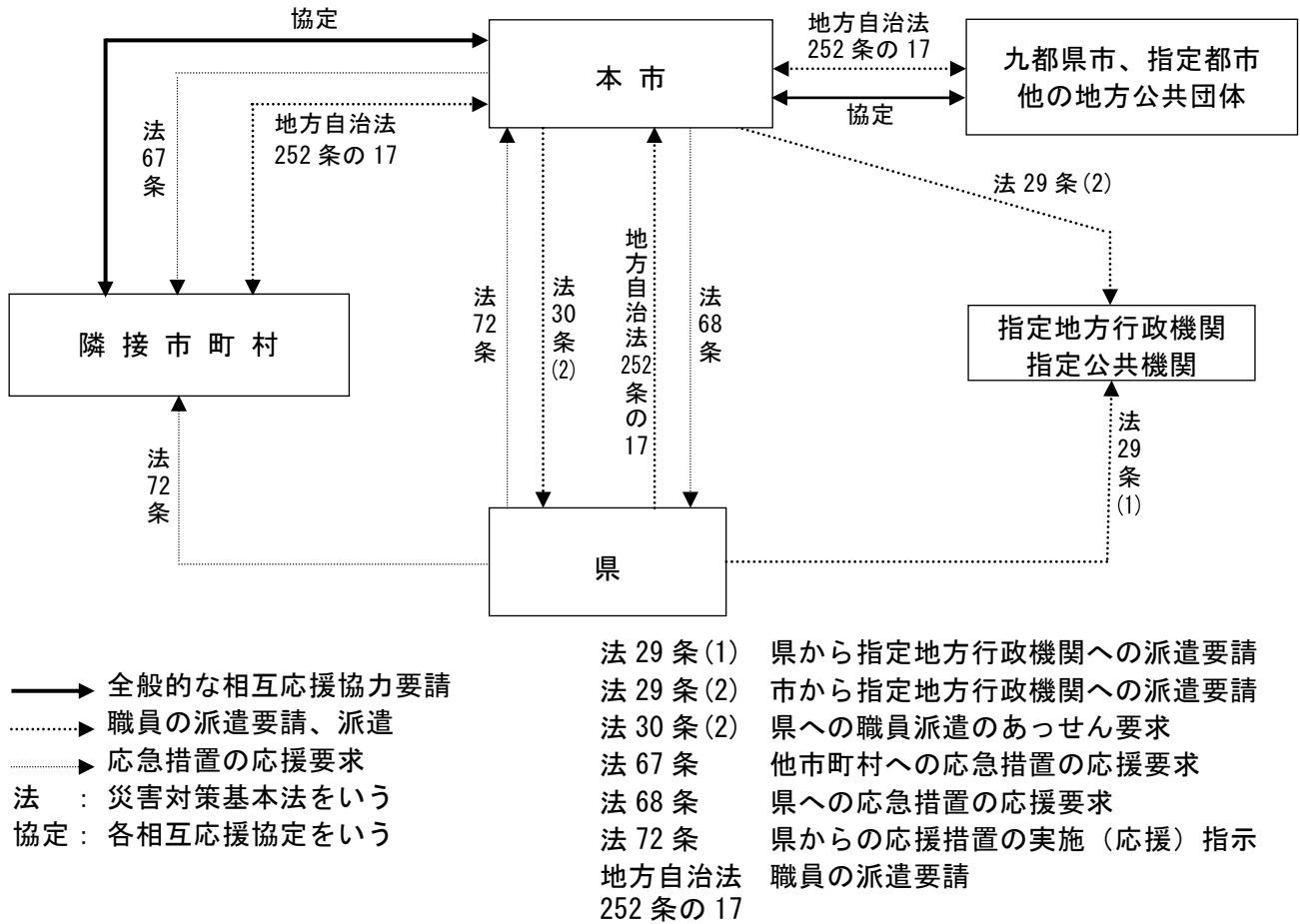


図 1-3-2 支援協力の要請系統

第 1 節 県又は指定地方公共機関等への応援要請

表 1-3-1 県又は指定地方公共機関等への応援要請に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 県又は指定地方公共機関等への応援要請

市長は、県知事又は指定地方行政機関、指定公共機関に、応援又は応援のあっせんを求める必要があると判断した場合、県に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって速やかに要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

なお、応援職員の執務場所は、さいたま市職員研修センターとする。

表 1-3-2 要請事項

要請の内容	事項	備考
県への応援要請又は 応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援(応急措置の実施)を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名 及び数量 4 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置 内容) 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請を 求める場合	第1部第4章第1節 自衛隊の災害派遣参照	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関等、 他都道府県の職員又は他 都道府県の市町村職員の 派遣のあっせんを求める 場合	1 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人 員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法 第252条の17
日本放送協会さいたま放 送局、(株)テレビ埼玉、(株) エフエムナックファイブ 及びC i t y F Mさいた ま(株)に放送要請を求める 場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 希望する放送日時及び送信系統 その他必要事項	災対法第57条

第2節 協定締結先及び民間団体との相互協力

表 1-3-3 近隣市町村等との相互協力に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 関係各部における受入体制の確立
総括部	① 協定等に基づく地方公共団体への支援要請 ② 協定等に基づく民間団体への支援要請

市長は、九都県市、21 大都市、首都圏県都市長懇話会構成市、相互応援協定締結市及び民間団体等に支援を要請する必要があると判断した場合は、あらかじめ締結している協定及び覚書に基づき、速やかに支援を要請する。

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、本市は支援の受入体制を確立する。

第1 地方公共団体との協定・覚書

【総括部】

地方公共団体との協定・覚書については、次の内容について協定・覚書を締結している。協定・覚書等は、【資料編第4部(広域連携・応援体制)】に示す。

表 1-3-4 地方公共団体との主な協定・覚書一覧

番号	協定・覚書
1	首都圏県都市長懇話会相互援助協定
2	災害時における避難場所相互利用に関する協定
3	災害時における相互応援に関する協定
4	21大都市災害時相互応援に関する協定
5	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書
6	九都県市災害時相互応援等に関する協定
7	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
8	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定
9	関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定
10	危機発生時における相互応援に関する協定

第2 民間団体との協定

【総括部】

民間団体との協定については、次の内容について協定・覚書を締結している。協定・覚書の概要等は、【資料編第4部（広域連携・応援体制）】に示す。

表 1-3-5 民間団体との主な協定一覧

番号	協定・覚書
1	災害救助犬の出動に関する協定
2	多数の死者発生に伴う協定（棺等の供給協力など）
3	物資輸送の協定
4	災害発生に伴う災害時要援護者への一時収容場所の提供協定 （高齢者・身体障害者のうち介護を必要とする者）
5	災害発生に伴う帰宅困難者への一時収容場所の提供協定（要介護者以外）
6	災害時における施設等の提供協力に関する協定（車避難者対策など）
7	災害時における井戸水の供給に関する協定
8	災害時における応急復旧業務・工事の協定
9	災害時における医療救護に関する協定
10	災害時における応急生活物資の供給に関する協定
11	災害時緊急放送に関する協定（ラジオ放送局）
12	九都県市災害時における帰宅困難者支援に関する協定
13	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
14	災害時における協力に関する協定（アマチュア無線を活用した情報収集）
15	災害時における仮設トイレの供給に関する協定
16	災害時における飲料水等の提供に関する協定
17	災害時における家屋被害認定調査に関する協定
18	災害時における石油類燃料の調達に関する協定
19	災害時における二次避難所施設利用に関する協定
20	災害時における帰宅困難者受入れに関する協定
21	災害時におけるLPガスの提供に関する協定
22	災害時における動物保護活動に関する協定（避難所にいる動物の健康管理など）
23	災害に係る情報発信等に関する協定（市ホームページへのアクセス負荷軽減など）
24	災害時における人員の輸送に関する協定（バス）
25	災害時に必要な消火用水の確保に関する協定

第3 支援の受入体制の確立

【各部、総括部】

1 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。

2 受入れへの対応

- (1) 受入窓口
- (2) 支援の範囲、区域及び制約条件
- (3) 担当業務
- (4) 支援の内容
- (5) 交通手段及び交通路の確保

第3節 防災関係機関等との相互協力

表 1-3-6 防災関係機関等との相互協力に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 応援部隊の受入れ
総括部	① 防災関係機関及び協定団体への支援要請

市長は、市災害対策本部が設置された場合、必要に応じて、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関などの防災関係機関及び協定団体に対し速やかに支援を要請する。

防災関係機関への支援要請については、総括部が支援要請内容を明らかにした上で、所定の手続きを実施し、各部において受け入れる。

表 1-3-7 防災関係機関等一覧

区分	機関名	担当部署	区分	機関名	担当部署
国の機関	さいたま労働基準監督署	業務課	指定公共機関又は指定地方公共機関	埼玉県バス協会	事務局
	関東農政局 企画調整室	室長補佐（防災・災害・危機管理）		日本通運(株)埼玉支店	総務課
	大宮国道事務所	交通対策課 管理第二課		東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	業務総括グループ
	北首都国道事務所	管理課 戸田維持出張所		東日本高速道路	総合受付
	荒川上流河川事務所	防災対策課 西浦和出張所		首都高速道路	事務局
	関東地方整備局	防災室		東彩ガス	防災供給センター
自衛隊	陸上自衛隊第32普通科連隊	第3科		日赤埼玉県支部	代表
県の機関	県災害対策課	災害対策担当		東京ガス(株)	埼玉支社
	県さいたま県税事務所	総務・防災担当		日本放送協会さいたま放送局	企画編成部
	県さいたま県土整備事務所	道路部道路環境担当 河川部		(株)テレビ埼玉	報道部 総務経理部
	県さいたま農林振興センター	地域支援担当（企画・管理）		(株)エフエムナックファイブ	編成業務部
警察	市警察部	総務課		(一)埼玉県トラック協会	事務局
	浦和警察署	警備課		(一)埼玉県トラック協会浦和支部	事務局
	浦和東警察署	警備課		(一)埼玉県トラック協会大宮支部	事務局
	浦和西警察署	警備課		(一)埼玉県トラック協会岩槻支部	事務局
	大宮警察署	警備課		(一)埼玉県LPガス協会さいたま支部	事務局
	大宮東警察署	警備課		(一)浦和医師会	事務局
	大宮西警察署	警備課		(一)大宮医師会	事務局
	岩槻警察署	警備課		(一)さいたま市与野医師会	事務局
指定公共機関又は指定地方公共機関	さいたま中央郵便局	総務課		(一)岩槻医師会	事務局
	東日本旅客鉄道(株) 大宮支社	安全企画室（平日昼間） 当直（土休日夜間）		(一)浦和歯科医師会	事務局
	東武鉄道(株) 東武大宮駅	東武大宮駅		(一)大宮歯科医師会	事務局
	埼玉新都市交通(株) 大宮駅	本社運輸部（平日昼間） 大宮駅（常時）		(一)与野歯科医師会	事務局
	埼玉高速鉄道(株)	安全管理課（平日昼間） 指令所（夜間休日）		(一)さいたま市薬剤師会	事務局
	東日本電信電話(株)埼玉事業部	災害対策室	さいたま商工会議所	総務部	
			埼玉県石油業協同組合浦和支部	副支部長	
		さいたま市管工事業協同組合	安全・衛生担当		

第4節 ボランティア団体等との連携

表 1-3-8 ボランティア団体等との相互協力に係る実施項目

担当部署	実施項目
市民部	① 社会福祉協議会との連携によるボランティアの確保 ② 災害ボランティアセンターの設置・運営
各部	① 専門ボランティアの受入窓口の設置
区本部	① 区災害ボランティアセンターの設置・運営

地震発生後、直ちにボランティア活動が円滑かつ効率的に実施されるように、市社会福祉協議会と緊密な連携を図り、ボランティアの受入れ及び情報等の連絡・報告を迅速かつ的確に実施する。

第1 実施体制

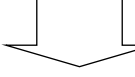

【市民部】

本市は、市社会福祉協議会と連携を図り、災害ボランティアセンターを設置する。
災害ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会が主体となって、市と協力し

て行う。

なお、活動体制等の詳細は、「さいたま市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」及び「区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に定め、実施していくものとする。

表 1-3-9 活動の流れ

時間経過	時期区分	活動の流れ	活動の主な内容
発災 3時間 12時間	初動体制確立期 応急対策期	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市災害ボランティアセンター 区災害ボランティアセンター の設置 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市災害ボランティアセンター 区災害ボランティアセンター の運営 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況確認 ・災害ボランティアセンターの設置 ・ボランティアニーズの把握 ・ボランティアの募集、受付 ・ボランティアニーズとのマッチング ・ボランティアの送り出しと報告 ・関係機関との連絡調整 ・ボランティアに関する情報発信

第2 市災害ボランティアセンター・区災害ボランティアセンターの設置 【市民部、各部、区本部】

市災害ボランティアセンターは、関係機関や区災害ボランティアセンター等との連絡調整、ボランティア募集の広報等、ボランティアセンターの運営に係る統括及び総合調整を行う。

区災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入窓口を設置し、参加申込みの受け付けや支援ニーズとボランティア活動のマッチング等、ボランティアのコーディネート業務を行う。

また、専門ボランティアについては、原則として各所管、関係団体等を通じ、受付、派遣等を行うこととし、必要に応じ災害ボランティアセンターとの連携を図る。

1 災害ボランティアセンターの設置基準の目安

本市が災害救助法の適用を受けた場合又はそれに相当する災害が発生した場合

2 災害ボランティアセンターの設置場所

市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会内に設置することとするが、被災状況により使用できない場合は、市本部近傍の施設に設置する。区災害ボランティアセンターは、被害の状況に応じて、区役所等公共施設のほか、協力を得た寺院や地元企業等に設置する。

3 ボランティアの種別及び受付窓口

表 1-3-10 ボランティアの種別及び受付窓口

種別	資格・職能
一般ボランティア	被災者のボランティアニーズに合わせて活動する個人・団体 (以下の資格、職能に基づいて活動をする者を除く。)
専門ボランティア	特殊な資格、職能を有している者(担当) ①医師(保健衛生部) ②看護師(保健衛生部) ③保健師(保健衛生部) ④薬剤師(保健衛生部) ⑤歯科医師(保健衛生部) ⑥歯科衛生士(保健衛生部) ⑦栄養士(保健衛生部) ⑧精神保健福祉士(保健衛生部) ⑨臨床心理士(保健衛生部) ⑩応急危険度判定士(施設復旧部) ⑪被災宅地危険度判定士(復旧計画部) ⑫外国語翻訳・通訳(経済部) ⑬獣医師(保健衛生部) 資格・職能を有している者(担当) ①アマチュア無線技士(総括部) ②大型運転免許所有者(施設復旧部) ③オペレーター(施設復旧部) ④手話通訳(福祉部) ⑤建設作業員(施設復旧部) ⑥その他(各部)

4 市災害ボランティアセンターの役割

- (1) 市本部との連絡調整に関すること
- (2) 県社会福祉協議会、他市町村社会福祉協議会及び民間ボランティア団体等との連絡調整に関すること
- (3) ボランティアに関する情報発信・問合せ窓口に関すること
- (4) 区センターとの連絡・調整・支援に関すること
- (5) その他関係業務に関すること

5 区災害ボランティアセンターの役割

- (1) ボランティアニーズの把握に関すること
- (2) ボランティアの受入れと派遣調整に関すること
- (3) 市センター及び区本部との連絡調整に関すること
- (4) その他連絡調整に関すること

第3 ボランティアの活動

【市民部】

1 ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は、地域で把握されたボランティアニーズに基づき行う復旧作業や生活支援などである。ただし、高所作業等、危険の伴う活動は除く。

2 ボランティアの要請

各部は、各被災地及び指定避難所等の現状を把握し、必要とする各種のボランティアを災害ボランティアセンターへ要請する。

3 市本部との調整

ボランティアの活動において、市本部との調整を必要とする場合は、市災害ボランティアセンターがその調整を行う。

なお、ボランティアのきめ細かさ、機敏性、柔軟性等のボランティア活動の特性を發揮できるよう、行政の過度の関与は避け、自主性を尊重するよう留意する。

第5節 国からの支援受入れ

表 1-3-11 国からの支援受入れに係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 国からの支援受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。本市及び県は、国の支援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分發揮できるよう体制を確立する。

【総括部】

本市が受入れのために行う事項は、次のとおりである。

1 受入体制の整備

- (1) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- (2) 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

2 支援受入れの対応

- (1) 受入窓口
- (2) 支援の範囲又は区域
- (3) 担当業務
- (4) 支援の内容

3 主な支援受入れの対象

- (1) 自衛隊の災害派遣
- (2) 警察の広域緊急援助隊等
- (3) 消防の緊急消防援助隊
- (4) 広域医療支援
- (5) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）
- (6) その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務等）

第6節 海外からの支援受入れ

表 1-3-12 海外からの支援受入れに係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 国、県との連絡調整 ② 支援受入れの統轄及び各部との連絡調整 ③ 応援隊宿舎の確保
財政・被害調査部	① 支援物資の受入れ及び管理 ② 支援物資集積場の開設及び閉鎖
保健衛生部	① 日本赤十字社との連絡調整
福祉部	① 社会福祉協議会及び社会福祉事業団との連絡調整
経済部	① 支援物資及び拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送及び配布計画の統括 ② 輸送に関する協定に基づく関係団体への配送の応援要請に関する事
施設復旧部	① 国等関係機関との連絡調整に関する事
会計部	① 財政統括班、経済統括班、契約・物資受入班との連絡調整

海外から支援物資の提供や救援隊の派遣などの支援の申出があった場合に、円滑な受け入れを図る必要がある。

第1 受入体制の確立

【総括部、財政・被害調査部、福祉部、経済部、施設復旧部、会計部】

海外からの支援の受入れについては、基本的には国において推進されることから、国及び県と十分調整を図りながら対応する。

なお、海外からの支援受入れが予想されるときに、国とあらかじめ次のことを行う。

- 1 被災状況の概要、及び今後見込まれる救援内容の連絡
- 2 照会される必要な救援への対応

第2 本市が行う対策

【総括部、財政・被害調査部、保健衛生部、福祉部、経済部、施設復旧部、会計部】

1 支援物資の支援受入れ

- (1) 海外から物資提供の申出があった場合、次の事項を確認し、国及び県と連絡調整を図る。
 - ア 提供申出者及び国籍
 - イ 品目及び数量（有償・無償の確認）
 - ウ 輸送手段及び輸送ルート
 - エ 搬入場所及び到着予定日時
 - オ 関係市町村の確認
- (2) 受け入れる場合、次のことについて関係機関に確認する。
 - ア 通関に際し、法令による規制免除
 - イ 通関料の免除と手続
- (3) 物資の輸送、通関及び保管に関し、航空会社、通関業協会等へ協力の依頼を行う。

2 救援隊の受入れ

- (1) 海外から救援隊派遣の申出があった場合、次の事項を確認し、政府と連絡調整を図る。
 - ア 協力申出者及び国籍
 - イ 協力内容及び人数（費用負担の有無）
 - ウ 交通手段及び交通ルート
 - エ 到着場所及び到着予定日
 - オ 警察、消防等との確認
- (2) 受け入れる場合、入国に関する規制及び免除の有無について、関係機関に確認する。
- (3) 救援隊には、自己完結で活動するよう要請するものとする。
- (4) 救援隊の受入れに当たり、次のことを行うものとする。
 - ア 活動日程表の作成
 - イ 対応者及び窓口の決定
 - ウ 出迎え日時及び場所の決定
 - エ 案内及び通訳の手配
 - オ 宿泊場所の手配
 - カ 支援活動への同行
- (5) 警察本部へ円滑な協力体制を確保するよう要請する。

第4章 自衛隊の災害派遣

市内で大規模な地震が発生し、大規模な被害が生じた場合、自衛隊の災害派遣の要請を行う。本章においては、地震災害時における自衛隊の災害派遣の要請について定める。

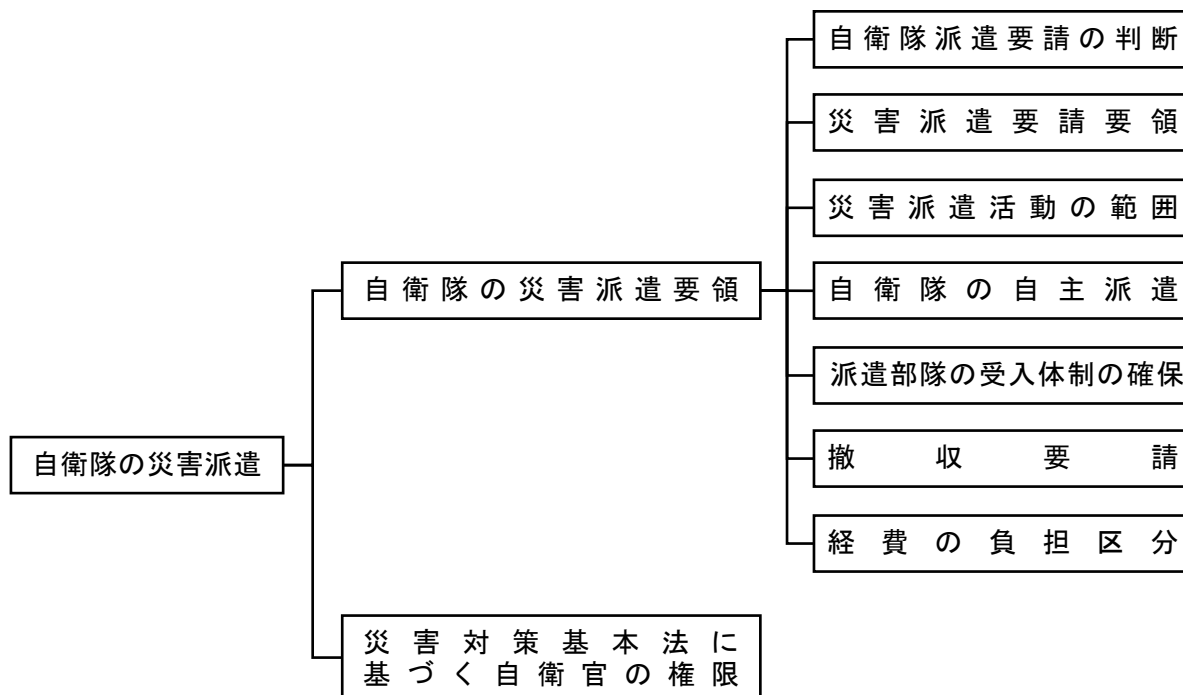


図1-4-1 自衛隊の災害派遣に係る対策の体系

第1節 自衛隊の災害派遣要領

表1-4-1 自衛隊の災害派遣要領に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 県知事への自衛隊の災害派遣の要請 ② 自衛隊の災害派遣に関する手続き ③ 自衛隊の受入準備及び受入れ ④ 自衛隊の撤収要請の実施 ⑤ 経費の負担

地震災害時における自衛隊の災害派遣の要領は、次のとおりである。

第1 自衛隊派遣要請の判断

【総括部】

市長は、地震災害の規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、人命又は財産の保全のための災害応急対策又は災害復旧等を実施することが困難であると判断した場合、法律等に基づき、速やかに県知事へ自衛隊の派遣要請を求める。

第2 災害派遣要請要領

【総括部】

- 1 自衛隊の災害派遣に関する手続きは、総括部本部班が担当する。
- 2 市長が県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合で文書をもってすることができないときは、電話等により下記3に要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。
また、県知事に要請できない場合は直接最寄部隊に通知し、所定の手続きを速やかに行う。
- 3 提出（連絡）先：県危機管理防災部危機管理課（提出部数：3部）
勤務時間内：830-8131、夜間・休日：830-8111（当直）

表 1-4-2 記載事項

記載事項
1 災害の状況及び派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容
4 その他、参考となるべき事項

表 1-4-3 自衛隊連絡先

部隊名	連絡責任者、電話番号		所在地
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長 048(663)4241 内線435・437	部隊当直司令 内線402	さいたま市北区 日進町1丁目
陸上自衛隊化学学校 (大宮)	企画室長 048(663)4241 内線202・205	駐屯地当直司令 内線302・218	さいたま市北区 日進町1丁目
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部 (入間)	運用第2班長 0429(53)6131 内線2233	司令部当直幕僚 内線2204・2209	狭山市稲荷山2 丁目3番地

第3 災害派遣活動の範囲

【総括部】

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産等の救援活動等緊急性・公共性があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、ほかに要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

- 1 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- 2 避難の援助
避難者の誘導、輸送等

3 避難者等の捜索、救助

行方不明者、傷者等の捜索、救助（他の救援作業等に優先して実施する。）

4 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬

5 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路の損壊又は障害物がある場合の啓開、除去等

7 応急医療、救護及び防疫

被災者への応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は本市準備）

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び支援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

9 給食及び給水

緊急を要しほかに適当な手段がない場合

10 入浴支援

衛生的、精神的な被災者の負担の軽減

11 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年 1 月総理府令 1 号）に基づき生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与

12 その他

市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第 4 自衛隊の自主派遣

【総括部】

自衛隊の災害派遣は、県知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

- 1 大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 2 通信の途絶等により県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- 3 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに県知事及び市本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

第5 派遣部隊の受入体制の確保

【総括部】

1 緊密な連絡協力

市長、県知事、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び県知事は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

市長及び県知事は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

5 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに次のような自衛隊受入れの体制を整備する。

- (1) 受入場所 : 浦和総合運動場、三橋総合公園
- (2) ヘリコプター発着場所 : 共通編第2部第2章第6節第3「飛行場外離着陸場」
に示す

第6 撤収要請

【総括部】

市長は、部隊の撤収要請を行う場合は、市民の理解が得られるよう県知事及び派遣部隊の長等と協議して実施する。

第7 経費の負担区分

【総括部】

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の保障
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と本市が協議する。

第2節 災害対策基本法に基づく自衛官の権限

表 1-4-4 災害対策基本法に基づく自衛官の権限に係る実施項目

担当部署	実施項目
自衛隊	① 災害対策基本法に基づく自衛官の権限の行使

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

(法第63条～65条、第82条及び第84条関係)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること。

(注) 損失の補償

災害対策基本法第64条

さいたま市消防団員等公務災害補償条例

第5章 災害救助法の適用

市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法に基づく救助実施市の長として、同法の適用を決定し、応急的に必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

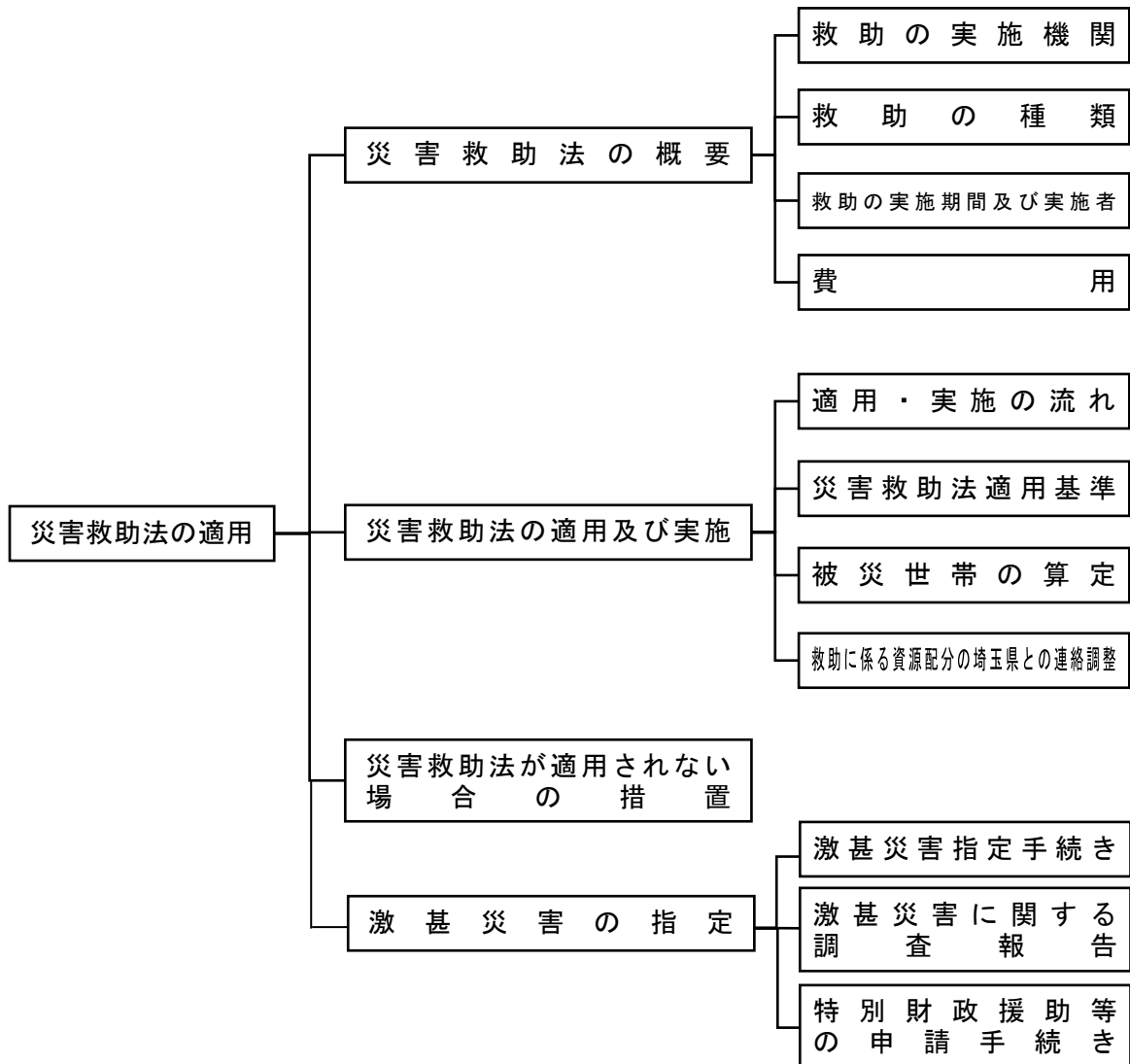


図 1-5-1 災害救助法の適用に係る対策の体系

第1節 災害救助法の概要

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

第1 救助の実施機関

【総括部、各部】

本市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市として、その権限と責任を踏まえ、国及び県との連携を図り、円滑かつ迅速に同法による救助を実施する。

第2 救助の種類

【総括部】

災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護と社会秩序の保全のための応急的救助であるから、救助を受け得るのは経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

表1-5-1 救助の内容

救助の内容	
1	避難所及び応急仮設住宅の供与
2	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4	医療及び助産
5	被災者の救出
6	被災した住宅の応急修理
7	学用品の給与
8	埋葬
9	死体の捜索及び処理
10	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしているものの除去

第3 救助の実施期間及び実施者

【総括部】

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長が定めることとされている。(災害救助法施行令第3条)

なお、本市における救助の実施者は市長であり、実施期間は次のとおりである。

内閣総理大臣が定める基準による救助の適切な実施が困難な場合には、市長が、内閣

総理大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができるとされている。
(災害救助法施行令第3条第2項)

表 1-5-2 救助の実施者

救助の種類	実施期間 (特別基準の設定が可能)	実施者
指定避難所の設置及び収容	7日	本市
炊き出し及び食品の給与	7日	本市
飲料水の供給	7日	本市
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日	本市
医療及び助産	14日(但し、助産分娩した日から7日間)	本市及び日赤埼玉県支部
学用品の給与	教科書 1か月 文房具 15日	本市
被災者の救出	3日	本市
埋葬	10日	本市
仮設住宅の建設	着工20日	本市
住宅応急修理	3か月(災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月)	本市
死体の捜索	10日	本市
死体の処理	10日	本市
障害物の除去	10日	本市

第4 費用

【総括部】

救助にかかる費用は、被災した本市が負担し、他自治体が本市の応援のために要した費用は、本市が請求を受け、本市から支払いを行う。(県内市町村の場合は、県を介して本市が請求を受け、本市から支払いを行う。)

なお、支弁した費用の額に応じて、国庫負担金が交付される。

第2節 災害救助法の適用及び実施

表 1-5-3 災害救助法の適用及び実施に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 災害救助法の適用及び実施 ② 災害救助法に関する情報の収集 ③ 内閣府への連絡 ④ 埼玉県との調整

本法による救助は、本市域又は市内のいずれかの区を単位に、原則として同一原因の災害による本市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施される。

第1 適用・実施の流れ

【総括部】

1 原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、直ちに内閣府に連絡し、災害救助法の適用を決定する。

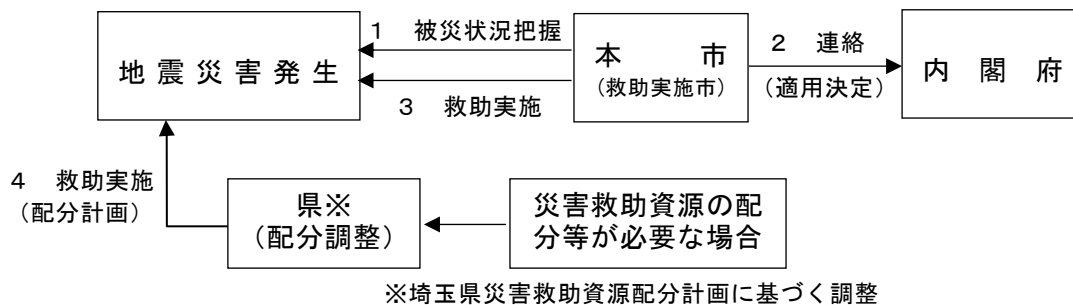


図1-5-2 適用・実施の流れ（原則）

第2 災害救助法適用基準

【総括部】

- 1 本市域で、150世帯以上の住家が滅失したとき。
- 2 本市域の区域で、人口50,000人以上100,000人未満の区にあつては80世帯以上、人口100,000人以上300,000人未満の区にあつては100世帯以上の住家が滅失したとき。
- 3 県内の住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上であつて、本市域で75世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。
- 4 県内の住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上であつて、本市の区域で、人口50,000人以上100,000人未満の区にあつては40世帯以上、人口100,000人以上300,000人未満の区にあつては50世帯以上の住家が滅失したとき。
- 5 被害が広範な地域にわたり、県内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であつて、本市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
- 6 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救援を著しく困難とする特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 7 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- 8 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき。

第3 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあつては、全壊、全焼もしくは流失した世帯を滅失した世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、

住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

なお、被害の認定上の基準の概要は、次のとおりである。

- 1 「住家」とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- 2 「世帯」とは、生計を1つにしている実際の生活単位をいう。
- 3 「全壊（焼）、流出」とは、住家が滅失したもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延面積の70%に達したもの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。以降本節において同じ）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。
- 4 「半壊（焼）」とは、住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので具体的には住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。
- 5 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

第4 救助に係る資源配分の県との連絡調整

【総括部】

救助に係る資源のうち、県域における公平な供給を確保するため、広域的な調整が必要とされるものについては、本市を含む県内の複数市町村に同法の適用があった場合（本市の区域のみに適用があった場合を除く）は、「埼玉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、配分が行われる。

第3節 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第4節 激甚災害の指定

表 1-5-4 激甚災害の指定に係る担当部署と実施項目

担当部署	実施項目
各部 区本部	① 激甚災害に関する調査の実施 ② 県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等への協力 ③ 激甚災害の指定を受けた際の関係調書等の作成

「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けするため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

第1 激甚災害指定手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

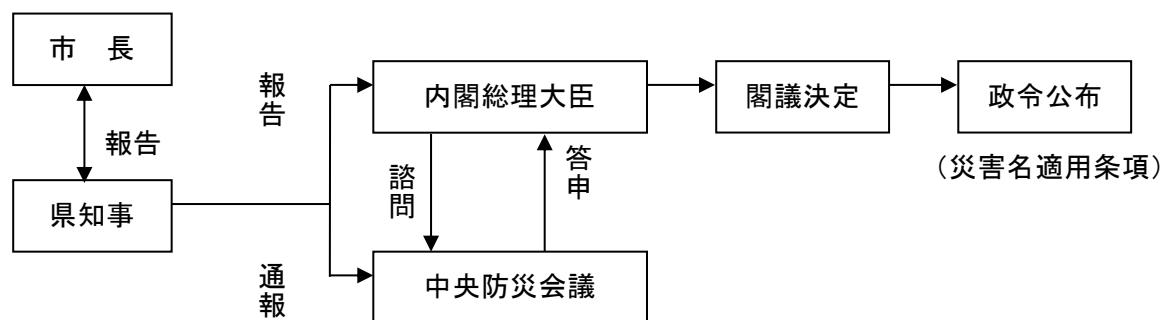


図1-5-3 激甚災害の指定手続き

第2 激甚災害に関する調査報告

【各部、区本部】

県知事は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

市長は、県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

県知事は、市長の報告及び前記各部の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

第3 特別財政援助等の申請手続き

【各部、区本部】

本市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

激甚法に定められた事業は、県の関係部により、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きその他が実施される。

第6章 消防活動

大規模な地震の発生時は、家屋の倒壊等による数多くの負傷者と火災が発生して、極めて大きな人命危険が生じるため、消防機関は、その全機能を効率的かつ効果的に運用し、同時多発の災害に対処しなければならない。

消防機関は、速やかに活動態勢を確立し、人命の救助及び応急救護活動とともに、火災の延焼拡大を防止し、早期鎮圧を図り、地震による被害の軽減を図るために消防活動計画を定める。

なお、この震災時の消防活動は、「さいたま市震災消防計画」のとおりとする。

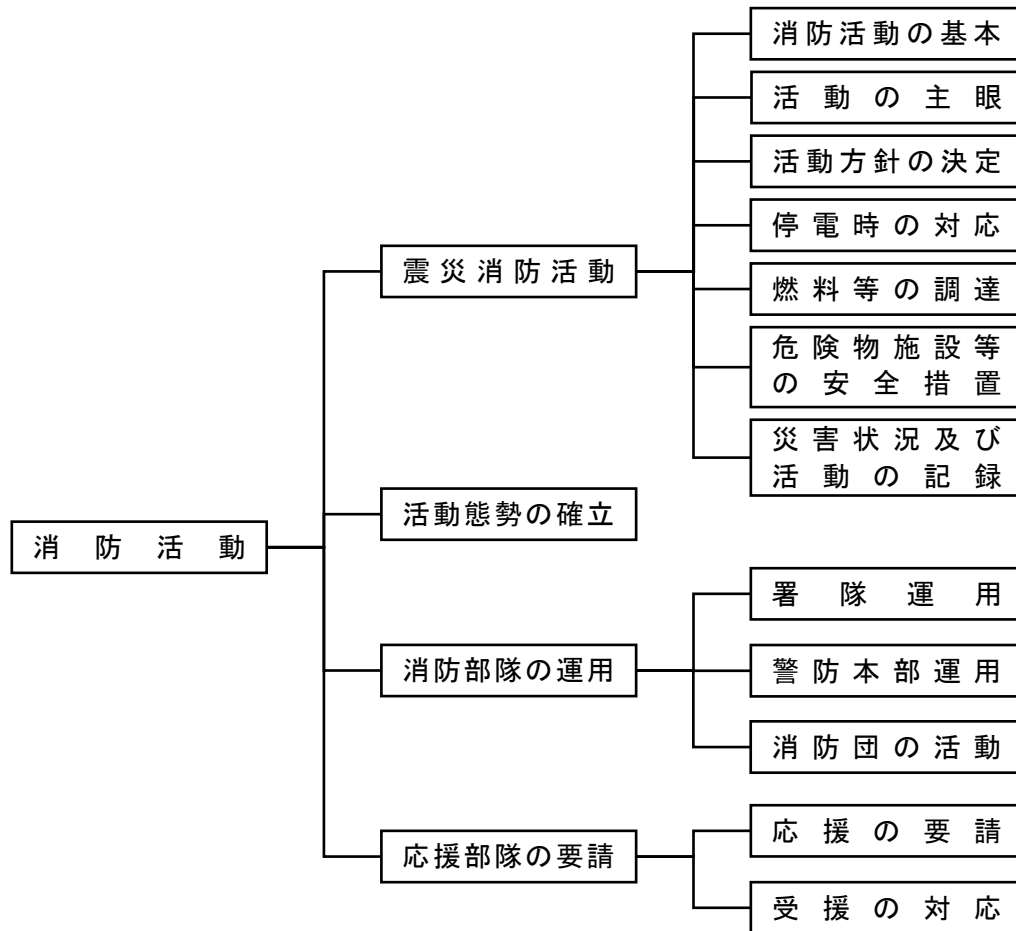


図1-6-1 消防活動に係る対策の体系

第1節 震災消防活動

表 1-6-1 震災消防活動に係る実施項目

担当部署	実施項目
消防部	① 消火活動の実施 ② 救助及び救急活動の実施 ③ 出火防止の広報の実施 ④ 避難誘導の実施 ⑤ 災害情報の収集 ⑥ 応援隊の受入準備 ⑦ 停電時の対応 ⑧ 燃料、資機材等の調達 ⑨ 危険物施設等の安全措置 ⑩ 災害状況及び災害活動の調査、記録

大規模な地震の発生直後から、同時に多数発生する被害に対応する消防活動を実施し、人命の救助及び応急救護活動とともに、火災の延焼拡大を防止して、早期鎮圧を図り、地震災害による被害の軽減を図る。

第1 消防活動の基本

【消防部】

同時に多数の火災、救助及び救急事象が発生していることを認識し、出場した火災等には自己隊の責任で対処する決意を持って消防力を最大限に発揮し、効果的な火災現場活動及び救助・救急活動に努める。

第2 活動の主眼

【消防部】

震災消防活動は、災害の件数、規模及び態様に応じ、消防力を効率的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減に努める。

第3 活動方針の決定

【消防部】

- 1 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- 2 震災消防活動態勢が確立したときは、消火活動と並行して救助及び救急活動を行う。
- 3 延焼火災が少ない場合は、救助及び救急活動を主体として行う。

第4 停電時の対応

【消防部】

大規模事故や計画停電時等では、長期間にわたる停電が予想され、庁内施設について非常用電源等の停電対応は勿論のことである。

これに加えて、市内の火災警報システム等の電気を使用する機器等の停電対応についても必要な処置を講ずる。

さらに、在宅介護者等の停電時に救援・救護が必要になる要配慮者についても、救援要請があった場合には、医療機関に搬送等の必要な処置を行う。

第5 燃料等の調達

【消防部】

大規模な地震の発生時には、燃料等の確保が困難であり、消火活動や救援・救護活動に支障を及ぼすことが予想される。このため、燃料等の確保について検討しておき、災害の活動が効率的に展開できるような対策を講じる。

第6 危険物施設等の安全措置

【消防部】

消防法により、規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

第7 災害状況及び活動の記録

【消防部】

災害の状況及び災害活動について、可能な限り記録を残すものとする。

第2節 活動態勢の確立

表 1-6-2 活動態勢の確立に係る実施項目

担当部署	実施項目
消防部	① 震災時の活動態勢の展開 ② 通信不能時、停電時の対応

発生した地震の震度及び被害の状況により、震災配備態勢又は消防機関の総力を挙げた震災非常配備態勢を発令し、速やかに活動態勢の確立を図る。

表 1-6-3 非常災害の配備態勢及び配備基準（震災等）

配備態勢	配備基準
震災第1警戒態勢	1 地震の発生危険に関する情報等により地震の前兆現象の可能性が高まり、震災消防活動の準備、警戒の必要があると認めた場合
	2 1にかかわらず、震災消防活動の準備、警戒の必要があると認めた場合
震災第2警戒態勢	地震の発生危険に関する情報等により、地震発生の可能性が強まり、震災消防活動の準備、警戒の必要があると認めた場合
震災配備の準備態勢	本市域内に震度5弱の地震が発生した場合
震災第1配備態勢	本市域内に震度5弱の地震で被害が発生した場合
震災第2配備態勢	本市域内に震度5強の地震が発生した場合
震災第3配備態勢	本市域内に震度5強の地震で被害が発生した場合
震災非常配備態勢	本市域内に震度6弱以上の地震が発生した場合

非常招集命令は、各配備態勢の発令をもって非常招集命令を発令したものとする。
なお、通信不能時、停電時の対応について検討しておき、その場合は必要な処置を講ずる。

第3節 消防部隊の運用

表 1-6-4 消防部隊の運用に係る実施項目

担当部署	実施項目
消防部（署隊長）	① 署隊運用の実施
消防部（警防本部長）	① 署隊間調整運用の実施 ② 警防本部指揮運用の実施 ③ 消防団の運用の実施 ④ 応援隊の受入れ

地震時の同時多発火災及び救助事象等に対応する消防部隊の運用は、署隊運用と警防本部運用に区分し、総力を挙げて行う。

第1 署隊運用

【消防部】

署隊長は、震災非常配備態勢が発令されたときは、署隊運用を行うものとする。ただし、警防本部長が対応可能であると判断し、命令したときは、火災等出場要綱（震災等大規模災害時以外の通常の消防部隊の運用）に基づく運用によるものとする。

第2 警防本部運用

【消防部】

- (1) 警防本部長は、署隊長から支援要請があった場合、又は必要と認めた場合は、署隊間調整運用を行う。
- (2) 警防本部長は、火災等の状況から署隊運用では対処し難いと判断した場合は、警防本部指揮運用を行い、総合的見地から統括して部隊の運用を行う。

第3 消防団の活動

【消防部】

1 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）について広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

2 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、消防部各班と協力して行う。

3 救急救助

消防部各班による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

4 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

5 情報の収集

消防部各班の活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防部各班と協力して行う。

第4節 応援部隊の要請

表 1-6-5 応援部隊の要請に係る実施項目

担当部署	実施項目
消防部（警防本部長）	① 消防相互応援協定に基づく応援及び緊急消防援助隊の応援要請 ② 市以外の地域への部隊派遣
消防部	① 受援計画に基づく応援部隊の受入準備

警防本部長は、市内の災害推移状況から判断して他の消防機関からの応援が必要と認めるときは、応援要請を行うものとする。

第1 応援の要請

【消防部】

警防本部長は、震災が発生し、本市の消防力では対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法（昭和23年法律第186号）第39条の消防相互応援協定及び第44条に基づく緊急消防援助隊の応援要請を行うものとする。

要請事項は、次のとおり。

要請は緊急を要するため電話により行い、書面による報告は災害規模を把握した段階で、速やかに行うものとする。

被害が甚大で状況把握が困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握に対する応援を要請する。

表 1-6-6 緊急消防援助隊の要請事項

要請事項	
1	火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況
2	応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
3	応援要請を行う消防隊の種別と人員
4	市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
5	応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

第2 受援の対応

【消防部】

他の消防機関からの応援を受ける場合の対応は、災害時受援計画に定めるところによる。

なお、他域への支援については共通編第4部「災害時広域応援・受援計画」の定めるところによる。

第7章 救援・救護活動

地震災害時には、被災者の生命の安全の確保をするとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援・救護活動を実施する必要がある。

本章では、救援・救護活動に関して必要な事項を定める。

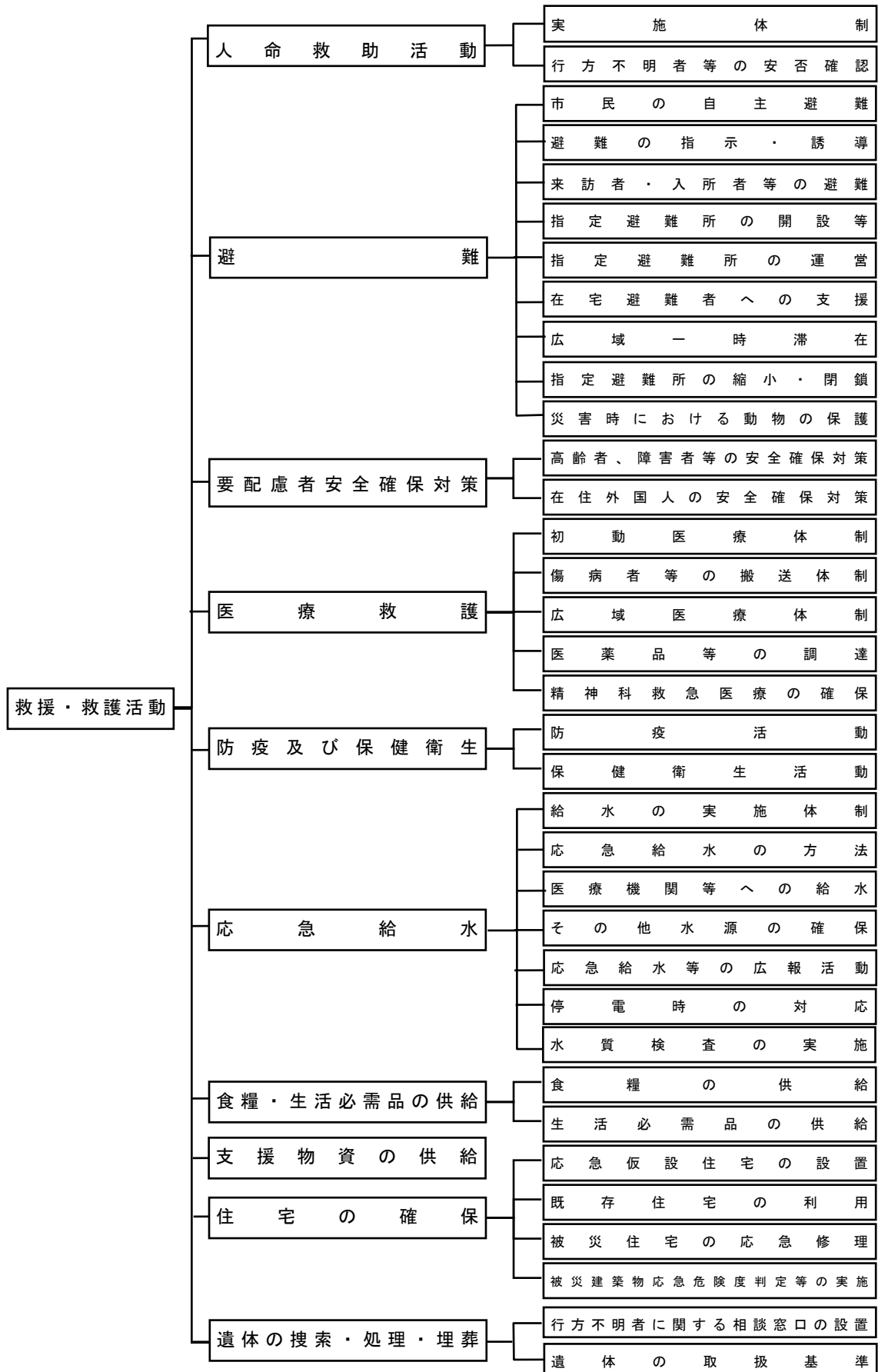


図 1-7-1 救援・救護活動に係る対策の体系

第1節 人命救助活動

表 1-7-1 人命救助活動に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 関係機関への支援要請 ② 安否不明者等の氏名等公表
市民部	① 行方不明者の安否情報のとりまとめ ② 安否不明者等の氏名等公表
区本部	① 行方不明者の安否情報の収集・整理 ② 安否不明者等の氏名等公表
消防部	① 行方不明者の検索 ② 人命救助の実施

地震災害のため、生命や身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し若しくは救助し、その者の保護を図る。

第1 実施体制

【総括部、区本部、消防部】

地震発生直後においては、火災をはじめ建築物の倒壊等により広域的に多数の人命救助を必要とすることが予想される。

人命救助は、救援・救護活動の初動期において最も重要な活動であるとともに、時間的な猶予が許されない活動でもある。このため、本市は、消防機関をはじめ総力をあげて活動にあたるとともに、自治会組織、自主防災組織、事業所、市民及び警察機関との連携を図り、また、自衛隊、県及び防災関係機関の支援協力を得て、捜索、人命救助に当たる。

救助活動における活動方針は、次のとおりである。

- 1 救助活動は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。
- 2 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。
- 3 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- 4 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

第2 行方不明者等の安否確認

【区本部、消防部】

建物の倒壊や火災等により、多数の行方不明者が発生することが予想されるため、迅速に行方不明者の安否を確認する。

1 行方不明者の安否情報

- (1) 地域住民及び警察等の協力を得て、行方不明者の安否を確認する。
- (2) 行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合の上実施する。

2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、災害の規模等を踏まえて、警察、消防、自衛隊等の関係機関の協力を得て実施する。

第3 安否不明者等の氏名等公表

【総括部、市民部、区本部】

本市や県、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を県の「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行う。

第2節 避難

表1-7-2 避難に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 避難者の安全確保
総括部	① 避難指示等の伝達 ② 警戒区域の設定 ③ 避難指示時の県知事への報告 ④ 備蓄物資及び資機材の管理、供出 ⑤ 県及び関係機関への指定避難所の開設・閉鎖の連絡
秘書・広報部	① 避難指示等の広報 ② 指定緊急避難場所・指定避難所の情報の広報 ③ 市民への災害情報の提供
情報・避難部	① 情報連絡員への避難指示等の伝達 ② 指定避難所の開設情報の伝達 ③ 避難者状況情報の伝達 ④ 指定避難所の閉鎖情報の伝達 ⑤ 避難者に関する情報の収集・他部への伝達 ⑥ 避難指示等の伝達 ⑦ 避難者状況の把握 ⑧ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設状況等の把握、報告、伝達 ⑨ 避難者台帳の集計、報告、伝達 ⑩ 被災状況の取得、伝達 ⑪ 備蓄品提供、指定緊急避難場所・指定避難所のごみ処理等の手配 ⑫ 指定緊急避難場所・指定避難所閉鎖状況等の把握、報告、伝達
保健衛生部	① 指定避難所の保健衛生及び避難者の健康管理等の統括 ② 被災地域における動物の保護 ③ 指定避難所における動物の適正な飼養
福祉部	① 避難行動要支援者の安否確認の統括
避難所担当班	① 指定避難所の開設、運営、閉鎖の実施 ② 避難者台帳の作成、報告 ③ 備蓄品提供、指定避難所のごみ処理等の要請
財政・被害調査部	① 行政機関及び一般からの支援物資の受入れ及び管理 ② 調達物資の保管及び管理
環境部	① 指定緊急避難場所・指定避難所のごみ処理・し尿処理等
経済部	① 食糧・生活用品等の配送
復旧計画部	① 帰宅困難者の誘導支援（指定緊急避難場所）
協力第三部、協力第四部	① 避難班への協力
区本部	① 避難指示等の伝達 ② 避難者発生状況の把握 ③ 指定避難所の開設、運営、閉鎖の指示 ④ 避難者台帳の集計、報告 ⑤ 総合相談窓口の設置 ⑥ 避難者の健康管理 ⑦ 被災情報の伝達 ⑧ 備蓄物資及び資機材の管理、供出 ⑨ 備蓄品の支給手配、指定緊急避難場所・指定避難所のごみ処理要請等の伝達 ⑩ 指定避難所の閉鎖状況の把握、報告、伝達 ⑪ 避難者、帰宅困難者の誘導 ⑫ 市民への災害情報の提供
警察、自主防災組織	① 避難指示等の実施 ② 避難者、帰宅困難者の誘導
自衛隊	① 避難指示等の実施
市民	① 避難路の安全性の確認 ② 自助、共助による速やかな避難 ③ 地域内避難行動要支援者の避難支援 ④ 避難における留意点の遵守

地震災害時に、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、人的被害の軽減と避難者の援護を図る。

第1 市民の自主避難

【市民】

1 避難行動の基本方針

市民は、地震の揺れがおさまった後に、次の行動をとるものとする。

- (1) 地域の一時集合場所又は指定緊急避難場所に集まり、被害情報等の情報交換を行う。
- (2) 要配慮者の安否確認、建物内に閉じこめられた者の救助、初期消火を行う。
- (3) 火災が拡大、延焼し、地域にとどまることが危険な場合は、広域避難場所に集団で避難する。
- (4) 自宅の倒壊等により居住することが困難な場合は、最寄りの指定避難所に移動する。
- (5) 自宅の被害がなく、耐震性が確保されている場合は、できるかぎり自宅で生活を継続する。
- (6) 突発的な災害の場合、避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

2 避難路の安全性の確認

避難者は、避難する道路の安全を確認した上で避難する。

火災の延焼等、危険性がある場合は、安全な経路を選択し避難する。

3 災害時における避難行動要支援者の避難

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人その他の特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難は、避難行動要支援者名簿や個別避難支援プランを活用し、消防機関、警察署、民生委員、市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、自主防災組織、自治会、地域住民等（以下「避難支援等関係者」という。）が互いに協力し実施する。

4 避難行動要支援者名簿の提供

本市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者本人又は本人の代理者から避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）提供に係る同意書の提出があった場合は、あらかじめ自主防災組織、自治会、民生委員に当該名簿を提供している。ただし、現に災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要とする場合は、災害対策基本法第49条の11第3項を根拠として、名簿提供に係る同意の有無

に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し名簿を提供する。

5 避難における留意点

避難時は、自動車を避け徒歩により避難する。

また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は貴重品並びに食料（3日分以上）及び身の回り品等とする。

なお、洪水避難については、本市は、高齢者等避難により、早めの避難を呼びかけることから、自動車による避難者への対応を整備するものとするが、地震については、突発的に起こることから、可能な限り、徒歩による避難とする。ただし、余震により車中泊対策が必要となるときは、本市は、大規模商業施設等との協定により、安全が確保された駐車場施設の提供を受け、可能な限り車避難者を集約し、最寄りの指定避難所で受け入れる対策をする。

表 1-7-3 各状況における避難時の留意点

各状況における避難時の留意点	
1	避難する前に、もう一度火元を確かめ、ブレーカーも切り、ガスの元栓も締める。
2	ヘルメットや防災ずきんで頭を保護する。
3	荷物は最小限のものにする。
4	外出中の家族には連絡メモを。
5	避難は徒歩で。自動車は厳禁。
6	お年寄りや子供の手はしっかり握って。
7	近所の人たちと集団で、まず決められた指定緊急避難場所等に。
8	移動するとき、狭い道・塀ぎわ・川べり等は避ける。
9	避難は本市が指定した避難所へ。

表 1-7-4 避難時の携帯品

種別	品目
貴重品類	印鑑、現金、預金通帳、免許証、保険証
避難用具	非常用ライト（懐中電灯・ヘッドライト・ネックライト）、携帯ラジオ、予備の電池、モバイルバッテリー（電池式）、ヘルメット、防災ずきん
生活用品	軍手、ライター、缶切り、ランタン、ナイフ、携帯トイレ、タオル、ティッシュ、ウェットティッシュ、筆記用具、メモ帳、ビニール袋
救急用具 衛生用品	救急箱（絆創膏・消毒液・栄養補助食品）、処方箋やお薬手帳、常備薬（胃腸薬、便秘薬、持病の薬）、洗面用具、歯磨きセット、マウスウォッシュ、マスク、使い捨てカイロ、除菌シート等感染対策品
非常食品	飲料水、乾パン、缶詰、簡易食（あめ・チョコなど）
衣料品	下着、靴下、長袖、長ズボン、防寒ジャケット、雨具

表 1-7-5 多様なニーズに合わせた備え

種別	品目
乳幼児・妊婦	ミルク、使い捨て哺乳びん、離乳食、アレルギー対応食、紙コップ、スプーン、紙おむつ、おしり拭き、携帯用おしり洗浄器、おんぶひも、抱っこひも、ガーゼハンカチ、洗浄綿、スタイ、母乳パッド、授乳ケープ、母子健康手帳、マタニティマーク、おもちゃ、乳幼児用飲料水（軟水）
高齢者・要介護者	大人用紙おむつ、紙パンツ、杖、入れ歯、入れ歯用洗浄剤、介護用品、老眼鏡、補聴器、障害者手帳、ヘルプマーク
女性	生理用品（生理1周期分）、おりものシート、サニタリーショーツ、紙ショーツ、携帯用ビデ、軟膏（デリケートな場所の保護）、カップ付きインナー、中身の見えないごみ袋、スキンケアクリーム、化粧水、メイク落としシート、防犯ブザー、ホイッスル
ペットや補助犬	ケージ、ペットフード、水、常備薬、予備の首輪、伸び縮みしないリード、ハーネス、使い捨てエサ皿、ガムテープ、ペットシート（トイレ用品）、タオル、ブラシ、キャリーバック、おもちゃ、迷子札（飼い主の連絡先・飼い主以外の緊急連絡先）

6 避難支援等関係者の安全確保

避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に加え、可能な範囲で避難支援等が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮した上で行う。

第2 避難の指示・誘導

【各部、市長、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、福祉部、避難所担当班、復旧計画部、協力第三部、協力第四部、区本部、警察、自主防災組織、自衛隊】

避難の指示及び誘導は、できる限り迅速かつ円滑に実施する。

1 実施責任者

避難の指示についての実施責任者、区分については、次のとおりとする。

表 1-7-6 避難の指示についての実施責任者と区分

実施責任者	要件	根拠法令	災害の種類	区分
市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる時	災害対策基本法第60条	災害全般	指示
警察官	・指示が急を要する時で、市長が避難の指示をすることができないと認められる時、又は市長から要求があった時 ・生命、身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり特に急を要する時	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	指示
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官が、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいない時	自衛隊法第94条	災害全般	指示
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められる時（必要と認める区域の住民に対して行う）	水防法第21条及び地すべり等防止法第25条	洪水・地すべり	指示

2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準及び伝達方法

市長は、次の基準及びその他の状況を勘案のうえ避難の指示を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。

また、特に避難行動に時間を要する者に対し、高齢者等避難を発令する。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

表 1-7-7 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準及び伝達方法

種別	条件	伝達内容	伝達方法
緊急安全確保	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは ^(注) 、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。	1 避難対象地域 2 避難すべき理由 3 避難所 4 避難後の本市の指示連絡等	防災行政無線 メール配信（緊急速報メール、防災行政無線メール） 公用車による広報サイレン 標識等 口頭伝達
避難指示		1 対象者 2 避難すべき理由 3 避難対象地域 4 携帯品その他の注意	テレビ
高齢者等避難			ラジオ インターネット SNS 防災アプリ
	(注) 各種状況等を参考に総合的に判断する。		

3 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

高齢者等避難として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報となる。要配慮者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下について配慮する。

- (1) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障害者等に合った、必要な情報を選択して流す。

4 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

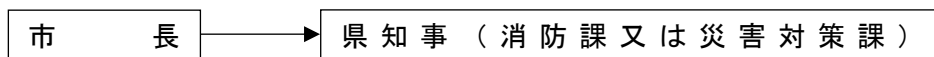
なお、警察官は市長又は市長の委任を受けて、市長の職権を行う市職員が現場にいないとき若しくはこれらから要請があったときは、同様の職権を行うことができる。

また、自衛官は市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

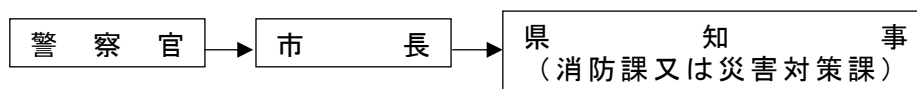
5 関係機関相互の通知及び連絡

避難のため立ち退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知若しくは報告する。

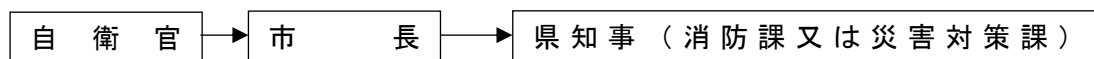
(1) 市長の措置（災害対策基本法第60条による措置）



(2) 警察官の措置（災害対策基本法第61条による措置）



(3) 自衛官の措置（災害対策基本法第63条による措置）



6 避難経路及び誘導方法

(1) 避難経路

避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(2) 避難の誘導

避難の誘導は、警察官及び自主防災組織、さいたま市交通安全保護者の会（母の会）等の協力の基に、その地域の実情に応じ避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。危険な地点には、表示、縄張りを実施するほか、夜間の場合は照明器具等を併用し、明示する。

病弱者、傷病者、障害者又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合し、その後必要に応じて車両等により要配慮者優先避難所等に輸送する。

火災等で指定緊急避難場所・指定避難所が危険となった場合あるいは危険となるおそれがある場合は、他の指定緊急避難場所又は広域避難場所に誘導する。

一般的な避難行動では、避難者・帰宅困難者が直接指定避難所に行く場合と、一旦、最寄りの指定緊急避難場所等に参集してから、近隣の指定避難所に行く場合が想定される。

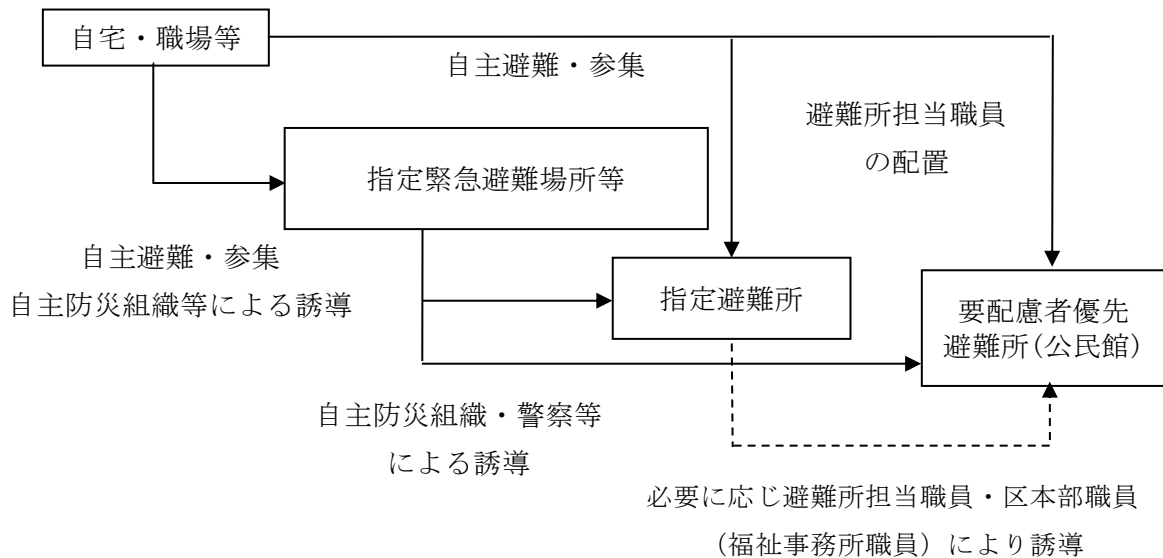


図 1-7-2 地域住民、市内通勤・通学者の指定緊急避難場所・指定避難所等への避難フロー

(3) 携帯品の制限

緊急を要する場合は貴重品等とし、時間的に余裕がある場合には、食料（3日分以上）及び身の回り品等とする。

第3 来訪者・入所者等の避難

【各部】

市公共施設及び災害対策基本法に基づく「防災上重要な施設」の各管理者は、来訪者及び入所者等の安全避難のため、あらかじめ定められた防災計画、避難計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

また、その他、商店、事務所や工場等の管理者は、施設内の従業員や来訪者の避難対策を講じるよう努めるものとする。

第4 指定避難所の開設等

【情報・避難部、避難所担当班、区本部】

地震災害により住居を失い、あるいは避難しなければならない者を収容保護するため、速やかに指定避難所を開設する。指定避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて、次のように実施する。

1 開設の趣旨

地震災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を緊急に収容し、保護するために指定避難所を開設する。

2 開設の時期

- (1) 災害発生により、被災者の避難の必要を認めるとき。
- (2) 災害発生のおそれがあり、避難指示等が出されたとき。
- (3) その他必要と認めるとき。

3 開設の方法

- (1) 指定避難所の開設の基準は次のように設定する。

表 1-7-8 地震時指定避難所開設基準

震度	指定避難所開設の対応
震度 5 弱	指定避難所に自主参集した担当職員の状況報告により、区本部長の判断で必要な箇所へ開設
震度 5 強以上	指定避難所の一斉開設

なお、指定避難所が地震災害により使用不可能な場合や、倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、付近の安全な指定緊急避難場所・指定避難所又は確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用する。

- (2) 市長は、指定避難所を開設したときその旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。
- (3) 市長は、指定避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県知事に報告する。
 - ア 指定避難所開設の目的
 - イ 箇所数及び収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
- (4) 本市で指定している指定避難所のみでは、避難者を受け入れることができない場合には、「災害時の『さいたまスーパーアリーナ』の運営（利用）に関する協定書」（資料編 4-6-5）に基づき、県へさいたまスーパーアリーナの利用を依頼する。

なお、施設の利用は、本市で震度 6 弱以上の地震が発生し、防災活動拠点として開設した場合及び施設が利用可能な場合を基準とする。

また、平日・日中、休日・夜間、通信手段の使用可能・不能の条件に応じて、指定避難所の開設及び報告のフローは次のフロー図を基本とする。

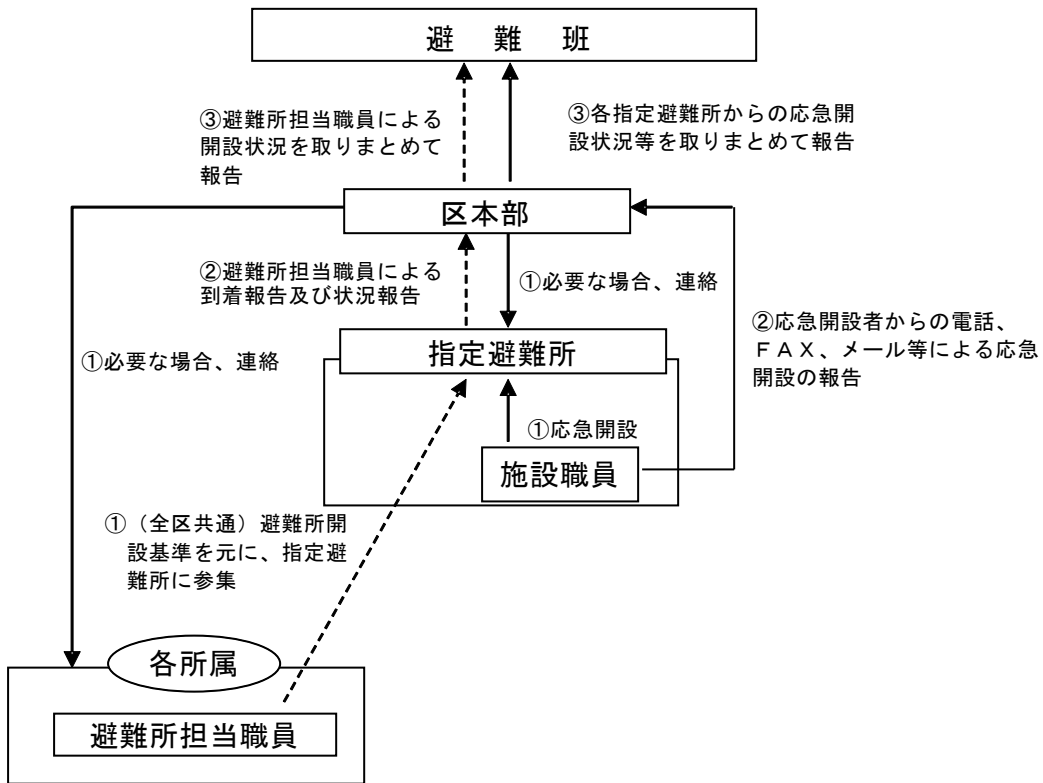


図1-7-3 指定避難所の開設及び報告のフロー（その1）
（平日・日中発災、区役所と何らかの通信手段が確保されている場合）

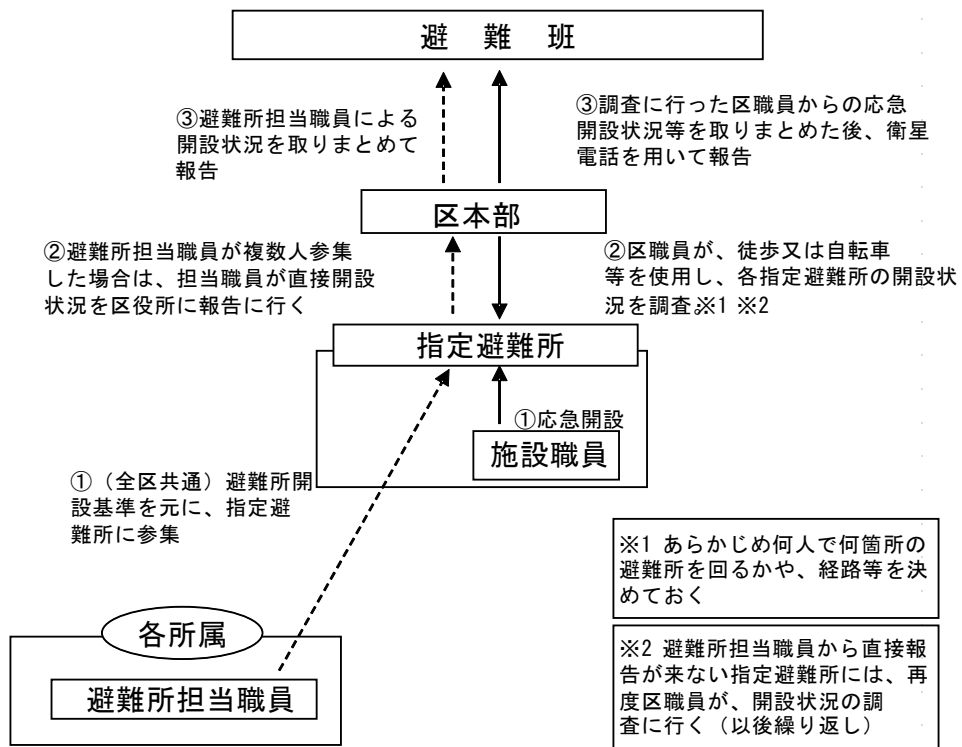


図1-7-3 指定避難所の開設及び報告のフロー（その2）
（平日・日中発災、通信手段が全て途絶している場合）

第5 指定避難所の運営

【秘書・広報部、情報・避難部、避難所担当班、
市民部、経済部、環境部、保健衛生部、福祉部、区本部】

指定避難所の運営は、次の要領に基づき実施する。

1 指定避難所の運営体制の確立

指定避難所は、自治会（自主防災組織）、学校（施設）を単位とする防災コミュニティ、ボランティア及び避難者自身の協力による運営を基本とし、防災アドバイザーや避難所運営後方支援者^(注)との協働による運営を行い、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努める。

本市では、指定避難所ごとに自治会長など地域のリーダー、施設管理者、市職員等からなる避難所運営委員会を組織し、「避難所運営マニュアル」に基づいて、役割分担を明確にし、指定避難所の円滑な運営を行う。

このため、避難所担当職員は、平常時から避難所運営委員会の設立及び維持や施設管理者との協議等をする。

なお、避難所運営委員会には、女性の参画を推進し、指定避難所の運営に際しては、男女のニーズの違いや要配慮者等に配慮するとともに、性別や年齢等にかかわらず、意見を述べ合い、助け合える指定避難所の運営体制を確立する。

表 1-7-9 避難所運営委員会の構成

避難所運営委員会の構成	
1	運営リーダー（自治会長・自主防災会長など積極的に関わっていただけの方から選出）
2	運営副リーダー（避難所周辺の自治会等から選出）
3	施設管理者 数名（校長、教頭、所長等）
4	避難所担当職員 数名（市職員）
5	その他避難所等に関する団体の長など

(注) 災害が発生し、避難所が設置された際に、避難所運営に協力するとともに、災害ボランティアセンター等を通じて避難所に派遣されるボランティアの受入れ・管理などを行います。

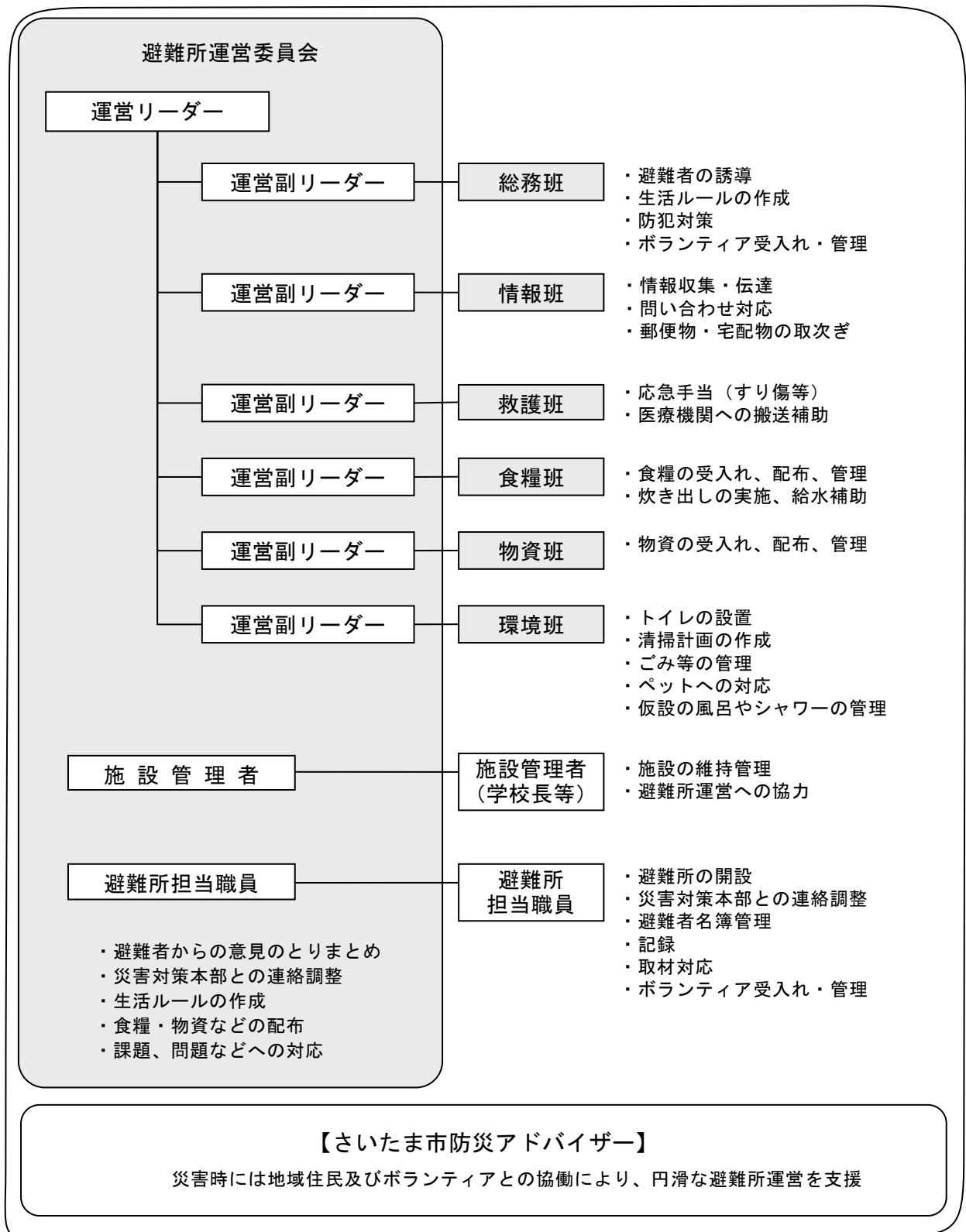


図 1-7-4 避難所運営委員会の運営組織

2 避難者名簿・避難者台帳の作成

避難所担当職員は、避難者の人数、同行避難しているペットの種類及び数、状況等を把握するため、避難者名簿・避難者台帳を作成し、区統括班に提出する。区統括班は、区内の避難者台帳を集約し、避難班に提出する。避難班は、本市全体の避難者台帳を集約し、情報統括班に報告する。

避難者台帳の作成は、発災直後の入所時に行くことは困難であり、また、個人の事情も考慮しなければならない。自宅に大きな被害が無くても、ライフラインが途絶したような場合は、昼間のみ指定避難所に来て、夜間は自宅に帰るといった被災者も予想される。一時立ち寄りの徒歩帰宅者を含め、全ての避難者の入所・退所の把握を試みることは、事務作業に混乱を招くことになる。このようなことを考慮して、所定の入退出表を準備しておき、発災直後は指定避難所利用者数を報告することとし、その後、台帳を作成・更新・報告する等の現実的に実行可能な手順を決めておくものとする。

また、復興期に入った場合は、更新頻度を少なくするなど考えられる。

3 住民区域の割り振り

指定避難所における住居区域は、可能な限り地区ごと（自治会）に割り振りを行い、円滑な避難所の運営を行う。避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう努める。

4 水の確保

指定避難所の受水槽が使用できる場合、飲料水として活用し、災害用貯水タンク又は非常災害用井戸が設置されている場合は、水道部給水班に給水依頼をする。

ただし、火災が発生した場合は、消火用水としての利用を優先する。

5 物資、資機材の確保

1日程度以上の指定避難所等の利用が見込まれる時は、物資、資機材について、防災倉庫にある備蓄品の活用を検討する。物資が不足する場合は、品目、数量を確認の上、区統括班に要請する。また、トイレが不足する場合も同様とする。

区統括班は、区内の要請を取りまとめ、避難班に要請する。避難班は、本市全体の要請を取りまとめ、廃棄物対策班（仮設トイレ）等関係班に要請を行い、要請を受けた関係班は物資の供給・仮設トイレの設置など所定の処置を行う。

6 指定避難所開設・運営状況の報告・伝達

指定避難所の運営状況については、指定避難所開設・運営状況報告書、避難者カード、避難者台帳等を整備のうえ、作成時及び更新時に避難所担当職員班長を通じ区統括班へ報告する。区統括班は、区の避難者台帳等を集約し、避難班に報告する。避難班は、本市全体の避難者台帳等を集約し、総括部に報告するとともに情報統括班に伝達する。

7 指定避難所等の避難者への広報

避難所担当職員は、避難者が災害情報を入手することが困難であることを踏まえ、広報班や区本部等からの情報提供に基づき、掲示板等を設置・活用し、収集した情報を、指定避難所等の避難者へ提供する。

8 ごみの集積場の設置

指定避難所等では、避難者及び周辺の被災者の生活廃棄物、災害廃棄物の集積場を設置し、可燃、不燃の分別をする。リサイクル可能な物は、リサイクルする。

また、避難所担当職員は、ごみ処理・し尿処理等について区統括班に要請を行う。区統括班は区内の要請を取りまとめ、避難班に要請する。避難班は本市全体の要請を取りまとめ、環境部にごみ処理等を要請し、連絡を受けた環境部関係班はごみ処理・し尿処理など所定の処置を行う。

9 要配慮者対策

要配慮者については、区本部が指定避難所開設当初に避難状況の実態を把握し、優先的な食糧等の配給、クールダウンスペースの確保、福祉部と連携の上でホームヘルパーの派遣など、必要な援護を行う。特に部屋割りに際しては、極力避難所運営本部、救護班等の近くの部屋を準備し、本人の同意のもとに入居させるか、必要に応じて福祉避難所に移送する。

また、指定避難所における生活が長期化することによって、発病、症状の悪化が見込まれる避難者については、早い時期に医療施設、社会福祉施設に移送を行う。ただし、要配慮者の中でも、福祉事務所の関わる制度利用者もいることから、実情把握については、福祉部各班と連携をとる。

なお、社会福祉施設の活用の際においても、福祉部各班と十分に連携をとって進める。

10 避難者の健康管理

避難生活が長期化した場合を考慮し健康状態に不調を訴える者に対し、あるいはその予防的措置として保健師等による定期巡回相談を実施して、被災者の体調管理・メンタルケアなどの健康管理や保健指導を行う。

11 避難所生活における男女のニーズの違い・性的少数者（性的マイノリティ）への配慮

- (1) 一人暮らしの女性や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。
- (2) 仮設トイレなど避難所のレイアウトにあたっては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路を確保する。
- (3) 更衣スペースや洗濯物の干し場などは男女別に設け、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースを確保する。
- (4) 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営を行う。
- (5) セクシュアル・ハラスメント、犯罪防止のため注意喚起や巡回警備を実施する。

- (6) 女性向け物資の供給にあたっては、女性が配布を担当したり、女性専用スペースや女性トイレに女性用品を常備する等、配布方法を工夫する。
- (7) 性的少数者（性的マイノリティ）への配慮として、誰もが使用できるトイレの設置や、更衣室や入浴施設について、一人ずつ使える時間帯を作るなど工夫する。

12 避難所生活の長期化対策

避難所生活が長期化した場合、生活関連、避難者の健康面等において種々の問題が発生する。そのため、避難所担当職員は、市及び区本部と連携を図り、プライバシーの確保、メンタルケア等の対策を検討し実施する。

表 1-7-10 長期化に対する主な検討事項

項目	記述
1 入浴対策	避難所生活が長期化した場合は、自衛隊の入浴支援を要請する。 また、ガス会社、ボランティア等との協力を図り、入浴施設の利用や仮設風呂、シャワーを避難所に設置する。
2 暖房対策	必要に応じて、関係業者等の協力を得て、石油ストーブ等の暖房器具の確保を図る。
3 洗濯対策	必要に応じて、関係業者等の協力を得て洗濯機を避難所に設置する。

表 1-7-11 長期化における留意点

項目	記述
1 プライバシーの確保	間仕切りの設置等、避難者のプライバシーが最低限確保できるよう留意する。
2 健康管理	避難生活の長期化による健康への影響を考慮し、避難者の体調管理やメンタルケア等の健康管理に十分留意する。

13 指定避難所における衛生管理

感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難所内の清潔保持の環境整備を図る。

さらに、避難所は、災害の規模により多数の避難者が集まることから、各種感染症の拡大リスクが高くなるため、感染症まん延期には対策が必要となる。

感染症の拡大防止には、通常予定されている避難所の居住スペースに加え、避難者の受入れスペースをできるだけ多く確保することにより、密集状態を避ける。

また、発熱や咳等の症状があり、感染の疑いがある避難者は、他の避難者と物理的に隔離されたスペースに受け入れる。

居住スペース内では、感染症予防の基本的な対策に加え、飛沫を避けるため避難者同士の距離を十分にとるとともに、共用部分の清掃・消毒を徹底する。

なお、感染症対策については、避難所運営マニュアル及び避難所担当職員活動要領等を用いて詳細を反映し、周知・徹底を図るとともに、必要に応じて、適宜マニュアル及び要領を修正することで、感染症対策に努めるものとする。

第6 在宅避難者への支援

【情報・避難部】

本市は、在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた被災者の状況を把握し、指定避難所の避難者と同様に食糧、物資、医療、福祉等のサービスを実施するよう努める。

また、指定避難所はその地域の在宅避難者への情報発信、物資供給等の拠点とする。

第7 広域避難

【総括部、情報・避難部】

本市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市内の指定避難所等に被災者を収容することが困難で、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、他の市町村の協力を得て、広域一時滞在のための避難所の提供を受け、被災者を避難させる。

広域避難にあたっては、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第8 指定避難所の縮小・閉鎖

【秘書・広報部、情報・避難部、避難所担当班、環境部、区本部】

本市は、災害が終息し、かつ、応急仮設住宅の供与等により避難する必要がなくなった時点で区本部の判断により、段階的に指定避難所を閉鎖していく。

指定避難所の縮小・閉鎖については、次の要領に基づき実施する。

1 指定避難所の管理計画の作成

各避難所の設備、避難者数等の運営状況から、継続して指定避難所として活用する施設、避難者を他の施設へ移送し閉鎖する施設を判断し指定避難所の管理計画を作成する。

2 指定避難所の縮小

指定避難所の管理計画に基づき、避難者を応急仮設住宅、条件の良い指定避難所に移送し、指定避難所数を縮小する。

3 指定避難所閉鎖の決定

状況に応じて、区本部の判断により、段階的に指定避難所を閉鎖していく。

なお、担当の指定避難所が閉鎖した後の避難所担当職員としての災害対策活動については、区本部の指示に従うものとし、避難所担当職員としての職務終了後は、所属する各部・班の災害対策活動又は通常業務に従事するものとする。

4 県等への報告

本市は、指定避難所を閉鎖した場合は、速やかに県及び関係機関等に報告する。
なお、秘書・広報部は指定避難所の縮小・閉鎖に当たり、速やかに市民へ広報する。

第9 災害時における動物の保護

【保健衛生部、区本部】

1 災害時の動物保護体制

災害時には、被災場所に放置されたままの動物、飼い主の不明な動物や放し飼い状態の動物が多数発生することが予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

災害時の動物保護については、保健衛生部動物愛護班が主体となり、動物保護活動を実施するが、動物保護活動を円滑に実施するために、必要に応じて獣医師会その他の動物関係団体に協力を要請するものとする。

2 災害時の動物保護活動

(1) 災害時の動物保護活動の内容

- ア 特定動物への対応
- イ 放し飼い犬等の収容
- ウ 被災場所に放置された負傷動物の保護
- エ 被災場所に放置された飼養動物への対応
- オ 指定避難所に飼い主とともに避難した動物への対応
- カ 県・獣医師会等が設置する動物保護施設への搬送

3 指定避難所における動物の適正な飼養

動物愛護班は、指定避難所の動物飼養スペースにおける動物の適正飼養及び環境衛生の維持に対し、必要な指導を行う。

避難所では、ペットと同行避難してきた避難者を受け入れる。

避難所におけるペットの飼養は、原則として飼い主自らが行う。

飼い主が共同でペットの飼養を行うために、飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、協力して管理を行う。

避難したペットの取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室へのペット（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く）の持ち込みはせず、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることを基本とする。ただし、雨風がある場合などに屋外での飼養が困難となることがあるため、雨風を避けられる場所（ピロティや別棟の倉庫等）をあらかじめ協議しておく。

さらに、避難所によっては、避難所内で垂直避難をした際にペットを一時的に収容するスペース（上層階）についても検討しておくことが必要となる。

大型の動物など避難所での受け入れが困難なペットの同行避難者を、緊急避難措置として一時的に受け入れた場合には、飼い主があらかじめ決めていた預け先などへ速

やかに移動させる。

補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）は、居室への同伴が必要となる。

なお、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該ペットの飼い主が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

第3節 要配慮者安全確保対策

表 1-7-12 要配慮者安全確保対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 防災行政無線を活用した避難誘導 ② 外国語による防災情報の提供
経済部	① 在住外国人の安否確認 ② 在住外国人に対する避難誘導 ③ 在住外国人への情報提供及び各種相談の実施 ④ 通訳・翻訳ボランティアの確保
福祉部 区本部	① 社会福祉施設入所者等の安全確保 ② 社会福祉施設入所者等に対する巡回サービスの実施 ③ 在宅要配慮者の安否確認 ④ 在宅要配慮者の安全確保対策 ⑤ 要配慮者用の生活支援物資の供給 ⑥ 要配慮者に対する情報提供 ⑦ 要配慮者に対する相談窓口の設置 ⑧ 停電時の対応 ⑨ 在住外国人の安否確認

災害発生後に、自らでは避難が困難であったり、避難所生活での困窮など、災害時に様々なハンディキャップを有する要配慮者の安全を確保する。

第1 高齢者、障害者等の安全確保対策

【福祉部、区本部】

地震災害時に、機敏に行動できない高齢者や障害者等要配慮者の被害状況や安否について、家族や近隣住民、避難支援等関係者等の協力を得て把握、確認し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。

1 避難行動要支援者の安否確認及び救助活動

福祉部福祉担当各班及び区本部福祉担当各班は、在宅避難行動要支援者等の安全を確保する。

(1) 安否確認及び避難支援

寝たきりや、一人住まい等の高齢者及び障害者等を記した避難行動要支援者名簿及び個別避難支援プランを活用し、消防機関、警察署、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会等の避難支援等関係者の協力を得ながら、安否を確認する。

(2) 救助活動の実施

安否が確認できない場合は、避難支援等関係者及びボランティア団体等の協力を得ながら、救助を行う。

2 在宅要配慮者の避難支援・安全確保

避難行動要支援者以外の要配慮者については、指定避難所等において市職員が安否を確認する。

安否が確認できない場合は、避難支援等関係者及びボランティア団体等の協力を得ながら、確認を行う。

3 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

福祉部福祉担当各班及び区本部福祉担当各班は、施設管理者と連携し、社会福祉施設の入所者の安全を確保する。

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に行う。

また、施設入所者の救助及び避難誘導を支援するため、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(3) 被害状況の報告

施設管理者は、入所者の被害状況及び自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力だけでは対応が困難なケースを、最寄りの指定避難所又は市もしくは区本部へ報告する。

(4) 物資の供給

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、本市及び県に協力を要請する。

(5) 受入先の確保及び移送

福祉部福祉担当各班及び区本部福祉担当各班は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を支援する。

(6) ライフラインの優先復旧

本市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧を要請する。

(7) 巡回サービスの実施

福祉部福祉担当各班及び区本部福祉担当各班は、施設管理者からの報告に基づき、被災した入所者の状況やニーズを把握し、自治会、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、必要な施設に支援を実施する。

4 避難生活における支援

(1) 受入先の確保及び移送

要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び指定避難所等を確保する。

また、搬送車両を確保し、避難支援等関係者及びボランティア団体等の協力を得て移送する。

(2) 生活支援物資の供給

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を調達及び提供する。配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

(3) 情報提供

在宅や指定避難所等にいる要配慮者に対し情報を提供するため、ファックスによる情報提供、データ放送による情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

(4) 相談窓口の開設

区役所、支所及び保健所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(5) 巡回サービスの実施

職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師等により巡回班を編成し、要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

5 仮設住宅における配慮

仮設住宅においては、高齢者や障害者等の要配慮者に対し、次の配慮を行う。

- (1) 優先的に入居させること
- (2) 階段、段差が少ないこと
- (3) トイレとの距離が遠くないこと
- (4) 車椅子が使用可能なこと

6 停電時の対応

計画停電等の停電時においては、電気機器を使用している在宅療養者等に電源対策や、何らかの代替処置が必要になる要配慮者の発生が予想される。このようなケースに対応するために、必要な処置を講じる。

第2 在住外国人の安全確保対策

【総括部、経済部、各区】

災害発生時に外国人が安全に避難できるよう、理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

1 安否確認の実施

職員や語学ボランティア等により、外国人住民に係る住民票等を活用しつつ、語学等の支援を要する外国人を中心に安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

避難指示等を発令した場合は、ホームページや SNS 等を活用して外国語や「やさしい日本語」による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を実施する。

3 情報提供

広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、インターネット等を活用し、外国語による情報提供を実施する。

また、ボランティア通訳等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。

4 各種相談

相談窓口職員やボランティア通訳等を配置し、外国人に対し総合的な相談に応じる。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

本市及び県は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第4節 医療救護

表 1-7-13 医療救護に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 情報連絡体制の確立 ② 広域医療体制の構築
保健衛生部	① 実施体制の構築 ② 医療救護班の編成 ③ 傷病者のトリアージ及び応急処置の実施 ④ 医療救護所の設置の決定 ⑤ 救護医療機関の被災状況等の把握 ⑥ 医薬品等の調達 ⑦ 精神科救急医療の確保 ⑧ 広域医療体制の構築
消防部	① 実施体制の構築 ② 傷病者の搬送 ③ 救護医療機関の被災状況等の把握
区本部	① 医療救護所の設置及び連絡調整
医師会	① 医療救護所の運営

地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を確保し、被災者の保護の万全を図る。

本市は県と連携して日本赤十字社埼玉支部に対し、災害救助法に基づく救助又はその応援に関する業務を依頼する。

第1 初動医療体制

【総括部、保健衛生部、消防部、区本部、医師会】

被災状況に応じて医療機関（資料編2-31）に医療救護所を設置し、医療救護所に収容された傷病者に対し医療救護班がトリアージ及び応急処置を実施する。

また、医療救護所等で対応できない重症者等は市内の救護医療機関へ搬送し、治療及び入院等の救護を実施する。

1 医療情報の収集・伝達

傷病者に対して、迅速かつ的確に医療を行うためには、収容先の医療機関の被災状況、空き病床数等医療情報が重要である。そのため、災害発生時における医療救護所、医療機関等との情報連絡体制を確立する。

2 医療救護所の設置

保健衛生部は、震度6弱以上の地震発生時に、被災状況や市内各医療機関の運営状況等を踏まえ、必要に応じて医療救護所を設置することを決定し、区本部が医療救護所を設置し、運営は4医師会が行う。

なお、区本部は医療救護所との連絡調整を行うものとする。

初動医療の確保を図るため、医療救護所の設置については、被災状況に応じて柔軟に対応する。

医療救護所を設置した場合、秘書・広報部広報班は、設置状況を広報する。

3 医療救護班の編成・派遣

医療衛生統括班は、災害程度に応じ、医師会に対し医師及び看護師等による医療救護班の編成及び派遣の要請を行う。

また、派遣された医療救護班は、次の活動を実施する。

- (1) 傷病者の傷病の程度の判定（トリアージ^(注)）
- (2) 傷病者に対する応急処置等の実施
- (3) 医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案への協力（必要に応じて実施）
- (5) その他必要な措置

(注) 災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、現存する限られた要員や医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療に当たるために、治療の優先順位を決定すること。

4 救護医療機関

本市は、市内の救急告示医療機関等に対し、救護医療機関として医療救護所等で対応できない重症者等を収容し、治療及び入院等の救護を実施するよう要請する。

第2 傷病者等の搬送体制

【保健衛生部、消防部】

傷病者の救護医療機関への一次搬送並びに後方医療機関への二次搬送は、次のとおり

とする。

1 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

- (1) 医療救護班が消防部に搬送を要請する。
- (2) 公用車その他救急車両により搬送する。
- (3) 市職員、消防団員、地域住民により担架やリヤカー等で搬送する。
- (4) 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

2 一次搬送体制

- (1) 消防部は、災害現場でトリアージを実施し、病院で治療の必要がある傷病者を市内救護医療機関まで搬送するとともに、その他の傷病者に対し、自力又は自主防災組織等の協力を得て救護医療機関への搬送を依頼する。
- (2) 医療救護班は、医療救護所でトリアージを実施し、他の救護医療機関で治療の必要がある重症の傷病者を、一次搬送方法により搬送を要請する。
- (3) 搬送経路となるべき道路が被災した場合を考慮し、柔軟な搬送経路を検討する。

3 救護医療機関の受入体制

保健衛生部及び消防部は協力し、救護医療機関の被災状況と収容可能数を速やかに把握し、収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。

4 二次搬送体制

- (1) 市内救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の災害拠点病院への搬送は、保健衛生部、消防部及び救護医療機関等が協力して実施する。
- (2) 必要に応じて、県に搬送を要請し、ヘリコプター等で搬送を実施する。

(注) 市内のヘリポート：共通編 第2部 第2章 第6節 第3 「飛行場外離着陸場」を参照

5 後方医療機関の受入要請

本市は、県及び相互応援協定を締結している市町村に対し、重傷・重症者の受け入れを要請する。

また、必要な情報を救護医療機関に伝達する。

後方医療機関として、次の機能を持つ災害拠点病院及び災害時連携病院への中等症患者、重傷・重症者受入要請について、県を通じ実施する。

災害拠点病院の機能：

- (1) 重篤救急患者の救命を行う高度診療
- (2) 患者等の広域搬送（受入れ及び搬出）への対応
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣
- (4) 応急用資機材の貸出し

災害時連携病院の機能：

- (1) 中等症患者や容態の安定した重症患者の受入れ

(2) 県内で活動する自己完結型の医療救護チームの派遣

表1-7-14 県内の災害拠点病院

災害拠点病院区分	病院名	所在地
基幹災害拠点病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿180
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5
地域災害拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100
	(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門714-6
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1
	獨協医科大学越谷病院埼玉医療センター	越谷市南越谷2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2
	(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1
	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田376
	医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	久喜市上早見418-1
	(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38
	草加市立病院	草加市草加2-21-1
	社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299-1
	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座1-10-10
	埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	羽生市下岩瀬446
	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2
	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町1-19-3

表1-7-15 県内の災害時連携病院

指定日	施設名	開設者	所在地
R4年1月1日	熊谷総合病院	社会医療法人熊谷総合病院	熊谷市中西4-5-1
R4年1月1日	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	独立行政法人国立病院機構	所沢市若狭2-1671
R4年1月1日	埼玉成恵会病院	医療法人埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721
R4年1月1日	入間川病院	社会医療法人入間川病院	狭山市祇園17-2
R4年1月1日	埼玉石心会病院	社会医療法人財団石心会	狭山市入間川2-37-20
R4年1月1日	越谷市立病院	越谷市	越谷市東越谷10-32
R4年1月1日	東埼玉総合病院	社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス	幸手市吉野517-5
R4年1月1日	白岡中央総合病院	医療法人社団哺育会	白岡市小久喜938-12
R4年1月1日	ふじみの救急病院	医療法人社団晃悠会	入間郡三芳町北永井997-5
R4年1月1日	小川赤十字病院	日本赤十字社	比企郡小川町小川1525
R5年1月1日	彩の国東大宮メディカルセンター	医療法人社団協友会	さいたま市北区土呂町1522
R5年1月1日	独立行政法人 地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	独立行政法人 地域医療機能推進機構	さいたま市浦和区北浦和4-9-3
R5年1月1日	埼玉協同病院	医療生協さいたま生活協同組合	川口市木曾呂1317
R5年1月1日	秩父市立病院	秩父市	秩父市桜木町8-9
R5年1月1日	TMGあさか医療センター	医療法人社団武蔵野会	朝霞市溝沼1340-1
R5年1月1日	新座志木中央総合病院	医療法人社団武蔵野会	新座市東北1-7-2
R5年1月1日	八潮中央総合病院	医療法人社団協友会	八潮市南川崎845
R5年1月1日	皆野病院	医療法人徳洲会	秩父郡皆野町大字皆野2031-1

第3 広域医療体制

【総括部、保健衛生部】

本市では、広域医療体制の構築について、他都県市町村との間に「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（県及び県内市町村）、「九都県市災害時相互応援に関する協定」（首都圏九都県市）、「21 大都市災害時相互応援に関する協定」（全国21大都市）、「災害時における相互援助に関する協定」（首都圏県都市長懇話会）、「災害時における相互応援に関する協定」（立川市、福島市、松戸市）、「危機発生時における相互応援に関する協定」（新潟市、那須塩原市）を締結している。この中で、医療に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん、車両の提供、医療系職員の派遣等の支援活動を災害時に相互に実施することを取り決めている。今後も同様の相互応援協定締結の拡充を図っていく。

第4 医薬品等の調達

【保健衛生部】

市内医療救護所、救護医療機関において不足する医薬品及び医療資機材を、埼玉県の広域調整の下、「災害時における医療用医薬品の調達業務に関する協定」（一般社団法人さいたま市薬剤師会）、「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」（一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会）及び「災害時の医療ガス等の供給に関する協定」（一般社団法人日本産業・医療ガス協会）に基づき調達する。

また、日本赤十字社等の協力を得ながら、医薬品の供給体制を確保する。

第5 精神科救急医療の確保

【保健衛生部】

本市及び県は、環境の急変等から、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

第5節 防疫及び保健衛生

表 1-7-16 防疫及び保健衛生に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 国、県その他への要望
保健衛生部	① 防疫衛生班の編成 ② 消毒・清掃作業の統括 ③ 感染症の予防活動の実施 ④ 被災者に対する防疫・保健衛生の指導 ⑤ 食品衛生監視活動の実施 ⑥ 指定避難所、福祉施設等における栄養指導 ⑦ 被災者に対するメンタルケアの実施 ⑧ 国、県その他への要望
区本部	① 防疫衛生班の編成 ② 消毒・清掃作業の実施 ③ 感染症の予防活動の実施 ④ 被災者に対する防疫・保健衛生の指導

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

第1 防疫活動

【保健衛生部、区本部】

災害発生時の感染症の蔓延防止のため、防疫体制を確立する。

本市は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

1 実施体制

保健衛生部及び区本部は、防疫衛生チームを編成し、防疫活動を実施する。

2 活動内容

(1) 消毒作業

被災地において感染症が発生し又は発生するおそれがある区域を重点的に、適切な方法により消毒作業を実施する。

編成した防疫衛生チームは、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤によるそ族昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

(2) 食品衛生監視

保健所長は、食品衛生監視チームを編成し、集団食中毒等の発生抑止のため、食品衛生監視活動を実施する。食品衛生監視チームは、避難所における食品衛生管理を徹底するため、食品衛生の啓発を行う。

(3) 水の安全確保

保健所長は、水の安全パトロールチームを編成する。水の安全パトロールチームは、避難所等の飲料水の安全確認を行う。

第2 保健衛生活動

【保健衛生部】

指定避難所等において、保健指導（メンタルケア含む）及び栄養指導を実施する。

1 保健指導

保健師は、被災地へ速やかに出かけ、保健衛生上の問題や健康状態の把握をし、あらゆる機会をとらえ被災者に対する保健指導を実施する。避難者については、避難生活が長期化した場合を考慮し健康状態に不調を訴える者、特に、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等に対し、あるいはその予防的措置として保健師等による定期的な巡回相談を実施して、被災者の健康管理や保健指導を行うものとする。

また、車中泊を余儀なくされている避難者や、狭い場所で避難生活を送っている者については、特にエコノミークラス症候群の発症予防を行うものとする。

また、指定避難所における感染症予防のため、啓発活動を行うとともに感染症の早期把握に努める。

2 栄養指導

保健所長は栄養相談チームを編成し、次の栄養指導を実施する。

表 1-7-17 栄養指導活動内容

栄養指導の活動内容の概要	
1	指定避難所等の給食状況の把握、非常食献立の把握及び指導・助言
2	特定給食施設の被害状況の確認及び指導
3	その他栄養補給に関すること

3 メンタルケア

精神科医師や精神保健福祉士等から編成される心のケアチームは、指定避難所及び応急仮設住宅等への巡回を実施し、被災者のメンタルケアを実施する。

4 歯科保健活動

派遣される歯科支援チームや保健医療支援チームと協力し、歯科診療提供体制の維持と歯科保健活動を実施する。

第6節 応急給水

表 1-7-18 応急給水に係る実施項目

担当部署	実施項目
水道部	① 応急給水計画の立案 ② 応急給水の実施 ③ 水源の確保 ④ 応急給水活動等の広報 ⑤ 水道に関して、市民への情報提供・相談窓口 ⑥ 県等への支援要請 ⑦ 停電時の対応 ⑧ 水質検査の実施 ⑨ 他域への支援
総括部	① その他水源の確保

地震災害時に飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲用に適する水を得ることができない者に対し、必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧を実施する。

第1 給水の実施体制

【水道部】

給水の実施体制、方針及び応急体制は、次のとおりとする。

1 給水計画の方針

断水状況及び水源状況を的確に把握し、給水場所・時間・方法を明記した最も効率的な応急給水計画を作成して業務を遂行する。

2 支援体制

本市は、日本水道協会埼玉県支部、関東地方支部及び相互応援に関する覚書を締結している水道事業体に支援を要請する。

第2 応急給水の方法

【総括部、水道部】

応急給水の方法、給水場所、資機材等は、次のとおりである。

1 給水量

飲料水の供給量は、災害発生から3日までは、1人1日30、4日目以降は順次約200の給水量とすることを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

2 給水方法

応急給水は、応急給水場所での給水及び運搬給水により実施する。応急給水場所での給水は、浄配水場、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸を活用する方法により実施する。運搬給水は、給水車や折畳式給水コンテナにより給水する方法により実施す

る。

3 給水場所

給水は、応急給水場所（浄配水場、災害用貯水タンク、非常災害用井戸）で実施する。

また、給水場所や時間についての広報に努める。

4 仮設給水

配水管から給水できる地区で、仮設給水が効果的であると思われるときは、仮設の給水管で給水する。

5 給水資機材

応急給水に使用する資機材は、水道総合センター、浄配水場及び災害用貯水タンクに設置してある簡易防災倉庫に分散備蓄しているほか、必要に応じ関係機関から調達する。

第3 医療機関等への給水

【水道部】

医療機関等から応急給水の要請があった場合には、これを最優先とする。

第4 その他水源の確保

【総括部】

1 本市は、井戸水等の比較的汚染が少ない水について、生活用水の水源として利用する。

また、緊急の場合は民間協定に基づき、民間企業から生活用水を確保する。

2 自治会及び自主防災組織は、本市と協力して、防災対策用指定井戸の水質を検査し、水源として利用する。

第5 応急給水等の広報活動

【水道部、秘書・広報部】

地震災害時に実施する応急給水や応急復旧対策等の実施状況や活動状況を市民に速やかに広報する。

1 市民に対する広報は、広報車による巡回、ホームページへの掲載のほか、水道部と秘書・広報部が協働し、テレビ及びラジオ等の報道機関による広報依頼や、SNS・防災行政無線による広報など、あらゆる手段で実施する。

2 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、応急給水場所の状況及びその他必要と認める事項とする。

3 水道の復旧等について、市民への情報提供を行うとともに相談窓口を設置する。

第6 停電時の対応

【水道部】

計画停電等、長期間の停電が予想される場合の給水システムの対応について必要な処置を講じる。

第7 水質検査の実施

【水道部】

水源地や降雨に、有害物質や放射性物質の混入が予測される場合は、水質検査を実施する。

第7節 食糧・生活必需品の供給

表1-7-19 食糧・生活必需品の供給に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 職員への給食配給 ② 備蓄品の運用、融通、管理 ③ 国・県・市町村への食糧・生活必需品等の要請
財政・被害調査部	① 食糧・生活必需品の調達 ② 支援物資の受入れ及び管理 ③ 支援物資集積場の開設及び閉鎖
経済部	① 食糧・生活必需品の供給 ② 食糧・生活必需品の指定避難所等への配送及び配布の統括 ③ 集積場所の開設、運営協力
会計部	① 経費の出納
教育部	① 炊き出しの実施

地震災害時に、食糧及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食糧及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。

第1 食糧の供給

【総括部、財政・被害調査部、経済部、会計部、教育部】

災害により、住宅の倒壊、焼失又は流失等によって食糧の確保若しくは自炊の手段を失った者及び指定避難所等の収容者に対し、一時的に食糧の応急供給を行うものとする。

なお、応急供給にあたっては、状況に応じて本市の備蓄食糧のほか、県及び関係機関、民間業者等から緊急に調達し供給体制の万全を期するものとする。さらに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

1 家庭内備蓄の活用

市民は、災害発生直後から3日間は、自らが備蓄した食糧を活用して自活することを基本とする。

2 供給の決定

災害により、被災し、指定避難所等に収容され又は食糧の確保や自炊の手段を失った市民がある程度の規模で発生して相当の期間、その状態が継続すると判断した場合に食糧の供給を行うものとする。

対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難の指示等により指定避難所等に収容された人
- (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- (3) 災害応急対策活動従事者
- (4) 米穀の供給機能が混乱し通常の供給が不可能となり食糧を得る手段を失った人

3 充足状況の把握及び必要量確保

応急供給する食糧は、本市が備蓄する食糧を災害初期に必要な量を供給するが、被害の長期化等の状況に応じて充足状況を的確に把握し、米穀販売業者等から必要量を調達する。

(1) 第一次供給

被災後、炊き出しや給食を実施するまでの間（おおむね 24 時間以内を目途）の応急食糧の供給は、家庭内備蓄の活用及び本市が備蓄している食糧を主とする。

(2) 第二次供給

関係業者からの調達、炊き出しの実施など、体系的で継続的な体制が整った時点からは、米穀類及び副食等を主とする。

4 食糧調達計画

(1) 米穀の調達

ア 市長は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。

イ 市長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省農産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給する。

(2) その他の食品の調達

市長は、米穀以外の食品の供給を行う必要が生じた場合は、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うが、なお不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請する。

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者に対しては、必要に応じて要配慮者に配慮した食物アレルギー対応食品や嚥下しやすい食事、ハラル食品等を確保し、供給する。

5 応急食糧の集積場所

食糧集積場所は、原則として次のとおりとする。

表 1-7-20 応急食糧の集積場所

行政区	集積場所
西区	災害時支援物資輸送拠点 (国及び県外からの調達)
北区	広域拠点備蓄倉庫 (県内からの調達)

ただし、施設や交通被害が著しく、その機能を果たせない場合には、指定避難所等への交通の利便性が高い他の公共施設を選定するものとする。

また、炊き出し用の米穀類にあたっては、集積場所より指定避難所等へ搬送するものとする。

6 応急食糧の連絡・搬送体制

応急食糧の供給に係わる連絡・搬送体制は、次のとおりとする。

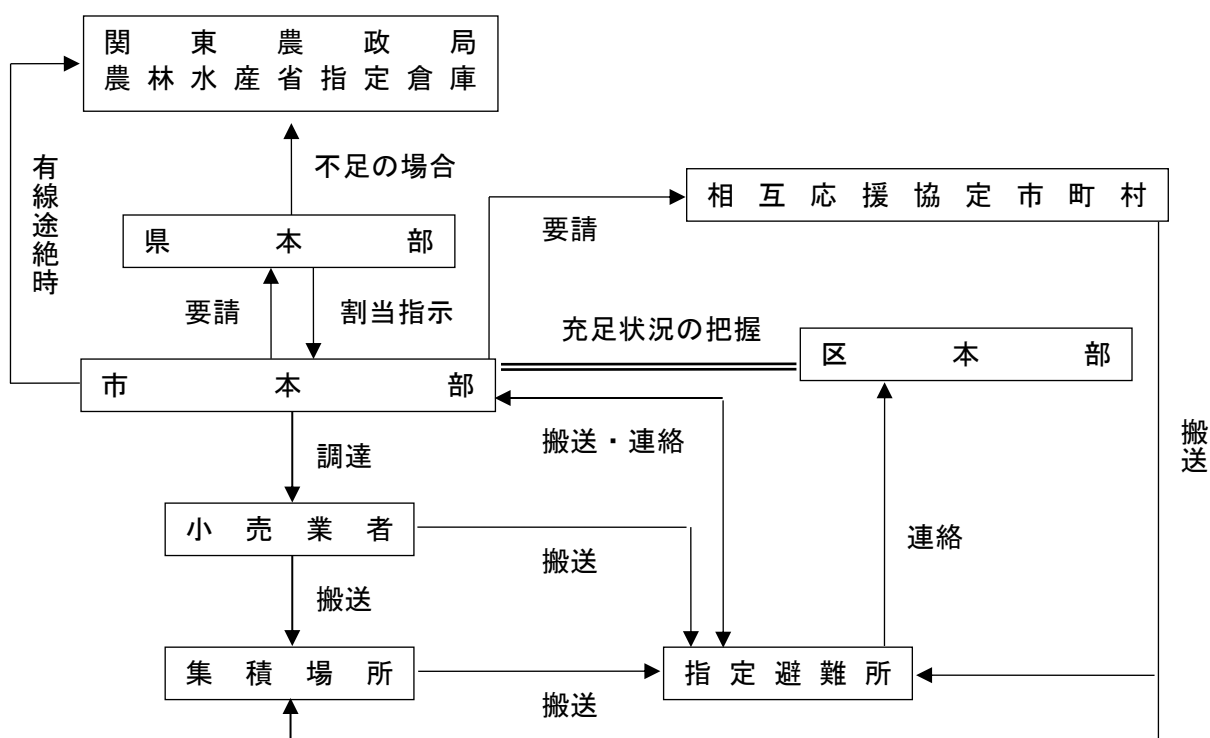


図 1-7-5 応急食糧の連絡・搬送体制

7 炊き出しの実施方法

(1) 炊き出しの実施

災害時における食糧の炊き出しについての調理施設等は、小・中・中等教育学校の学校給食施設を活用するが、施設内のガス配管等の安全性が確認できない場合、もしくは調理器具を操作できる者がいない場合は、防災倉庫内に備蓄されている炊き出し用の調理器具及び燃料を用いる。

調理要員は、給食担当職員（栄養士・調理員）を中心に、社会教育関係団体及びボランティア等とする。

(2) 炊き出しが困難な場合の措置

炊き出しが困難な場合は、米飯提供者や産業給食提供者から、弁当等を購入し供給する。

(3) 県への協力要請

市長は、地震により多大な被害を受けたことにより、炊き出し等が実施困難と判断したときは、県知事に対して炊き出し等についての協力を要請する。

第2 生活必需品の供給

【総括部、財政・被害調査部、経済部、会計部】

災害により、住宅の倒壊、焼失及び流失によって生活必需品の確保又は緊急的に生活必需品を求める被災者に対して、応急供給を行うものとする。

なお、供給にあたっては、状況に応じて、本市の備蓄品のほか、県、相互応援協定市町村、民間業者から調達し供給体制の万全を図るものとする。

1 供給の決定

災害により、指定避難所等に収容され、又は住家の被害等により生活必需品を損失・き損し、さらに、物資の販売機構の混乱により資力の有無に係わらず、直ちに入手することができない市民が、ある程度の規模で発生し、相当の期間その状態が継続すると判断した場合に生活必需品等の供給を行うものとする。

2 充足状況の把握及び必要量確保

応急備蓄物資は、広域拠点備蓄倉庫や各拠点備蓄倉庫及び各指定避難所の防災倉庫等に備蓄されており初動時に必要量を供給するが、被害が長期化し不足が生じた場合は、充足状況を的確に把握し関係業者より調達する。

なお、調達が困難な場合や緊急を要する時は、相互応援協定による市町村への要請及び県へ備蓄物資の融通等を要請するものとする。

(1) 応急物資（生活必需品）供給の内容

災害救助法適用による給（貸）与の範囲は、次の内容を目安とし、適宜、必要量を調達し供給する。

表 1-7-21 応急物資（生活必需品）供給の内容

区分	内容	備考
寝具	毛布、ふとん類	災害救助法の適用限度については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準による。
外衣	作業着、婦人服	
肌着	アンダーシャツ、パンツ等の下着類	
身の回り品	タオル、ズック靴等	
炊事道具	鍋、バケツ、食器類	
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ等	
光熱材料	ライター、ろうそく、懐中電灯等	

(2) 供給物資の集積場所

物資の集積場所は、原則として本節第1「5 応急食糧の集積場所」に示す場所と同じ場所とする。ただし、施設や交通被害が著しく、その機能を果たせない場合には、指定避難所等への交通の利便性が高い他の公共施設等から選定するものとする。

(3) 供給場所等

供給場所は、原則として指定避難所等とし、ボランティア・自主防災組織等の住民の協力を得て供給を行う。

また、在宅避難者にあたっては自主防災組織等の住民組織の協力を得て、供給を行うものとする。

(4) 供給区分及び供給要領

表 1-7-22 供給区分及び供給要領

供給区分	備蓄物資の供給元	備蓄物資の供給要領
第一次供給 (初動時)	・防災倉庫（指定避難所等） ・防災倉庫の備蓄物資が不足の場合、 大宮災害対策庫等の拠点備蓄倉庫より補充	各倉庫より必要量を供給する。
第二次供給 (応急対策期)	・支援物資集積場より指定避難所等へ搬送	必要物資を把握し、逐次、関係業者及び相互応援協定市町村、県等から前に掲げる応急物資を調達する。

(5) 男女のニーズの違いへの配慮

男女のニーズの違いを把握し、女性用品や妊産婦・乳幼児・子育て家庭・介護者等のニーズを踏まえた品目についても十分な量を確保し、供給する。

また、女性向け物資の供給にあたっては、女性が配布を担当したり、女性専用スペースや女性トイレに女性用品を常備する等、配布方法を工夫する。

3 応急物資の調達

応急物資の調達は、綿寝具商組合、日用品雑貨商組合、金物商組合等の関係業者から必要物資を調達するほか、必要に応じて相互応援協定に基づく市町村へ要請するものとする。

4 応急物資の連絡・搬送体制

応急物資の供給に係わる連絡体制は、第1部第7章第7節第1「6 応急食糧の連絡・搬送体制」と同様とする。

第8節 支援物資の供給

表 1-7-23 物流オペレーションに係る実施項目

担当部署	実施項目
情報・避難部	① 避難者（帰宅困難者を含む）状況の把握 ② 指定避難所毎の必要物資の把握
財政・被害調査部	① 支援物資の受入れ及び管理 ② 物資集積場の開設及び閉鎖
環境部	① 拠点備蓄倉庫備蓄物資の配送
経済部	① 物資の配送の協力 ② 拠点備蓄倉庫の管理
市民部	① 交通規制状況の把握 ② 物資輸送ルートの確保・選定
埼玉県トラック協会等	① 輸送に関する協定に基づく物資等の輸送業務の円滑な運営

大規模な地震が発生した際には、被災自治体に大量の支援物資が搬入されるものの、集積場所に膨大な在庫が滞る結果、物資が必要とされる指定避難所へ行き届かないという事例が多く発生している。

このような状況を踏まえ、本市では、近隣自治体からの支援物資を受入れ、指定避難所へ迅速に物資を供給するため「広域拠点備蓄倉庫」の整備を行った。

また、佐川急便（株）北関東支店との協定により、さいたま営業所等を「災害時支援物資輸送拠点」と位置付け、民間物流事業者の物流に関するノウハウ、人員、車両及び設備を兼ね備えた施設からの円滑な供給を確保している。さらに、岩槻区内にて「さいたま市物流施設誘導地区の創出に向けた基本方針」に基づく民間物流施設と災害時協力の協定を締結している。

これらの施設の活用については、総括部が統括する危機管理センター内に、国の機関や民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成することにより、物資の迅速かつ円滑な供給体制の強化に努めるものとする。

表 1-7-24 物流オペレーションチームの概要

支援物資管理システムの概要	
1 物流オペレーションチームの編成	危機管理センター内に、食糧、物資、輸送に係わる職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、支援物資の受入れ及び配送の指示を行う。 物流オペレーションチームは、「本部班」「避難班」「契約・物資受入班」「市民統括班」「経済統括班」で構成する。
2 民間物流事業者の活用	民間物流事業者が持つ施設のほか、そのノウハウやマンパワーを活かし、備蓄物資の円滑な配送、支援物資の受入れや仕分けを行う。 なお、発災直後から民間事業者の稼働状況が確認できるまでの間は、環境部所管の車両運行によって物資の配送を補う。
3 必要とする物資の支援要請	発災後速やかに、支援物資の受入制限を行い、集約された必要とする物資の情報について、インターネットやマスメディア等を用いて逐次発信し、支援要請する。
4 品目別の物資の受入れ	支援物資の協力を申し出る者には、品目別の物資の配送を要請し、あらかじめ、指定した倉庫に物資を受け入れる。

第9節 住宅の確保

表 1-7-25 住宅の確保に係る実施項目

担当部署	実施項目
財政・被害調査部	① 応急復旧及び復興に関する工事の契約
復旧計画部	① 被災宅地の応急措置に関する相談及び広報 ② 被災宅地危険度判定の実施
施設復旧部	① 応急仮設住宅の建設 ② 応急仮設住宅等の入居者の選定 ③ 応急仮設住宅の維持、管理 ④ 応急仮設住宅入居者の一般住宅等への転居の推進 ⑤ 公的住宅の確保及び被災者への提供 ⑥ 被災住宅の応急修理 ⑦ 被災建築物応急危険度判定の実施 ⑧ 震災建築物の被災度区分判定の支援 ⑨ 被災住宅の応急措置に関する相談及び広報

地震災害時には、多数の住家が倒壊、焼失又は破損することが予想され、その場合、自己の資力で住家の再建あるいは応急修理ができない被災者を対象に、応急仮設住宅の設置などによる住宅の供給を講ずるとともに、被災住宅の応急修理を実施するなど居住の安定を図る。

第1 応急仮設住宅の設置

【施設復旧部】

応急仮設住宅の設置は、次の要領で実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、県と連絡調整のもと実施する。

1 実施基準

(1) 対象者

災害のために住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者で、自らの資力では住宅を確保することができない者

(2) 入居基準

高齢者世帯や身体障害者世帯等の要配慮者を優先的に入居させる等配慮する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

建築班は、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を5団体と締結しており、その協定に基づき、応急仮設住宅の建設が円滑に進むように努める。応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等に配慮するよう努める。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

(4) 応急仮設住宅の維持管理

建築班は、応急仮設住宅の維持管理を実施する。

(5) 一般住宅等への転居の推進

住宅班は、応急仮設住宅入居者に対し、一般住宅等への転居を進めるとともに、市営住宅、県営住宅等の公営住宅への入居を案内する。

第2 既存住宅の利用

【施設復旧部】

市営住宅等の空室を、一時的に提供する。

また、民間賃貸住宅の借り上げについて県・不動産関係団体と連携をとる。

1 公的住宅の確保

住宅班は、震災時に、市営住宅等の空室の確保に努めるとともに、国、県や他の自治体、公社等に空室の提供を依頼し、被災者に提供する。

2 民間賃貸住宅の借り上げ

民間賃貸住宅の借り上げについては、県・不動産関係団体と災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定を結んでおり、関係団体への協力要請、契約事務等について、県と連携・調整を図りながら実施する。

3 公的住宅の入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、市長が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

- (1) 住宅が全焼、全壊又は流出した者
- (2) 居住する住居のない者
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することができない者

4 備考

- (1) 入居者の選定に際しては、3の入居資格者のうち、高齢者世帯や身体障害者世帯等の要配慮者を優先する。
- (2) 入居に際しては、それまでの地域的な結びつき、近隣の状況等のコミュニティの形成に対する配慮を行う。

第3 被災住宅の応急修理

【施設復旧部】

災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理

とし、市に登録されている建設事業者等に市が依頼し、実施する。

1 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

2 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度とする。

3 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

第4 被災建築物応急危険度判定等の実施

【復旧計画部、施設復旧部】

地震災害時に、被災建築物が多数発生するなど居住者等への安全対策を実施する必要がある場合には、被災建築物の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

また、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止するため、被災宅地危険度判定を実施する。

1 被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定は、災害直後に被災した一般建築物・住宅等の安全性を確認し、調査済み（使用可）、要注意（改修するまで使用不可）、危険（使用不可）の三段階に危険度を判定するものである。要注意又は危険と判定された場合、安全性が確認されるまでは、施設や住宅の使用は危険である。

施設復旧部及び応急危険度判定士の資格を有する市職員は、被災建築物の応急危険度判定を「さいたま市被災建築物応急危険度判定要領」に基づき実施する。

- (1) 地震災害により被災した建築物が引き続き安全に居住できるか否か並びに余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、県及び市でネットワークを組んだ民間応急危険度判定士の協力を得て実施する。
- (2) 応急危険度判定の結果は、必要な注意を付して建物の玄関付近に掲示するとともに、関係者に通知する。

2 被災宅地危険度判定

本調査は、二次被害の軽減・防止を目的として、いち早く宅地の危険度を判定するため、被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員は、被災宅地危険度判定連絡協議会の各種マニュアル・手引きに基づいて調査を実施し、住民の安全を確保する。

また、必要に応じ、県や被災宅地危険度判定連絡協議会等に登録された、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

- (1) 大規模な地震によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。
- (2) 被災宅地危険度判定の結果は、危険宅地（この宅地に入るとは危険）、要注意宅地（この宅地に入る場合は十分に注意する）、調査済宅地（この宅地の被災程度は小さい）の三段階とし、見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにする。

3 震災建築物被災度区分判定

震災建築物被災度区分判定は、応急危険度判定が実施された後等に震災建築物の復旧を目的として震災建築物の主として構造躯体に関する被災度を区分判定し継続使用するための復旧の要否を判定するために行われるものである。

市は、必要に応じて復旧段階において公共施設等について実施する。

4 応急措置に関する相談及び広報

復旧計画部及び施設復旧部は、広報班と連携し、応急措置に関する相談及び広報を実施する。

- (1) 倒壊のおそれのある建築物、外壁等の脱落、屋外取付物等の落下などの危険防止に関する相談を実施する。
- (2) 建築物の倒壊、落下物等による事故防止のための住民に対する広報を実施する。
- (3) 宅地地盤や擁壁等の変状などの危険防止に関する相談を実施する。
- (4) 宅地地盤や擁壁等の変状などによる事故防止のための住民に対する広報を実施する。

第10節 遺体の搜索・措置・埋葬

表1-7-26 遺体の搜索・措置・埋葬に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 遺体の搜索、搬送
保健衛生部	① 遺体の搬送、収容 ② 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置 ③ 遺体処理台帳の整理 ④ 遺族への遺体の引き渡し ⑤ 身元不明遺体の埋・火葬 ⑥ 広域火葬に関する県及び周辺市町村との調整 ⑦ 業者及び火葬場等の調整及びあっせん ⑧ 葬祭関係資材の確保、支給 ⑨ 行方不明者に関する相談窓口の設置 ⑩ 火葬場等の被災状況の確認
福祉部	① 遺体の搬送、収容 ② 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置 ③ 遺体処理台帳の整理 ④ 遺族への遺体の引き渡し ⑤ 身元不明遺体の埋・火葬 ⑥ 広域火葬に関する県及び周辺市町村との調整 ⑦ 業者及び火葬場等の調整及びあっせん ⑧ 葬祭関係資材の確保、支給

担当部署	実施項目
	⑨ 行方不明者に関する相談窓口の設置
	⑩ 火葬場等の被災状況の確認

遺体及び行方不明者、並びにその周囲の状況等から死亡していると推定されるものについては、消防部・警察・自主防災組織等により、捜索及び収容を実施し、身元が判明している死亡者については、遺族へ引き渡し、身元が判明しない死亡者については、遺体の衣服、顔の特徴、所持品などを記録・保管し、埋葬・火葬を実施する。

遺体措置は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し、収容所の設置場所の確保、開設を実施し、警察等との連携による検視及び身元確認並びに縁故者への連絡を実施する。

また、身元の判明しない遺体については、埋葬・火葬を実施する。

第1 行方不明者に関する相談窓口の設置

【保健衛生部、福祉部】

行方不明者に関する問合せ等への対応は、本市が相談窓口を設置し、警察機関等と連携を図りながら実施する。

第2 遺体の取扱基準

【各部、保健衛生部、福祉部】

1 遺体の捜索・収容

遺体及び行方不明の状態にあり、死亡していると推定されるものについては消防部・警察・自主防災組織等により、捜索及び収容を実施する。

2 火葬施設の確保

通常使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行う事が不可能となることが予想される場合、県と調整し、近隣の火葬場を有する市町村に依頼して、広域的に火葬施設を確保する。

3 遺体の収容等

遺体の収容等は、次の基準により実施する。

(1) 遺体安置所の開設

被災状況や社会心理上の問題等を勘案し、遺体収容場所の確保、遺体収容所の開設を実施する。

開設予定場所は、浦和西体育館や思い出の里会館等、火葬場付近又は被災現場付近の公共施設等とする。

(2) 資機材の確保

保健衛生部、福祉部は各関係機関の協力を得て、ドライアイスや棺など、遺体安置に必要な資材の調達を行う。

(3) 検視及び洗浄等

保健衛生部、福祉部は警察及び市医師会等の協力を得て、検視を実施するほか、

必要に応じて洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(4) 遺体の引渡し

身元が判明している遺体については、遺族等へ遺体の引渡しを行う。

(5) 遺体処理台帳の作成

身元不明の遺体については、その特徴（衣服、所持品、写真等）を記録し、遺体処理台帳を作成する。

4 遺体の埋・火葬

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により実施する。

(1) 埋・火葬の場所

埋・火葬は原則として市内で実施する。

(2) 他の市町村から漂着した遺体

遺体が他の市町村から漂着した場合で、本市が災害救助法適用地域外である場合、本市は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親類縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、本市は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

(3) 被災地から漂着してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂着してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して、(2)に準じて実施する。

(4) 葬祭関係資材の支給

次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。

ア 棺（付属品を含む）

イ 埋葬又は火葬

ウ 骨つぼ又は骨箱

5 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親類縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、本市は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

身元の判明しない遺骨は、市営の葬祭施設を活用し一時保管をするとともに寺院等に一時保管を依頼し、縁故者が判明次第引き継ぐものとする。無縁の遺骨は、さいたま市営墓地に仮安置する。

第8章 都市施設の応急対策

市有建築物や民間建築物はもちろん、都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、地震により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。

このため、各防災機関においては相互に連携を図り、応急対策及び広報活動を迅速に実施する。本章においては、都市施設の応急対策の計画を定める。

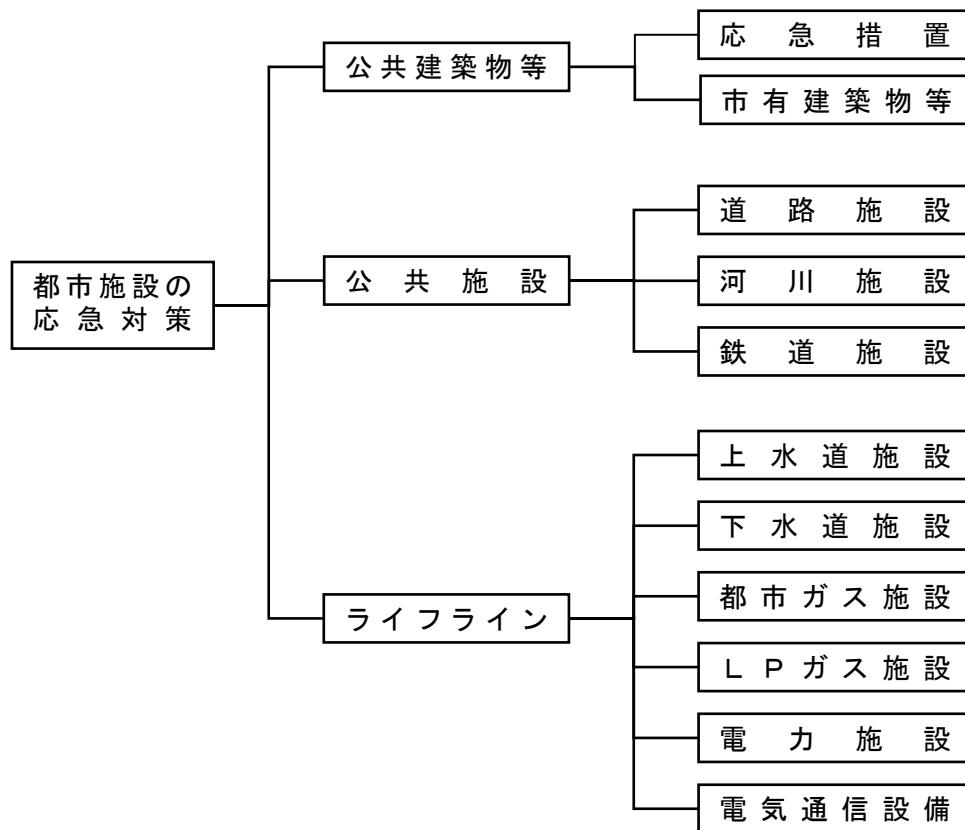


図1-8-1 都市施設の応急対策の体系

第1節 公共建築物等

表1-8-1 建築物に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 管理する公共施設の応急措置 ② 市民からの問合せ対応
復旧計画部	① 被災宅地危険度判定の実施 ② 市民からの問合せ対応
施設復旧部	① 被災建築物応急危険度判定の実施 ② 震災建築物の被災度区分判定の実施 ③ 被災建築物に対する応急措置の実施 ④ 市民からの問合せ対応

第1 応急措置

【各部】

市が所管する公共施設について、必要に応じて応急処置を実施する。
また、施設の利用の可否などについて、市民からの問合せの対応を行う。

第2 市有建築物等

【復旧計画部、施設復旧部】

1 被災建築物応急危険度判定調査及び被災宅地危険度判定調査

本市が所有又は使用している建築物及び敷地について、危険性を確認し、宅地の二次被害の防止と建築物の地震後の余震等による安全性の調査を行う。

実施にあたっては、本編第1部第2章第3節「第7 公共土木・建築施設被害情報」による被災状況の報告を受け、本編第1部第7章第9節「第4 被災建築物応急危険度判定等の実施」により調査を行う。

2 震災建築物被災度区分判定

本編第1部第7章第9節第4「3 震災建築物被災度区分判定」に基づき、必要がある場合には、調査を行う。

3 被災建築物応急措置

応急危険度判定、被災宅地危険度判定等の結果に基づき、被災建築物及び敷地に対して、適切な応急措置を講ずるよう施設管理者へ助言し、二次被害の防止に努める。

4 市民からの問合せ対応

被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定等について、市民からの問い合わせに対応する。

第2節 公共施設

表 1-8-2 公共施設に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 各部が所管する公共施設の応急対策の実施 ② 市民からの問合せ対応
施設復旧部	① 国道16、17、298号線被災時の国への応急対策の要請 ② 高速道路被災時の道路管理者への応急対策の要請 ③ ①以外の道路の応急対策の実施 ④ 市管理道路のパトロールの実施 ⑤ 河川施設のパトロールの実施 ⑥ 河川施設被災箇所の国・県への通報 ⑦ 河川施設被災箇所の応急措置の実施 ⑧ 一級河川の被災箇所の国・県への通報 ⑨ 鉄道施設の応急対策の実施の要請
東日本旅客鉄道(株) 東武鉄道(株) 埼玉新都市交通(株) 埼玉高速鉄道(株)	① 管理する鉄道施設の応急対策

道路、橋りょう、河川、鉄道等の公共施設が地震により損壊した場合は、応急活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して、迅速な応急復旧対策を実施し応急対策の実行に万全を図る。

第1 道路施設

【施設復旧部】

本市は、道路及び橋りょう等の道路施設が被害を受けた場合、国道 16、17、298 号については、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所に通報して応急対策の速やかな実施を要請する。

国道（122、463 号）・県道及び市道については、建設統括班及び土木復旧班が応急対策を速やかに実施する。

1 市管理道路の応急対策

建設統括班、土木復旧班は、市管理道路のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに、応急措置を行う。

- (1) 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。
- (2) 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により埋め戻しする。
- (3) 路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。
- (4) 崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザ、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。
- (5) 落下した橋りょう又はその危険があると認められた橋りょう若しくは被害状況により応急復旧が困難な場合は、通行止め若しくは所轄警察署等関係機関との調整の上、交通対策の標示等必要な措置を講ずる。
- (6) 道路上に交通障害物があった場合はその除去
- (7) 信号機等の施設に不具合があった場合はその修復

なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。

また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

2 各道路管理者の応急対策

各道路管理者が実施する応急対策は、次のとおりである。

(1) 国土交通省関東地方整備局の地震災害応急対策

表 1-8-3 国土交通省関東地方整備局の地震災害応急対策

国土交通省関東地方整備局の地震災害応急対策	
1	災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
2	災害対策用ヘリコプター等による情報収集
3	活動体制の確立
4	政府本部への対応等
5	災害発生直後の施設の緊急点検
6	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
7	災害時における応急工事等の実施
8	災害発生時における交通等の確保
	(1) 道路交通・海上交通
9	緊急輸送
	(1)関係事業者等に対する要請・調整、緊急輸送に対する支援
10	代替輸送
11	二次災害の防止対策
12	ライフライン施設の応急復旧
13	地方公共団体等への支援
	(1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣
	(2) 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材提供等、避難活動、応急仮設住宅の建築支援等、飲料水の確保・支援等、消防活動への支援、被災建築物応急危険度判定広域支援
14	被災者・被災事業者に対する措置
15	災害発生時における広報
16	自発的支援への対応

(2) 首都高速道路株式会社の地震災害応急対策

表 1-8-4 首都高速道路株式会社の地震災害応急対策

首都高速道路株式会社の地震災害応急対策	
1	<p>災害時における体制</p> <p>地震による災害が発生したときは、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。</p>
2	<p>災害応急対策</p> <p>地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。</p> <p>(1) 首都高速道路は、一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、公社は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。</p> <p>(2) 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動協力要請により、被災者の救出救護その他の安全確保に努める。</p> <p>(3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ復旧に努める。</p> <p>(4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。</p>

(3) 東日本高速道路株式会社の地震災害応急対策

表 1-8-5 東日本高速道路株式会社の地震災害応急対策

東日本高速道路株式会社の地震災害応急対策	
1	災害時の体制 高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり、関東支社及び管理事務所に災害対策本部を設置する。 災害対策本部等の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入る。
2	地震発生時の震災点検措置 地震が発生した場合には、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため、速やかに震災点検を実施する。
3	地震発生時の交通規制 地震が発生した場合には、道路利用者の安全確保に万全を期するため地震の規模及び被災の状況に応じ、県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施するものとし、避難措置等の情報を標識、情報板及びパトロールカー等により、また、ラジオを利用して道路利用者へ提供する。
4	応急復旧工事 地震により、高速道路等で被害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から、応急復旧に努める。

第2 河川施設

【施設復旧部】

河川班及び河川復旧班は、水防活動と並行して、市内の河川施設、特に危険な箇所を重点的にパトロールし、堤防及び護岸が被害を受けた場合、一級河川については国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所及び県（さいたま県土整備事務所、総合治水事務所）に通報し、必要に応じ応急措置を実施する。

1 市管理河川施設の応急対策

市管理の河川施設について、水門及び排水機場等の破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

2 各河川管理者の応急対策

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所及び県（さいたま県土整備事務所、総合治水事務所）が実施する応急対策は、次のとおりである。

(1) 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所の応急対策

表 1-8-6 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所の応急対策

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所の応急対策	
1	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
2	活動体制の確立
3	政府本部への対応等
4	災害発生直後の施設の緊急点検
5	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
6	災害発生時における応急工事等の実施
7	緊急輸送
8	二次災害の防止対策
9	ライフライン施設の応急復旧
10	地方公共団体等への支援
11	被災者・被災事業者に対する措置
12	災害発生時における広報
13	自発的支援への対応

(国土交通省荒川上流河川事務所) 防災業務計画 震災編より抜粋

(2) 県（さいたま県土整備事務所、総合治水事務所）の応急対策

表 1-8-7 県（さいたま県土整備事務所、総合治水事務所）の応急対策

県（さいたま県土整備事務所、総合治水事務所）の応急対策	
1	活動体制 (1) 監視、警戒活動 水防管理者は、出勤命令を出したときから重要水防箇所を中心に監視及び警戒をし、異常を発見した場合には直ちに管轄県土整備事務所長、国土交通省河川事務所長に報告する。 (2) 水門の操作 水門の管理者は、地震を観測した場合、直ちに門扉を開閉できる体制を整え、必要に応じて適正な開閉を実施する。
2	応急対策 堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸入による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。 また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

第3 鉄道施設

【施設復旧部、消防部、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)】

鉄道施設が被害を受けた場合については最寄りの駅に、その他については当該鉄道施設の管理者に通報し、応急対策の実施を要請する。

1 東日本旅客鉄道(株)の応急対策

(1) 基本的な考え方

- ア 人命救助を最優先として、最大限の救助活動を実施するため、非常参集した社員を動員し救助活動を実施する。
- イ 本社対策本部が被災状況、社員参集状況を具体的に把握し、指揮する体制とする。

ウ 大規模な地震発生時は社員一人一人があらかじめ共通の認識を有し、マニュアルに従って自立的に行動する。

エ 地震発生時の列車の運行管理体制を確立する。

(2) 応急復旧時の体制

ア 地震発生時の対策本部等の情報連絡体制

大宮支社管轄内で震度5弱以上の地震が発生したときは、支社対策本部を設置する。旅客・社員の救助活動を最優先とし、72時間を目安に救助活動を実施する。

また、長期踏切遮断の箇所については、踏切遮断状況一覧表にて県内消防本部に周知する。

イ 情報・通信連絡断寸断時の社員の行動

社内で地震を感知した場合、テレビ等のマスコミ報道で震度を確認し、大宮支社管轄内及び東京圏で震度6弱以上の地震のときは、家族の安否及び自宅の損壊等、安全を確認した後、当面必要な食料、飲料水等を持参し、勤務箇所又は最寄りの駅区所等に参集し救助班の一員となり救助活動を実施する。震度5クラスの場合は、指定された社員は職場に連絡する等、自立的に行動する。

ウ 地震発生後の運行管理体制

地震発生から早急に指揮命令体制を確立し、運転可能な線区については、運転再開する。

(東日本旅客鉄道(株)大宮支社：「防災業務実施計画」より抜粋、要約)

2 東武鉄道(株)の応急対策

大宮駅又はその周辺において、地震、火災等の災害が発生した場合の取扱い方を次のとおり定める。

(1) 災害発生時の通報

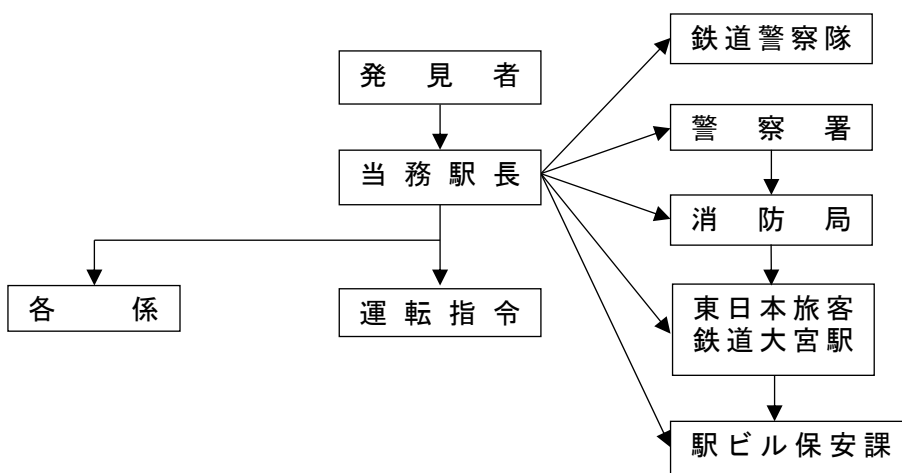


図1-8-2 災害発生時の通報

(2) 旅客の避難方法

旅客の避難方法については、災害対策本部長の指示によるほか、東日本旅客鉄道大宮駅長及び駅ビル保安課長と打ち合わせて当務駅長が指示する。

- ア 東日本旅客鉄道大宮駅東口又は西口を経て、指定緊急避難場所・指定避難所に誘導する。
- イ 駅ビル連絡通路又は東日本旅客鉄道連絡通路が遮断された場合で、列車が運転できるときは、その列車により一旦、北大宮以遠の駅へ避難する。
- ウ 前項の方法が不可能な場合は、ホームから直接避難する方法による。

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所

- ア 大宮駅付近・・・大宮小学校、大宮東小学校、大宮東中学校
- イ 北大宮駅、大宮公園駅付近・・・大宮公園、大宮北中学校
- ウ 大和田駅付近・・・大宮商業高校、大砂土東小学校、大砂土中学校

(4) その他

その他避難誘導隊、自衛消防隊の編成について別に定める。

3 埼玉新都市交通(株)の応急対策

(1) 災害応急措置

ア 活動体制

旅客輸送に影響を及ぼす被害が発生又は発生するおそれがあるときは、災害対策本部を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

イ 情報連絡体制

災害時の情報連絡の円滑を図るため、社内電話、指令電話、列車無線及び保守構内無線等の通信設備を活用して情報の収集伝達に努める。

ウ 災害応急措置

- (ア) 運転事故復旧対策要綱及び災害対策要綱に基づき復旧活動を行う。
- (イ) 被害状況及び措置について関係機関及び乗客に対して広報に努める。

(2) 地震発生時の初動措置

ア 運転の基準

- (ア) 地震警報機に震度4以上の表示があったときは、直ちに全列車を一時停止する。
- (イ) 振動がなくなったとき
 - a 震度4のとき、毎時20km以下の注意運転する。
 - b 震度5弱以上のとき、線路、電車路線及び保安措置の点検終了後、運転を再開する。

イ 運転士の措置及び対応

- (ア) 運転中に強い地震を感知するか又は指令所長から地震のため一時停止するような指令を受けたときは、直ちに列車を停止させる。
- (イ) 列車を停止させたときは、指令所長に状況を報告し、その後、運転の指示を受ける。
また、毎時20km以下の注意運転の指令を受けたときは途中の状況を指令所長に報告する。
- (ウ) 乗客に状況を車内放送により知らせる。

ウ 乗客の避難誘導

- (ア) 列車が駅に停止している場合は、乗客を降車させ避難させる。
- (イ) 列車が駅間の途中に停止している場合は、指令所長の支持により安全を確認し、適切な誘導案内を行い、乗客を降車させ避難させる。

4 埼玉高速鉄道(株)の応急対策

(1) 基本方針

地震による被害を最小限に止め、旅客の安全を確保する。

(2) 応急対策

- ア 防災業務計画、事故・災害等対策規程及び大規模地震対策規則などの規程類に基づき対応する。
- イ 事故、災害等その他不測の異常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合は非常体制を発令し、同時に事故・災害等対策本部を設置する。

(3) 地震発生時の列車の取扱い

指令所長は、地震が発生した場合、指令所内に設置してある早期地震警報システム及び地震・気象監視システムの地震警報装置を確認し、列車の運転が危険と判断したときは列車無線により直ちに緊急停止の手配をとる。以後、状況の把握に努め、乗務係及び現業長の報告に基づき、安全が確認でき次第逐次列車の運転規制を解除する。

ア 第3地震警報（40ガル以上）

地下 全列車を緊急停止させた後、注意運転

地上 全列車を緊急停止させた後、先行列車のあった駅まで 25km/h 以下の注意運転

イ 第2地震警報（80ガル以上）

地下 全列車を緊急停止させた後、先行列車のあった駅まで 25km/h 以下の注意運転

地上 全列車を緊急停止させた後、先行列車のあった駅まで 15km/h 以下の注意運転

ウ 第1地震警報（100ガル以上）

地下・地上 全列車を緊急停止させた後、運転見合わせ

(4) 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、情報の収集及び連絡を行う。

第3節 ライフライン

表 1-8-8 ライフラインに係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 東京ガス㈱への通知、情報提供 ② 東彩ガス㈱への通知、情報提供 ③ (一社)埼玉県LPガス協会への通知、情報提供 ④ 東京電力パワーグリッド㈱への通知、情報提供 ⑤ 東日本電信電話㈱埼玉事業部への通知、情報提供 ⑥ 電力施設の被害状況・復旧状況等の広報
施設復旧部	① 下水道施設の緊急点検 ② 下水道施設の応急措置・応急復旧 ③ 下水道に関する市民への広報 ④ 下水道に関する国・県への支援要請 ⑤ 下水道施設に関する協定を締結している市町村への支援要請 ⑥ 都市ガス施設の防護措置又は応急措置の協力 ⑦ LPガス施設の防護措置又は応急措置の協力 ⑧ 復旧用資機材置場等の確保
水道部	① 上水道施設の防護措置又は応急措置 ② 上水道施設の工事会社等関係機関への支援要請 ③ 応急給水 ④ 必要な車両及び資機材の確保 ⑤ 市民への上水道・給水関係の広報 ⑥ 他水道事業者への支援要請
東京ガス㈱、 東京ガスネットワーク㈱	① 都市ガス施設の応急復旧対策
東彩ガス㈱	① 都市ガス施設の応急復旧対策
(一社)埼玉県LPガス協会	① LPガス施設の応急復旧対策
東京電力パワーグリッド㈱ 埼玉総支社	① 電力施設の応急復旧対策
東日本電信電話㈱ 埼玉事業部	① 電気通信施設の応急復旧対策

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、本市及び各事業所は相互に連携を図り、応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

第1 上水道施設

【総括部、水道部】

地震により上水道施設に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合において、上水道施設の防護措置若しくは応急措置を実施する。

本市が実施する応急復旧措置は、次のとおりである。

1 災害時の活動体制

応急対策を円滑に実施するため、修繕工事等契約業者、指定給水装置工事事業者、請負工事契約実績業者、材料契約業者等にあらかじめ協力を要請し、地震発生後の応急体制の確保等に遺漏のないように努める。

また、日本水道協会関東地方支部や、相互応援に関する覚書を締結している水道事業者へ支援を要請する。

2 発災時の初動措置

- (1) 地震が発生した場合は、導水管・配水管に相当の被害が発生し、広範囲な断水が予想される。そこで、地震発生後は、一日も早く平常給水の回復を図るため、被害箇所の復旧に全力を挙げる。
- (2) 水道施設の復旧に努めるとともに、市民の生活を維持するため、市民の協力を得て、応急給水を実施する。
- (3) 水道施設の復旧や応急給水活動を円滑に実施するため、必要な車両、資機材等の確保、市民への広報等に万全を期する。

3 応急給水・復旧対策

- (1) 応急給水活動については、本編第1部第7章第6節に示す。
- (2) 応急復旧活動は、地震発生後、速やかに被害状況を調査把握し、適切な復旧計画を決定して実施する。

復旧作業は、原則として取水、導水、送水、浄配水場施設、配水幹線、配水支管及び給水装置の順に実施するが、震災の状況、各施設の状況、復旧の被害の程度、復旧の難易、復旧作業の能力等を勘案し、被害箇所の復旧順位を決定し、作業を実施する。

応急復旧用資機材は、被害想定により水道総合センター、相野原配水場内及び高鼻材料倉庫に備蓄しているほか、必要に応じて関係機関から調達する。

4 災害時の広報

災害時の広報活動については、本編第1部第7章第6節第5「応急給水等の広報活動」に示す。

5 上下水道間での連携

上水道が復旧しても下水道が復旧していない場合、給水を見合わせるといった事態が想定され、二次被害の懸念もあるため、災害早期から水道部、施設復旧部間での調整を行う。

第2 下水道施設

【総括部、施設復旧部】

地震により下水道施設が被害を受けた場合、できるだけ早い時期に下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。

また、必要に応じて、緊急措置を講ずる。

1 活動体制

施設復旧部において、応急復旧を実施するが、必要に応じ相互応援協定を締結している市町村等に支援を要請する。

2 緊急点検

事前に被災時に点検すべき箇所の優先順位を決定しておき、道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者など他機関からの情報、市民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、対象施設等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は、次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、スケッチ等により記録する。

表 1-8-9 緊急点検場所及び点検内容

点検場所	点検内容
処理場・中継ポンプ場	1 下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無
マンホール	1 下水の流出の有無 2 マンホール蓋の変形異常の有無 3 周辺路面の異常の有無 4 マンホール内（躯体、管きよ接合部、下水道流下状況〔流量、石油等危険物の流下〕堆積物）の異常の有無（路上からの目視による）
伏越	1 マンホール内（躯体、管きよ接合部、下水道流下状況、堆積物、ゲート等）の異常の有無（路上からの目視による） 2 管きよ埋設場所（河川等）での下水の流出の有無 3 管きよ埋設場所の地表の異常の有無
水管橋	1 構造物の変形等異常の有無 2 下水の流出の有無
管きよ埋設道路の路面等	1 路面、地表の異常（陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等）の有無

3 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺への与える影響を考慮し、管きよについては二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急に実施する。

表 1-8-10 緊急措置の内容

緊急措置の内容
1 安全柵、標識等の設置
2 段差部のすり付け
3 陥没部への土砂等による埋め戻し
4 排水ポンプの設置
5 土のうによる浸水防止
6 通行規制
7 下水道の使用制限
8 その他必要な措置

4 応急復旧

(1) 応急復旧

施設復旧部は、民間業者等の協力を得て、優先順位にしたがって下水道の応急復旧を行う。

表 1-8-11 復旧の優先順位

復旧の優先順位
1 指定避難所になっている市内小中学校、高等学校、中等教育学校等の公共施設
2 災害対策本部設置施設
3 その他、物資調達場所等活動拠点となる公共施設

(2) 支援の要請

下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルールに基づき、市独自では十分な応急復旧措置ができない場合、次の事項を明らかにして、情報連絡総括都市に支援の要請を行うものとする。

また、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的とした緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）への支援要請を実施する。

表 1-8-12 要請内容

要請内容	
1	下水道施設の被害状況
2	必要な車両、資機材等の数量
3	派遣要請人員
4	支援場所及び支援場所への経路
5	支援の期間
6	その他必要な事項

5 災害時の広報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

第3 都市ガス施設

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

1 都市ガス施設（東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)）

地震により都市ガス施設に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合において、都市ガス施設の防護措置若しくは応急措置を講ずる必要がある場合には、市長は、東京ガス(株)に通知し、その速やかな措置について協力する。

東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)が実施する応急復旧対策は、次のとおりである。

(1) 活動体制の確立

ア 災害対策本部の設置

地震等、非常事態が発生又は予想される場合は、災害対策の実施に必要な活動基盤を強化して、速やかに非常の事態に対応しうる体制を設置する。

イ 職員の動員

地震時は、社内基準により自動動員するほか、連絡体制により必要な社員等を電話呼び出しする。

表 1-8-13 非常体制整備基準

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、又は非常事態が発生した場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合 4. 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、又は非常事態が発生した場合 5. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 6. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

(2) 応急対策

ア 非常事態発生時の安全確保

ガス漏洩により被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

イ 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活保護を最優先に行う。

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。

また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

(4) 災害時における復旧用資機材の確保

ア 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。

また、この確保が困難な場合は、さいたま市等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 災害時における危険予防措置

ア 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれのある場合は、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

イ 地震発生時の供給停止判断

地震が発生した場合や大きな災害が確認された場合には、当該低圧ブロックについて即時にガスの供給を停止する。

(6) 災害時における応急工事

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事における安全確保等

応急工事は、維持災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

2 都市ガス施設（東彩ガス株）

地震により都市ガス施設に被害の発生のおそれのある時又は発生した場合、施設の防護処置等を速やかに講ずる。

東彩ガス株が実施する応急復旧対策は、次のとおりである。

(1) 応急対策

ア 通報・連絡

(ア) 外部機関及び社内の通信については、迅速・確実に行えるよう体制の確立に努める。

(イ) 通報・連絡の方法については、衛星電話、災害時優先電話、専用電話、携帯電話、無線等を使用し行う。

イ 災害時における情報収集

地震等災害が発生した場合は、報道機関による各情報や巡回点検又は出社途上の調査等により被害状況を迅速・的確に把握するよう努める。

(2) 災害時における広報

ア 広報活動

(ア) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合、発生前、発生後、復旧作業中等で広報活動を行う。

(イ) 広報の方法については、地方自治体、警察・消防局、報道機関等に広報依頼するほか、必要に応じ直接当該地区へ周知する。

(3) 対策要員の確保

ア 要員の確保

(ア) 地震等の発生に伴い非常体制が発令された場合、対策要員はあらかじめ指定された業務・出勤場所に出動する。

(イ) 勤務時間外に地震が発生した場合、気象庁震度階級を基準とし、関係地域の震度に応じ、自動出勤基準を定めている。

イ 他会社との協力

- (ア) 協力会社とは災害時協力体制を確立し、必要に応じ出動要請を行う。
- (イ) 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の『非常事態における応援要綱』に基づき他ガス事業者からの支援を要請する。

(4) 災害時における復旧用資機材の確保

復旧工事で使用する資機材の在庫量を確認し、必要な資機材を取引先やメーカーより速やかに調達すべく、資機材の確保に努める。

(5) 災害時の危険予防措置

ア 危険予防措置

ガスの漏洩により被害の拡大のおそれのある場合は避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な予防措置を講ずる。

イ 地震発生時の供給停止判断

地震が発生した場合や大きな被害が確認された場合には、当該低压ブロックについてガスの供給を停止する措置を講ずる。

(6) 災害時の応急工事

二次災害防止の観点から、緊急度を考慮し速やかに対処する。
また、発生防止にも万全を期す。

第4 LPガス施設

【(一社) 埼玉県LPガス協会】

地震によりLPガス施設に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合において、LPガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、市長は、(一社)埼玉県LPガス協会に通知し、その速やかな措置について協力する。

(一社)埼玉県LPガス協会が実施する応急復旧対策は、次のとおりである。

1 対策本部の設置

県内に地震により重大な災害が発生した場合に、県内のLPガス施設の保安の確保と安全供給に万全を期すため、(一社)埼玉県LPガス協会長は、埼玉県LPガス災害対策本部を設置する。災害対策本部は、本部長、副本部長並びに協会員をもって構成される。

また、本部長は、現地で災害対策を円滑にするため、局地的被害を受けた地域に現地災害対策本部を設置する。

2 対策本部及び現地災害対策本部の職務

対策本部及び現地災害対策本部の職務は、次のとおりとする。

表 1-8-14 対策本部及び現地災害対策本部の職務

	対策本部	現地対策本部
職 務	1 災害状況の収集、分析、伝達	1 販売店からの被害状況の収集、現地調査を行い対策本部への報告
	2 応急・復旧応援要員の調整・要請	2 被害状況に応じた応急・復旧措置
	3 マスコミに対する広報活動	3 二次災害防止のための広報活動の実施
	4 LPガス支援資機材等の調整・調達	4 支部、地区会館との連絡調整
	5 官庁の要請に対する連絡調整	5 LPガス支援資機材等の受入れ・要請
	6 その他必要な事項	6 応援要員の養成・調整・受入れ
		7 その他必要な事項

((一社) 埼玉県LPガス協会[平成8年10月]：埼玉県LPガス災害対策要綱から抜粋、要約)

3 応急復旧体制のあり方

突発的な地震発生における様々な状況を想定し、LPガス販売事業者及び地域の実情に即した応急復旧体制を整備するものとする。

(1) 応急復旧体制の整理

LPガス販売事業者は、地震に関する状況を「地震発生時」「発生直後」「発生後」等に区分し、これらの状況に応じ対応できるよう事前に応急復旧体制を整備するとともに応急復旧時の行動基準を整備するものとする。

また、販売事業者は大規模な地震が発生した場合、LPガス供給の早期復旧を果たすために必要な地域協力対策及び支援受入体制の整備に協力するものとする。

(2) 円滑な応急復旧のための啓発活動

ア 仮設住宅入居者への啓発活動

LPガスを使用したことがない消費者は、LPガスに対する理解について必ずしも十分ではないので、LPガス販売業者は、このような仮設住宅等の入居者に対し本市と連携しつつ、速やかに安全使用のための周知を行うものとする。

イ 臨時供給容器の回収等

大規模な地震において、救援活動により持ち込まれ不要となったカセットボンベ・LPガス容器による二次災害を防止するため、あらかじめ集積場所等を定め回収できる体制をとるものとする。

4 広報活動のあり方

LPガス販売事業者は、大規模な地震発生の場合にLPガス消費者が適切に対応できるよう日頃から広報活動を行い、その徹底を図ることが重要である。

また、業界として各事業者及び業界で作成するチラシやパンフレット、日頃の業務、展示会、各種講習会及び学校教育、各市町村の広報誌等を積極的に活用する等、あらゆる機会を利用して地震時の対応について周知することが必要である。

特に大規模な地震時においては、LPガス消費者に対する情報提供のため埼玉県LPガス災害対策本部に電話相談窓口を設ける等、また速やかにラジオ、本市を通じて周知を図るものとする。

また、平常時からLPガス消費者に対し、非常時のLPガスに係る情報提供の方法について周知を図るものとする。

第5 電力施設

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

電力の供給停止は、市民生活と応急対策活動に多大な影響を与えるとともに、停電復旧の際には、感電事故及び漏電等による出火の危険性がある。そのため、二次的災害防止のための周知活動を展開すると同時に、電力施設の早期復旧と被害状況、復旧の見通し等の広報活動を実施する。

表 1-8-15 本市の措置

本市の措置	
1	情報の提供 本市が収集した情報について、東京電力パワーグリッド(株)に提供する。
2	広報活動の実施 東京電力パワーグリッド(株)と協力して電力施設の被害状況、復旧の見通しについて広報活動を実施する。

1 活動態勢の確立

(1) 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、迅速かつ適切な対策を実施するため、社内規定により災害対策本部を設置する。

(2) 職員の動員

社内で定める非常災害対策組織表により、所要の職員を動員する。

表 1-8-16 非常態勢適用表

非常災害の情勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 	第1非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ・東海地震注意情報が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合 	第2非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合 	第3非常態勢

2 応急措置

(1) 危険予防措置

災害の状況に応じて、警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。

(2) 応急工事

災害時における具体的応急工事については、必要に応じ定める。

(3) 緊急送電

応急措置として官庁役所、病院、避難所等へ緊急送電を行う。

3 応急復旧

(1) 復旧計画の作成

被害の状況を把握し、人員の配置、復旧資機材の調達、作業日程等の復旧計画を作成する。

(2) 旧の優先順位

次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

表 1-8-17 復旧の優先順位

設備名	復旧順位
送電設備	1 全回線送電不能の主要線路 2 全回線送電不能のその他の線路 3 一部回線送電不能の主要線路 4 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 2 都心部に送配電する送電系統の中間発電所 3 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	1 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定緊急避難所・指定避難所、その他重要施設への供給回線 2 その他の回線
通信設備	1 給電指令回線（制御・監視及び保護回線） 2 災害復旧に使用する保安回線 3 その他保安回線

(3) 標識等の掲示

当社職員並びに復旧応援隊作業者にあらかじめ準備した所定の腕章を、また、連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力パワーグリッド(株)復旧班であることを明示する。

4 災害時の広報

(1) 二次災害防止のための広報

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、市民に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- ウ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は、危険なため使用しないこと。
- オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- カ 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- キ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 復旧に関する広報

災害時における住民不安を解消させる意味からも、電力の果たす役割は大きい
ため、電力施設の被害状況、復旧予定時間等についての的確な広報を行う。

これら広報手段としては、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほ
か、広報車等により、直接当該地区へ周知する。

第6 電気通信設備

【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

地震災害の電気通信設備に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合において、
電気通信設備の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、市長は東日本電信
電話(株)埼玉事業部に通知し、その速やかな措置について協力を要請する。

東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する応急対策は、次のとおりである。

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な
復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

(2) 情報連絡

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、市対策本部、その他各
関係機関と密接な連絡を取ると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、
被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

2 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

(1) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、
網措置等疎通確保の措置を講ずる。

(2) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、指定避難所等に被災者が利用する特設公
衆電話の設置に努める。

(3) 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制
限等の措置を行う。

(4) 災害用伝言ダイヤル（171）等の提供

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生するおそれがある場合には、
安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）等を速やかに提供す
る。

3 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

4 災害時の広報

- (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該地域へ周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル（171）等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、指定避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

第9章 警備・交通対策計画

地震による災害が発生した場合、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態の中で、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、警備・交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

本章においては、警備・交通対策の計画を定める。

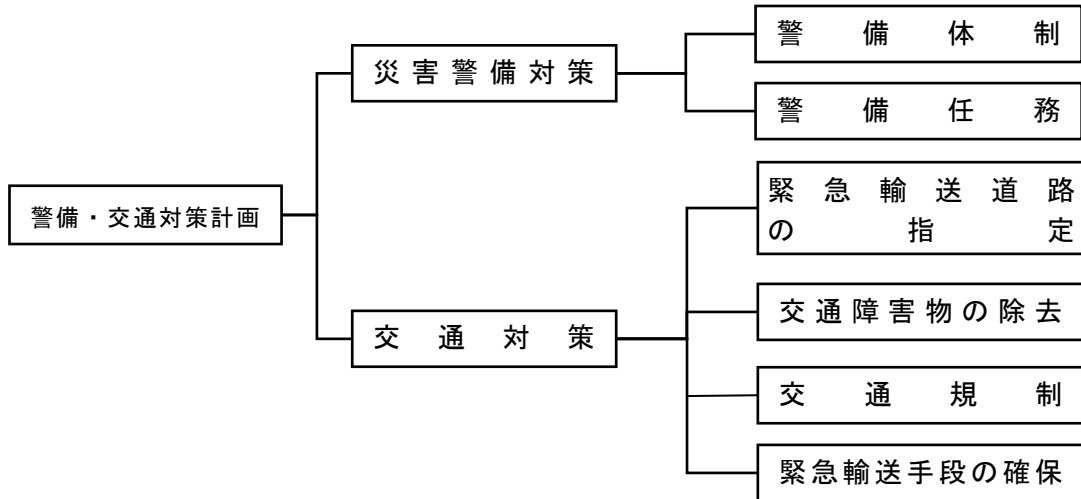


図1-9-1 警備・交通対策計画に係る対策の体系

第1節 災害警備対策

表1-9-1 災害警備対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
市内各警察署	① 被災地域における警備活動の実施

第1 警備体制

【市内各警察署】

市内に大規模な地震が発生した場合は、警察本部長を長とする埼玉県警察震災警備本部及び警察署長を長とする警察署震災警備本部をそれぞれ設置する。

第2 警備任務

【市内各警察署】

- 1 情報の収集、伝達及び広報
- 2 警告及び避難誘導
- 3 人命の救助及び負傷者の救護
- 4 交通秩序の維持
- 5 犯罪の予防検挙
- 6 行方不明者の捜索

- 7 検視又は死体調査
- 8 漂流物の処理
- 9 その他治安維持に必要な措置

第2節 交通対策

表 1-9-2 交通対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 避難路、緊急輸送道路等の選定、周知 ② 県知事へのヘリコプター派遣の要請
秘書・広報部	① 市民への自動車使用の自粛及び緊急輸送道路に関する広報の実施
情報・避難部	① 避難路確保のための情報収集の実施 ② 地域的な被害状況及び道路状況の実態把握
財政・被害調査部	① 緊急輸送車両の確保 ② 各部の配車状況の確認と各部の車両関係の要請への対応 ③ 緊急通行車両の確認申請推進・統括
市民部	① 交通安全対策の実施要請
復旧計画部	① 鉄道、バス事業者に対する車両の増発等の要請
施設復旧部	① 緊急輸送道路の指定 ② 市道における交通障害物の除去 ③ 各道路管理者の作業への協力 ④ ライフライン施設の破損等箇所の危険防止措置の実施 ⑤ 交通対策の実施
会計部	① 緊急輸送に関する費用の出納
区本部	① 市民への自動車使用の自粛及び緊急輸送道路に関する広報の実施 ② 避難路、緊急輸送道路等の周知 ③ 市民への自動車使用の自粛の広報 ④ 交通安全対策の実施
市内各警察署	① 交通対策及び交通誘導の実施

地震発生直後は、傷病者の救急救命活動、食糧や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を確保することが最も重要である。

本市は、市内各警察署及び防災関係機関との連携を図り、地震災害の発生後は、市民の避難路及び緊急輸送車両等の通行する道路を確保するため、交通障害物の除去、交通対策等の応急対策を実施する。

また、「埼玉県道路啓開計画」に基づき、道路ネットワークの確保を行うものとする。

第1 緊急輸送道路の指定

【施設復旧部】

本市及び県が指定する緊急輸送道路は、次のとおりである。

1 市指定緊急輸送道路

本市は、緊急輸送道路として緊急輸送道路マップ（資料編2-9）のとおり指定している。

2 県指定の緊急輸送道路

県は、埼玉県指定緊急輸送道路一覧（資料編2-8）のとおり本市域における地震

災害時の緊急輸送道路として指定している。

第2 交通障害物の除去

【施設復旧部】

施設復旧部は、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害等を受け、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、市長からの要請により、その事務の遂行に支障のない範囲で、市長に代わって国（国土交通省）及び県が工事を行うことができる権限代行制度による支援を受けることができる。

1 応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するに当たっては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動等を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

2 応急復旧作業

応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、道路上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障のない程度に応急復旧を実施する。

(1) 本市が管理する道路における障害物の除去

施設復旧部は、本市が管理する道路における障害物の除去について、土木復旧班をもって、速やかに除去する。ただし、障害物の規模の程度により民間業者に協力を要請する。

また、市長は、必要に応じて国土交通省関東地方整備局、県及び自衛隊等に対し、応急復旧のための支援を要請する。

(2) 各道路管理者との連携

国が管理する道路及び有料道路の応急復旧作業については、各道路管理者が実施する作業に協力する。

(3) ライフライン施設の破損

上水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険個所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

(4) 車両の移動等

道路管理者は、渋滞等の通行障害に対して緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要する場合は、災害対策基本法第76条の6の規定により、その管理する道路について区間を指定し、障害となる車両等の所有者等に対して付近の道路以外の場所への移動等を命ずることができる。

また、当該車両等の所有者等が現場にいない場合は、当該車両等を移動するこ

とができ、移動等の措置のためやむを得ない場合は、必要な限度で他人の土地の一時使用等を行うことができる。

なお、当該措置を実施する際は、当該指定道路区間を周知するものとする。

3 障害物除去作業上の留意事項

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分注意して実施する。

- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- (2) 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得る。
- (3) 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないよう配慮する。
- (4) 応急復旧により発生した除去物の処理は、第12章の廃棄物対策との調整を図り、合理的に実施する。

第3 交通規制

【施設復旧部、区本部、市内各警察署】

1 交通規制

被災地内において、安全な交通を確保するため、また、渋滞を緩和するため、道路管理者及び公安委員会等は、災害対策基本法又は道路法に基づいて、次のとおり交通規制を行う。

また、区本部は区域内の災害時交通安全対策を実施する。

表 1-9-3 交通規制の実施機関及び内容等

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災対法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。 また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	災対法第76条の3第1項 災対法第76条の3第2項

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災対法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

2 大地震発生時の交通規制

(1) 第1次交通規制

警察は、緊急交通路を確保し、大地震発生と同時に災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、次により交通規制等の措置及び緊急通行車両の確認事務を実施する。

ア 第1次緊急交通路の確保

第1次緊急通行路線は、高速道路及び国道4、17、254号である。

イ 路線規制及び地域規制

警察署長は、管轄区域内の道路状況等により交通規制が必要と認めた場合は、管轄区域内において、道路と区間を指定（以下「路線規制」という。）又は地域の範囲を指定（以下「地域規制」という。）して交通規制を実施する。

(2) 第2次交通規制（警察本部長の命による交通規制）

警察は、第1次交通規制実施後、災害の規模及び被害の状況に応じて新たに交通規制又は既に実施中の交通規制の拡大、縮小、解除等の変更が必要と認めるときは、次により第2次交通規制を実施する。

ア 路線規制及び地域規制の実施

被災状況等から新たに必要となった交通規制並びに警察本部長において必要と認めた交通規制について、路線規制又は地域規制を実施する。

イ 第2次緊急交通路の確保

第1次交通規制で確保した第1次緊急交通路のほか、さらに、災害応急対策上緊急交通路を確保する必要があると認められるときは、次に掲げる道路を第2次緊急交通路として指定する。

- (ア) 国道122号線都県境新荒川大橋から加倉北交差点までの間
- (イ) 国道122号バイパス加倉北交差点から閩戸交差点までの間
- (ウ) 国道122号線閩戸交差点から群馬県境までの間
- (エ) 国道17号線新大宮バイパス都県境笹目橋から宮前インターまでの間
- (オ) 指定路線以外の道路の指定

被災状況及び災害応急対策上の必要から、緊急交通路以外の道路を緊急交通路として指定するときは、県地域防災計画に定める緊急輸送道路の中から指定

する。

(3) 都県境規制

警察は、緊急交通路を確保するとともに、県内及び都内の被災状況等に応じた交通管理を実施するため、次に掲げる交差点において、都内の交通規制を勘案し、県内又は都内への流出入規制を実施する。

表 1-9-4 大地震発生時の都県境規制の箇所

都県境規制の箇所	
第1次交通規制時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道4号線谷塚仲町交差点 ・ 国道17号線川岸1丁目交差点 ・ 国道254号線和光陸橋下交差点
第2次交通規制時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道122号線本町ロータリー交差点 ・ 国道17号線新大宮バイパス早瀬交差点

(4) 交通検問所

警察は、交通検問所を設け、緊急通行車両等の確認等を行う。

表 1-9-5 大地震発生時の交通検問所の設置箇所

交通検問所の設置箇所	
第1次交通規制時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常磐自動車道三郷料金所 ・ 東北自動車道浦和料金所 ・ 関越自動車道新座料金所 ・ 国道4号線谷塚仲町交差点 ・ 国道17号線川岸1丁目交差点 ・ 国道254号線和光陸橋下交差点
第2次交通規制時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道122号線本町ロータリー交差点及び加倉南交差点 ・ 国道17号線新大宮バイパス早瀬交差点及び三橋5丁目交差点

3 直下型地震に対応する交通規制

警察は、直下型地震（被害地域が局地的な地震）が発生した場合の交通規制は、「大地震発生時の交通規制の内容」に準じるほか次により実施する。

(1) 第1次交通規制

第1次緊急交通路を確保するため、次に掲げるインターチェンジ及び首都高速道路の本線出口において、下り線を通行する緊急通行車両等以外の通行車両を本線から一般道路へ誘導排除する交通規制を実施する。

また、緊急通行車両等以外の車両を緊急交通路から交差する道路へ誘導排除するための車両通行禁止の措置を実施する。

ア 関越自動車道所沢インター

イ 首都圏中央連絡自動車道入間インター

- ウ 首都高速道路三郷線八潮南出口
- エ 首都高速道路川口線新郷出口
- オ 首都高速道路池袋線戸田南出口

(2) 第2次交通規制

2により実施するほか、第2次緊急交通路その他緊急交通路として指定された道路確保のための交通規制を実施する。

(3) 都県境規制

2により実施するほか、警察本部長が必要に応じてその都度指定する実施場所により交通規制を実施する。

(4) 交通検問所の設置

交通検問所は、2に掲げる高速道路等料金所及び交差点のほか、次の地点に設置する。

表 1-9-6 直下型地震発生時の交通検問所の設置箇所

交通検問所の設置箇所	
第1次交通規制実施時	<ul style="list-style-type: none"> ・国道4号バイパス菱沼交差点 ・国道17号線若泉2丁目交差点、国道17号バイパス上之南交差点 ・国道254号線吉田林交差点、国道254号バイパス上唐子北交差点
第2次交通規制実施時	<ul style="list-style-type: none"> ・国道122号線昭和橋交差点

第4 緊急輸送手段の確保

【総括部、財政・被害調査部、経済部、復旧計画部、会計部】

被災者の避難、緊急物資の輸送等に使用する車両の確保に必要な措置を速やかに実施する。

1 緊急輸送の順位

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- (1) 市民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 被害の拡大を防止するため必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

2 輸送対象

各段階における輸送対象は、おおむね次のとおりである。

	第1段階 被災直後	第2段階 1週間後まで	第3段階 1週間後以降
・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資			
・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資			
・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等			
・医療機関へ搬送する傷病者			
・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通対策等に必要な人員及び物資			
・食糧、水等生命の維持に必要な物資			
・疾病者及び被災者の被災地外への輸送			
・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資			
・災害復旧に必要な人員及び物資			
・生活必需品			

図 1-9-2 輸送対象

3 緊急輸送車両・燃料の確保

本市は、地震災害時において、被災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車を確保し、万全を期する。

(1) 輸送力の確保の要領

公用車の車両の全面的活用と、市内における日本通運株式会社埼玉支店、埼玉県トラック協会浦和支部、大宮支部、並びに岩槻支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部をはじめ輸送業者に協力を依頼し、輸送力を確保する。

(2) 緊急通行車両の確認申請

交通対策が実施された場合に備え、本市が使用する緊急車両については、事前届出の申請を推進する。

(3) 支援要請

車両が不足する場合は、相互応援協定を締結している市町村及び県に対して支援を要請する。

(4) 燃料の調達

緊急輸送等の燃料を災害時に迅速に調達できるように、埼玉県石油業商業組合（浦和支部、大宮支部、岩槻支部）等との協定締結により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

なお、調達した燃料は委託により公務を行う民間車両にも供給するものとする。

4 緊急輸送車両の管理と運用

(1) 車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、公用車及び調達した車両は、すべて管財班が集中管理する。

(2) 車両の運用

ア 管財班は、各部の要請に基づき、使用目的にあわせ、適正な配車、車両の運用を実施する。

イ 管財班は、配車状況を常に把握し、各部の要請に対応する。

5 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の証明書の交付

知事又は公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行の確認対象車両

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの

イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの

ウ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関するもの

オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

ク 前号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

6 航空輸送

市長は、緊急を要するときは、県知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。

(1) 緊急患者等の搬送

(2) 救助及び救急用資機材（医薬品、食糧、毛布等）の輸送

(3) 災害対策従事者の輸送

(4) その他の緊急輸送

7 鉄道・バス輸送

市長は、応急対策の実施に必要な人員、資機材等の輸送について、災害対策基本法第6条の規定に基づき、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)、国際興業(株)、東武バスウエスト(株)、西武バス(株)、朝日自動車(株)、(株)ジャパントローズに協力を要請する。

第10章 水防・土砂災害対策

地震の発生時には、河川施設の破損による浸水被害や、斜面保護施設等の損壊による土砂災害が発生するおそれがある。

本章においては、地震時の水防・土砂災害対策の計画を定める。

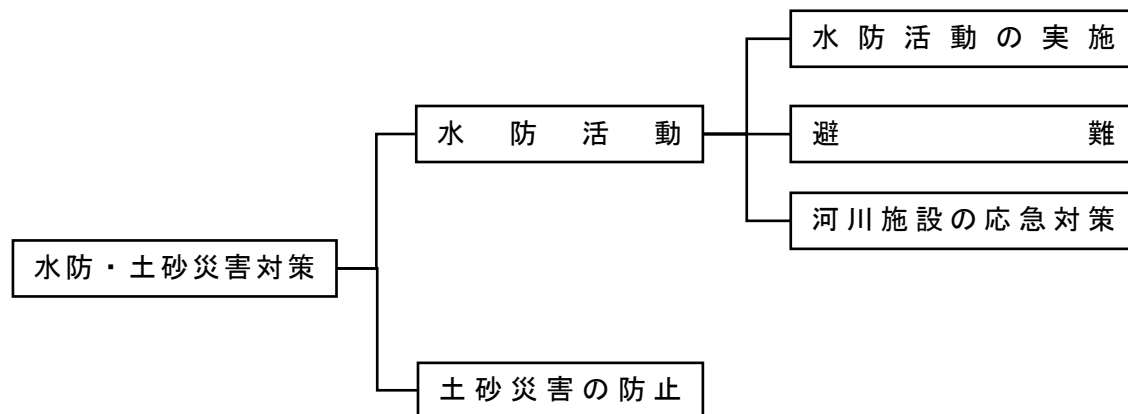


図1-10-1 水防・土砂災害対策に係る対策の体系

第1節 水防活動

表1-10-1 水防活動に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 避難のための立退きの指示
復旧計画部	① 水防活動の実施
施設復旧部	① 河川施設及び橋りょうの点検 ② 水防活動の実施
消防部	① 水防活動の実施

本市における水防活動及び体制については、風水害対策編に基づいて行う。

水防活動は、水防法に基づく「さいたま市水防計画」の定めるところにより、本市、警察署等が綿密な連携を図り実施する。

第1 水防活動の実施

【復旧計画部、施設復旧部、消防部】

市長は、大規模な地震の発生により堤防及び橋りょう等に亀裂もしくは破壊が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、警戒及び防御に当たるとともに、県さいたま県土整備事務所にその状況を報告する。

第2 避難

【総括部】

市長は、大規模な地震により堤防に亀裂若しくは破壊が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに要避難地域の市民に対し、避難のための立退きの指示を行う。

なお、避難については、本編第1部第7章第2節に示す。

第3 河川施設の応急対策

【復旧計画部、施設復旧部】

本編第1部第8章第2節「第2 河川施設」に示すように、河川班及び河川復旧班は水防活動と並行して、市内の河川施設、特に危険な箇所を重点的にパトロールし、堤防及び護岸が被害を受けた場合、一級河川については国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所及び県（さいたま県土整備事務所、総合治水事務所）に通報し、必要に応じ応急措置を実施する。

第2節 土砂災害の防止

表1-10-2 土砂災害の防止に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の住民への避難指示、警戒区域の設定、立入禁止措置等の実施 ② 被害情報の県への連絡
復旧計画部	① 被災宅地危険度判定の実施
施設復旧部	① 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の監視の実施 ② 崩壊危険箇所の応急措置の実施 ③ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の点検の実施
福祉部	① 要配慮者への情報伝達

本市及び県は、土砂災害により二次災害の発生のおそれがある場合は、危険箇所の点検及び監視を行い、危険な場合は、周辺住民に対し避難の措置をとる。

第11章 帰宅困難者支援

さいたま市の行った被害想定調査（平成 25 年度）では、さいたま市直下地震による帰宅困難者は 116,000～141,000 人と予想され、そのうち、一時滞在施設や指定避難所において収容が必要となる屋外滞留者は、30,500～36,600 人と予想されている。本市は、これら帰宅困難者等の安全を確保するための計画を定める。

なお、帰宅困難者対策の基本は、「一斉帰宅の抑制を如何に達成するか」であるが、その対策は平常時の活動による結果であり、それら平常時の活動については共通編に掲載した。ここでは地震時の応急対策を中心に記載する。

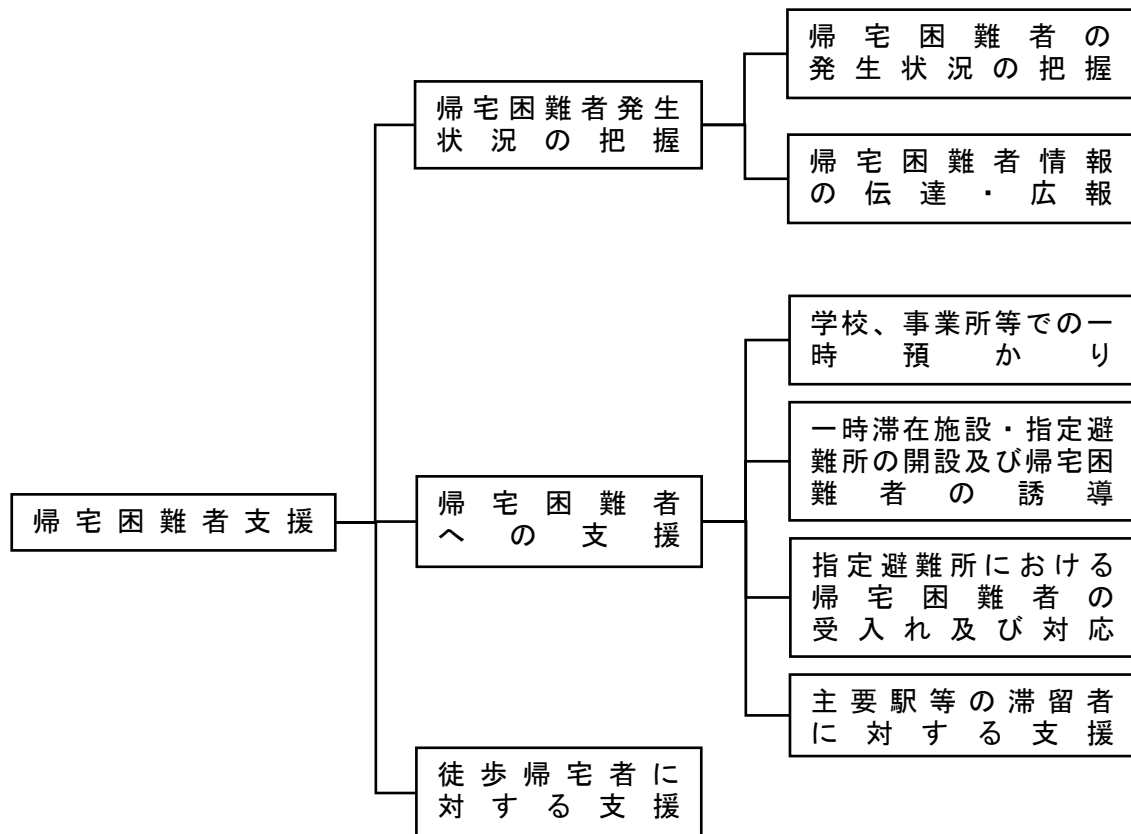


図 1-11-1 帰宅困難者対策に係る対策の体系

また、本市では帰宅困難者対策の対象となる帰宅困難者を、次のように設定する。

帰宅困難者：災害時に交通機関等が広域に障害を受け、通常の帰宅ができなくなった者。

通勤・通学者及び買い物客等が対象となり、勤務先等の施設内に待機できない者には一時滞在施設の提供等の支援が必要になる。

また、混乱収集後には徒歩帰宅者のための一時休息所、道路情報等の提供の支援が必要になる。

第1節 帰宅困難者発生状況の把握

表 1-11-1 帰宅困難者発生状況の把握に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 帰宅困難者の発生状況の把握 ② 対処方針の指示
秘書・広報部	① 帰宅困難者支援の広報
情報・避難部	① 帰宅困難者状況の把握 ② 帰宅困難者発生状況の報告・伝達 ③ 対処方針の指示
教育部	① 帰宅困難者発生情報の通知
復旧計画部	① 最寄り駅の帰宅困難者に関する避難班への協力
子ども未来部	① 帰宅困難者発生情報の通知
消防部	① 避難者・帰宅困難者発生情報の伝達
協力第三部、協力第四部	① 避難班への協力
区本部	① 帰宅困難者発生状況の把握 ② 帰宅困難者発生状況の報告・伝達
鉄道事業者	① 帰宅困難者発生情報の通知
民間事業所	① 帰宅困難者発生情報の通知

交通機関の停止による駅、競技場等の集客施設での帰宅困難者の発生状況を把握し、必要な支援を実施する。

第1 帰宅困難者の発生状況の把握

【総括部、情報・避難部、教育部、子ども未来部、
区本部、鉄道事業者、民間事業所】

大規模な地震災害により交通障害が発生した場合、主要駅周辺等帰宅困難者が滞留することが予想される。

区本部は、主要駅・施設職員、各学校等よりその情報を得る。

区本部は、区の帰宅困難者発生状況を取りまとめ、情報・避難部に報告する。

情報・避難部は本市の全体の状況を取りまとめて、総括部に報告するとともに、関係部に伝達する。

第2 帰宅困難者情報の伝達・広報

【秘書・広報部、情報・避難部、区本部】

避難班は、帰宅困難者発生状況を総括部に報告するとともに、情報統括班に伝達する。

情報統括班は、秘書・広報部、その他関係部に伝達を行う。

秘書・広報部広報班は、帰宅困難者の発生状況等に関する情報を広報する。

第2節 帰宅困難者への支援

表1-11-2 帰宅困難者への支援に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 帰宅困難者の安全確保
総括部	① 対処方針の指示
秘書・広報部	① 帰宅困難者支援の広報
情報・避難部	① 対処方針の指示 ② 指定避難所の開設状況の把握、報告、伝達 ③ 一時滞在施設との連絡調整 ④ 帰宅困難者台帳の集計、報告、伝達 ⑤ 被災状況・交通情報の取得、伝達 ⑥ 備蓄品提供、指定避難所のごみ処理等の手配
教育部	① 指定避難所の開設、運営、閉鎖 ② 児童生徒一時預かり ③ 帰宅困難者の誘導
子ども未来部	① 園児一時預かり ② 帰宅困難者の誘導
財政・被害調査部	① 支援物資の受入れ・管理
復旧計画部	① 最寄り駅の帰宅困難者に関する避難班への協力 ② 帰宅困難者の誘導
環境部	① 指定緊急避難場所・指定避難所のごみ処理・し尿処理等
経済部	① 支援物資・備蓄品の配送
協力第三部、協力第四部	① 情報・避難部への協力
区本部	① 指定避難所の開設、運営、閉鎖 ② 帰宅困難者の誘導 ③ 指定避難所における帰宅困難者台帳の集計、報告 ④ 総合相談窓口 ^(注) の設置 ⑤ 被災情報・交通情報の伝達 ⑥ 備蓄品の支給手配、指定避難所のごみ処理要請等の伝達 ⑦ 滞留帰宅困難者支援
避難所担当班	① 指定避難所の開設、運営、閉鎖 ② 帰宅困難者台帳の作成 ③ 備蓄品提供、指定避難所のごみ処理等の要請 ④ 帰宅困難者一時預かり ⑤ 帰宅困難者の誘導
警察、自主防災組織	① 帰宅困難者の誘導
鉄道事業者	① 滞留者の保護 ② 帰宅困難者の誘導
民間事業所	① 帰宅困難者一時預かり ② 帰宅困難者の誘導

(注) 総合相談窓口：本編第1部第2章第5節参照

第1 学校、事業所等での一時預かり

【情報・避難部、教育部、子ども未来部、民間事業所】

情報・避難部は、大規模な地震災害で交通障害が発生し、保育園、学校、事業所等に被害が無かった場合は、一斉帰宅を抑制するために、1～3日程度、児童生徒、職員、来訪者等を滞留させ、安全を確認した後に帰宅させるように依頼する。

この時、市内の被災の状況、交通障害の復旧の見通し、道路被災情報等も伝達し、各所で、滞留する帰宅困難者が適切に予想や判断を促すように配慮する。

また、指定避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションなどの情報も伝達するように配慮する。

第2 一時滞在施設・指定避難所の開設及び帰宅困難者の誘導

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、教育部、
子ども未来部、区本部、避難所担当班、警察、
自主防災組織、鉄道事業者、民間事業所】

情報・避難部は、被災がそれ程大規模で無く、交通障害の復旧の見込みが3日程度以下でかつ帰宅困難者がそれほど多数でない場合は、災害時に一時的な収容の協定を締結している主要駅近傍の一時滞在施設に帰宅困難者の収容を依頼する。

区本部は、被災者のために震度5弱以上により指定避難所の開設を決定するが、5弱未満の場合でも帰宅困難者の発生状況に応じて、主要駅近傍の指定避難所を開設する。

これらの、一時滞在施設・指定避難所の開設状況は、危機管理センターを通じて秘書・広報部その他の関係部署に伝達され、秘書・広報部はその状況を広報する。

帰宅困難者の誘導は、主要駅職員、市職員及び警察により行うものとし、一時滞在施設・指定避難所等の開設状況は、各主要駅・警察等にも伝達されなければならない。帰宅困難者の避難所等への誘導は、主要駅職員、市職員及び警察により行うものとする。帰宅困難者が、帰宅困難者発生場所に留まることが困難な場合は、近隣の指定緊急避難場所等へ誘導し、指定避難所が開設され次第、そちらへ誘導する。

なお、交通障害の状況が長期に回復せず、3日程度以上になった場合は、帰宅困難者は一時滞在施設から指定避難所に移動するものと考えられるため、そのような事態の対応も検討するものとする。

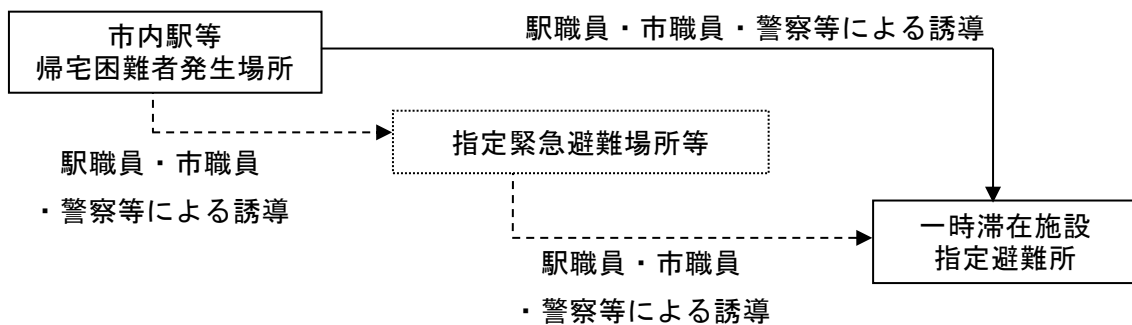


図 1-11-2 帰宅困難者の一時滞在施設・指定避難所へ誘導フロー

第3 指定避難所における帰宅困難者の受入れ及び対応

【情報・避難部、教育部、子ども未来部、
区本部、避難所担当班】

1 方針

帰宅困難者を指定避難所に受け入れる場合、無用な混乱を避け円滑に運営するためには、地域住民と帰宅困難者の処遇をある程度分けて対応する必要がある。

物資の適切な調達と配分及び指定避難所の安全対策を考慮して、可能な限り帰宅困難者についても入退出の管理を行う。

帰宅困難者に対しても、水・食糧・毛布といった生活物資を提供し、原則として地域住民と帰宅困難者に平等に分配する。

2 感染症対策

一時滞在施設運営ガイドラインに基づき行う。

第4 主要駅等の滞留者に対する支援

【鉄道事業者】

帰宅困難者が駅構内に一時的に滞留した場合、鉄道事業者等が可能な範囲で、食料・飲料水の提供などの支援を行う。ただし、大規模な地震により、相当な被災があった場合は、交通機関の早期の回復も見込めないことから、一時滞在施設、指定避難所等への誘導を行う。

第3節 徒歩帰宅者に対する支援

表 1-11-3 徒歩帰宅者に対する支援に係る実施項目

担当部署	実施項目
秘書・広報部	① 帰宅困難者支援の広報
情報・避難部	① 災害時帰宅支援ステーションと連絡調整 ② 帰宅困難者発生情報の収集・他部への伝達
教育部	① 徒歩帰宅者等への支援
復旧計画部	① 最寄り駅の帰宅困難者に関する避難班への協力
施設復旧部	① 道路情報等の提供
協力第三部、協力第四部	① 避難班への協力
区本部	① 徒歩帰宅者支援
避難所担当班	① 徒歩帰宅者支援
警察、自主防災組織	① 徒歩帰宅者支援
道路管理者	① 道路情報等の提供
鉄道事業者	① 徒歩帰宅者支援
民間事業所	① 徒歩帰宅者等への支援
災害時帰宅支援ステーション (注)	① 徒歩帰宅者支援

(注) 徒歩帰宅者への支援のため、情報・休憩所・トイレ等を提供する施設として協定を締結しているコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等

徒歩帰宅者が指定避難所等に立ち寄る目的は、主として水分補給やトイレ利用、仮眠、季節によっては採暖、又は、熱中症対策などを目的とした一時的なものである。

1 休憩場所の提供

指定避難所のスペースを、余裕があれば、地域住民用と徒歩帰宅者用とに分離しておき、可能であれば休憩場所を提供する。

2 物資の提供

食糧・飲料水等物資の支援を行う。

3 情報の提供

本市は、主要道路その他の被害状況及び安全に帰宅するための公共交通機関等の復旧状況等の情報を提供し、徒歩帰宅者の安全で円滑な帰着を支援する。

情報提供は、掲示板等により提供し、周辺の地図を合わせて、被害状況、病院、その他の指定避難所、安全な帰宅ルート、帰宅方面別の次に目指すべき指定避難所などを明記しておく。

また、休憩場所でラジオ放送等を流すことで、帰宅行動の参考となる情報をリアルタイムで提供する。

4 災害時帰宅支援ステーションとの連携

協定を締結したコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の災害時帰宅支援ステーションに対し、徒歩帰宅者に対する情報提供やトイレの貸与等の支援を依頼する。

第12章 廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、本市は、地震災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以降「災害廃棄物」という）、並びに災害における一般廃棄物（ごみ及びし尿）を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

本章においては、廃棄物対策の計画を定める。

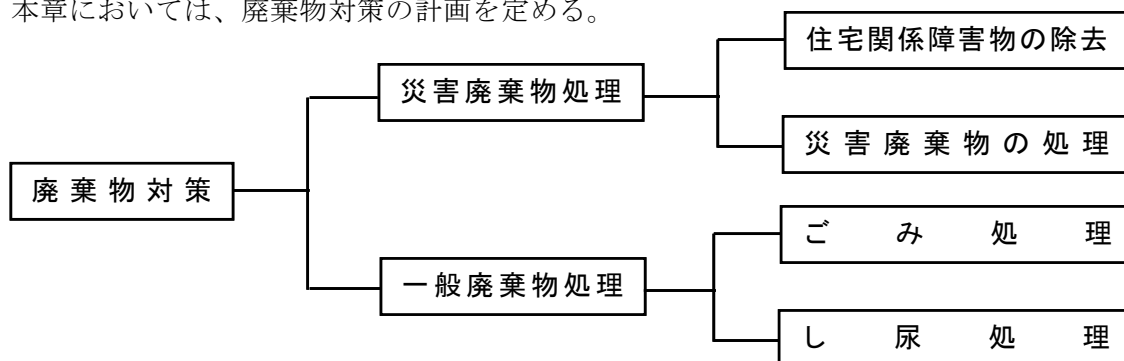


図1-12-1 廃棄物対策に係る対策の体系

第1節 災害廃棄物処理

表1-12-1 災害廃棄物処理に係る実施項目

担当部署	実施項目
環境部	① 住宅関係障害物の除去 ② 被害状況の情報収集 ③ 廃棄物仮置場の確保 ④ 災害廃棄物の収集・処理 ⑤ 放射性物質・アスベスト廃材等有害廃棄物の処理
施設復旧部	① 住宅関係障害物の除去
復旧計画部	① 住宅関係障害物の除去の支援

地震災害時においては、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、環境部は、施設復旧部及び復旧計画部と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。

第1 住宅関係障害物の除去

【環境部、施設復旧部、復旧計画部】

住宅関係障害物の除去は、災害救助法が適用された場合に次の要領で実施する。

1 住宅関係の障害物の除去

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理することが不可能な場合は、県等の応援を得て実施する。

(1) 対象者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

(2) 除去の実施

障害物の除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

2 民有地の危険物処理

民有地内の住宅関係障害物等については、基本的には土地所有者が処理すべきものであるが、公共交通の障害など市民の安全が脅かされる場合は、市民の安全確保を最優先させ、現場の判断でこれらの危険物を除去するものとする。

第2 災害廃棄物の処理

【環境部】

災害廃棄物の処理は、次の要領で実施する。

1 実施体制

災害廃棄物の除去及び処理は、原則として次のように実施する。

(1) 住宅・建築物系（個人・中小企業）

原則建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、本市は仮置場・最終処分場の確保及び処理処分に関する情報の提供を実施する。

(2) 大企業の事業所等

大企業は自己で適正に処理する。

(3) 公共・公益施設

施設の管理者において適正に処理する。

2 被害状況の情報収集

廃棄物対策班は、調査統括班による建築物被害調査等各部局からの情報により、除去対象家屋の戸数及び所在を集約する。

3 仮置場の確保

本市は、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等の廃棄物を中間処理及び最終処分するまでの間の仮置場を、下記の地を含め、他からもできる限り多く確保するよう努める。

なお、仮置場へのごみの搬入は、周辺道路の渋滞等の混乱を防ぐため、不特定多数が仮置場に搬入しないよう制限する。

表 1-12-2 廃棄物仮置場

廃棄物仮置場
高木第一旧埋立跡地、高木第二最終処分場、七里総合公園、クリーンセンター大崎調整池、(仮称)見沼大崎緑地事業用地、大崎公園（農業者トレーニングセンター）、大宮花の丘農林公苑、市民の森（見沼グリーンセンター）、春おか広場、見沼通船堀公園

4 災害廃棄物の処分方法

災害廃棄物はリサイクルを考慮して、解体家屋ごとに現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに処理を実施する。

(1) 分別処理の方法

ア 木造家屋

木造家屋等から発生する災害廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

イ コンクリート建築物等

ビル、マンション等から発生する災害廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

(2) 処理方法

ア 木造家屋の可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物はクリーンセンター大崎、東部環境センター、西部環境センター、桜環境センターで焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。

イ 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は処理施設で処理後、うらわフェニックスに搬送する。

5 費用の負担

阪神・淡路大震災では、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。市長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対し公費負担の措置を要請する。

6 処理の推進と調整

本市においては、環境部災害対応マニュアルに基づき、廃棄物対策を進めていくものとする。

また、必要に応じて仮設焼却施設の設置を検討する。

なお、地震災害時における廃棄物処理は、各市町村や都県域を越えた広域処理が必要となるので、県との連携も図っていくものとする。

7 アスベスト廃材等有害廃棄物の処理

建築年次の古い建物の中には、禁止されているアスベストを使用しているものがあり、それらが被災した時にアスベスト廃材が発生し有害物質の飛散等の危険がある。

これらのアスベスト廃材等の有害廃棄物の処理については、慎重に対処し、市民の健康被害に配慮するものとする。

第2節 一般廃棄物処理

表 1-12-3 一般廃棄物処理に係る実施項目

担当部署	実施項目
環境部	① ごみ収集、処理の実施 ② ごみ処理施設の被害状況の把握及び応急措置の実施 ③ ごみの収集、分別に関する広報の実施 ④ ごみの仮置場の確保 ⑤ ごみのリサイクル考慮 ⑥ し尿の収集、処理 ⑦ し尿処理施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施 ⑧ 仮設トイレの設置 ⑨ 仮設トイレの調達 ⑩ 仮設トイレの改修・再利用 ⑪ 周辺市町村へのごみ処理の要請 ⑫ し尿処理に関する関係機関、近隣市町村、県への支援要請

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出やライフラインの停止及び交通障害によるし尿の処理不能な状態が予想される。このため、これらの一般廃棄物（ごみ及びし尿）を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

第1 ごみ処理

【環境部】

地震災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、家庭系、事業系ともに、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。

1 実施体制

収集班、ごみ処理班、最終処分場班は、災害時におけるごみ収集及び処理を実施する。

また、必要に応じて仮設焼却施設の設置を検討する。

なお、本市の処理施設での対応ができないごみが排出された場合は、県、近隣自治体、相互応援協定を締結している自治体及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

2 施設の応急措置

ごみ処理班、最終処分場班は、地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに環境統括班に報告する。

3 ごみ収集の方法

(1) ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を市民に対して地区自治会又は報道機関を通じ、協力を呼びかける。

(2) 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

(3) ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。

なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、市民に分別排出を呼びかける。

(4) 夜間の収集

道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。

(5) 指定緊急避難場所・指定避難所のごみ対策

指定緊急避難場所・指定避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、一時的に大量排出される毛布の処分や段ボール、梱包材料等のリサイクルを図るよう努める。

4 ごみの仮置場

環境施設統括班は、処理施設での処理能力を超える大量のごみや処理施設での対応ができないごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場及び必要に応じて一次、二次集積場を確保する。

なお、仮置場へのごみの搬入は、周辺道路の渋滞等の混乱を防ぐため、不特定多数が仮置場に搬入しないよう制限する。

5 ごみの処理・処分

(1) ごみの処理施設での処理

ごみ処理施設で処理可能ごみの受入体制が整った時点から、仮置場において分別された生活ごみを含め、処理施設に搬入し、順次処理・処分する。

(2) 周辺市町村へのごみ処理の要請

本市は、処理しきれないほど多量のごみが排出された場合、あるいはごみの処理施設が被害を受け稼働しない場合、相互応援協定を締結している自治体へ、ごみの処理を要請する。

(3) 仮設焼却施設の設置検討

市内のごみ処理施設の被害状況、周辺地域へのごみ処理状況等を踏まえ、必要に応じて仮置場への仮設焼却施設の設置を検討する。

第2 し尿処理

【環境部、施設復旧部】

地震災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。

1 実施体制

地震災害時におけるし尿収集は、廃棄物対策班が実施する。

なお、本市は、本市の処理能力を超える場合は、浄化槽清掃等許可業者の協力を得るほか、近隣自治体、県及び協定締結自治体へ支援を要請する。

2 施設の応急措置

し尿処理班は、地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに環境統括班に報告する。

3 収集方法

廃棄物対策班は、被災地域の状況に応じて本市の許可業者と緊密な連絡を図り、指定避難所など被災集中地区を重点的に処理する。

4 処理等の方法

収集したし尿は、クリーンセンター西堀及び大宮南部浄化センターにおいて処理するが、処理場が被害を受け処理が不能になった場合は、市長は、近隣市町村に処理の支援を要請する。

5 仮設トイレの設置・管理

(1) 指定避難所等への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数、備蓄仮設トイレ数及び水洗トイレの使用の可否等について、指定避難所の状況を判断し、仮設トイレを設置し、適切に管理する。

(2) 在宅者のための仮設トイレの設置

廃棄物対策班は、ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所と併せてし尿を収集する。

6 仮設トイレの調達

廃棄物対策班は、本市が備蓄している仮設トイレが不足したとき、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

(1) 流通在庫の調達

仮設トイレの流通在庫の供給協定を締結している関係業者から調達する。

(2) 県及び市町村への要請

県及び相互応援協定を締結している自治体へ、備蓄してある仮設トイレの借上げを要請する。

(3) 仮設トイレの改修・再利用

指定避難所閉鎖時等に仮設トイレで再利用可能なものは改修し、便槽の清掃等を行った後、保管する。

第13章 教育福祉対策

地震災害時における学校活動及び福祉活動の確保を図るため、学校及び福祉施設における応急対策に万全を期する。

本章においては、教育福祉対策の計画を定める。

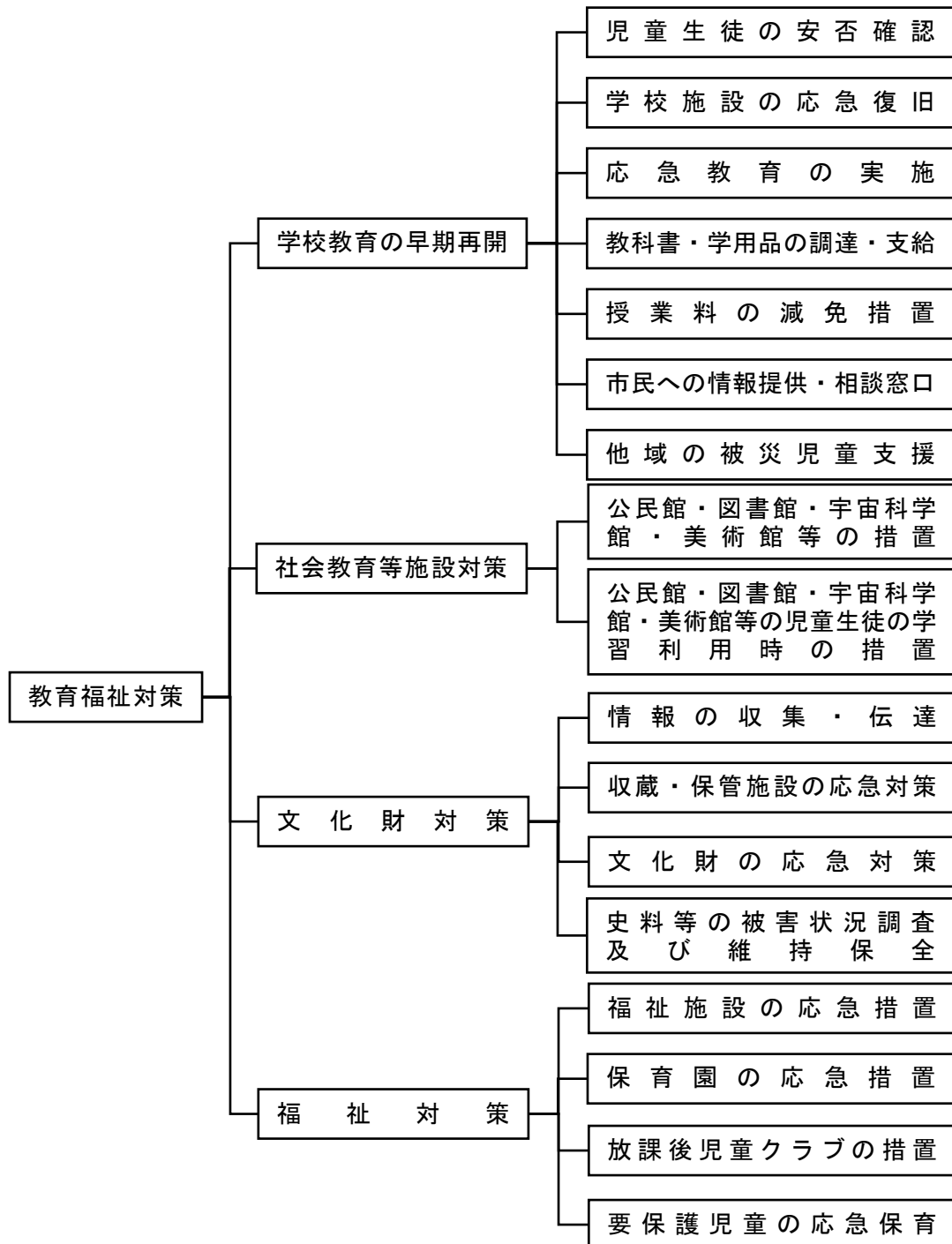


図1-13-1 教育福祉対策に係る対策の体系

第1節 学校教育の早期再開

表 1-13-1 学校教育の早期再開に係る実施項目

担当部署	実施項目
教育部（校長）	① 児童生徒の安全確保・安全確認 ② 学校施設及び周辺の被害状況の把握 ③ 校舎等の安全確認 ④ 児童生徒等の避難及び引渡し ⑤ 臨時休業等の措置 ⑥ 学校施設の応急措置の実施 ⑦ 学校施設の応急復旧の実施 ⑧ 応急教育の実施 ⑨ 登下校時の安全確保 ⑩ 被災児童生徒の心身の健康の保持
教育部（教育委員会）	① 応急教育のための教職員等の確保 ② 学校給食の実施 ③ 避難した児童生徒の指導 ④ 国・県に対する要請 ⑤ 教科書・教材の調達・支給 ⑥ 文房具、通学用品の調達・支給 ⑦ 授業料の減免措置 ⑧ 市民への情報提供・相談窓口 ⑨ 他域の被災児童支援

地震災害時においては、児童生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

第1 児童生徒の安否確認

【教育部】

校長は、地震発生直後における児童生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。

1 勤務時間内で地震が発生した場合

(1) 児童生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、地震発生直後、児童生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童生徒等の避難及び引渡し

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童生徒に危険が及ぶと判断した場合、あるいは消防職員から避難の指示がある場合、児童生徒及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに避難させる。

また、原則として保護者への引渡しを実施するとともに、必要に応じ保護をす

(3) 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずる。

また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方

法として報道機関等の活用も検討する。

2 勤務時間外で地震が発生した場合

(1) 被害状況の把握

地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により実施する。

(3) 臨時休業等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。

教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

第2 学校施設の応急復旧

【教育部】

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。

1 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

2 指定避難所となった場合の措置

学校が指定避難所となった場合の措置は、本編第1部第7章第2節による。

3 施設の応急復旧

(1) 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育委員会と相談の上、教育を再開する。

(2) 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。

(3) 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。

(4) 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講ずる。

ア 近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。

イ 学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。

- (5) 指定避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

第3 応急教育の実施

【教育部】

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。

1 応急教育の開始

応急教育の開始に当たっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童生徒等に速やかに周知徹底を図る。

2 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- ①臨時休業、②短縮授業、③合併授業、④二部授業、⑤分散授業、⑥複式授業、⑦上記の併用授業

3 教職員等の確保

教員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教員の確保の応急措置を実施する。

- (1) 各学校において、教員の出勤状況に応じ、一時的な教員組織体制を整える。
- (2) 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。
- (3) 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。

4 学校給食の措置

(1) 教育委員会は、学校再開に併せて速やかに学校給食ができるよう努める。ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

(2) 次に示す場合には、学校給食を一時中止する。

- ア 指定避難所となった学校において、学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- イ 感染症等の危険の発生が予想される場合
- ウ 災害により給食物資が入手困難な場合
- エ 学校給食施設が被災し、学校給食の実施が不可能な場合
- オ その他学校給食の実施が適当でないと認められる場合

5 その他、生活指導等

(1) 登下校時の安全確保

教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

(2) 心身の健康の保持

被災した児童生徒に対しては、その被災状況により、保健指導やカウンセリン

グ等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

(3) 避難した児童生徒の指導

避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。

(4) 国及び県に対する要請

災害のため、多数の児童生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び三学期においては卒業証書の取扱いについて、弾力的な対応を実施するように国及び県に対し要請する。

第4 教科書・学用品の調達・支給

【教育部】

教科書・学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（中等教育学校前期課程の生徒、特別支援学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童生徒を含む）に対し、被害の実状に応じて、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

1 教科書、教材の支給

教科書については、県が市教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき教科書供給所から一括調達し、本市が支給する。

なお、教科書、教材が学校によって異なる場合は、市長が県立学校長又は私立学校長の協力を得て、配達から配分まで実施する。

2 文房具、通学用品の支給

文房具及び通学用品については、本市が被害の実情に応じ現物をもって支給する。

第5 授業料の減免措置

【教育部】

市長は、市立の高等学校及び中等教育学校後期課程の生徒のうち、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずる。

第6 市民への情報提供・相談窓口

【教育部】

学校施設の被災状況、授業の再開等について、本市の広報や校舎内の掲示板等により市民へ情報提供を行うとともに、児童生徒の健康や学業その他についての相談窓口を設

ける。

第7 他域の被災児童支援

【教育部】

市外の被災児童を支援するために、文房具や学用品などの支援物資を一般生徒・保護者等から受付け、取りまとめて市外の学校施設等に送り届ける。

第2節 社会教育等施設対策

表1-13-2 社会教育等施設対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
教育部 (施設管理者)	① 社会教育等施設利用者の安全確保 ② 施設を利用している児童生徒の安全確保、保護者への連絡 ③ 被災状況の把握及び教育委員会への報告 ④ 施設被害状況調査・報告

社会教育等の施設開館時に地震が発生した場合は、次の措置を実施する。

第1 公民館・図書館・宇宙科学館・美術館等の措置

【教育部】

- 1 地震発生直後、火災の防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全の確保を図る。
- 2 利用者の被災状況、施設の被害状況等について教育委員会に報告し必要な指示を受ける。
- 3 施設の応急危険度等の調査を行い、報告を行う。

第2 公民館・図書館・宇宙科学館・美術館等の児童生徒の学習利用時の措置

【教育部】

- 1 地震発生直後、火災の防止、児童生徒の避難誘導等、児童生徒の安全を確保するための必要な措置を講ずる。
- 2 引率指導者等と協力し、児童生徒の被害状況等を確認し速やかに教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。
- 3 引率指導者と協力し、児童生徒の保護者への連絡等を実施し、安全な帰宅等にあたる。
- 4 施設の応急危険度等の調査を行い、報告を行う。

第3節 文化財対策

表 1-13-3 文化財対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 史料等の被害状況調査及び維持保全
教育部	① 文化財施設の被災状況の把握、記録 ② 関係機関への報告 ③ 所有者・管理者への指示の伝達 ④ 入館者の安全確保 ⑤ 入館者の負傷者の応急手当の実施 ⑥ 収蔵・保管施設の安全点検、応急措置の実施 ⑦ 施設内における危険物・障害物等の撤去 ⑧ 文化財の応急措置の実施

文化財及び収蔵・保管施設に震災被害が生じた場合、次の措置を迅速かつ的確に実施する。

第1 情報の収集・伝達

【教育部】

- 被災状況の迅速な把握に努め、文化庁・県教育委員会等の関係機関へ報告し指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。
- 将来の復旧対策・予防対策も見据えて、被災状況を記録する。

第2 収蔵・保管施設の応急対策

【教育部】

- 収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。
- 災害の拡大を防止し震災応急対策が円滑に行えるよう、危険物・障害物等を撤去する。

第3 文化財の応急対策

【教育部】

- 損傷を被った文化財については、損傷の態様、文化材の材質・形状等に応じた応急措置を講ずる。
- 移動可能な文化財に被災のおそれが生じたときは、所有者・管理者と連携して安全な公共施設等に一時的に移動し保管する。
- 文化財の倒壊、倒木、折損箇所においては、危険表示等を行い二次災害の防止に努める。

第4 史料等の被害状況調査及び維持保全

【総括部、教育部】

史料等の被害調査を行い、これらの維持保全について必要な処置を講じる。

第4節 福祉対策

表 1-13-4 福祉対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
福祉部 (福祉施設管理者)	① 施設の入所者、利用者の安全確保 ② 施設の入所者、利用者、職員の安否確認及び所在の把握 ③ 施設の被害状況の把握、応急措置の実施 ④ 施設の被害状況及び応急措置の内容を福祉調査班に報告 ⑤ 要配慮者の受入準備 ⑥ 支援要請
子ども未来部 (保育園班)	① 保育園児の安全確保 ② 園児・職員・施設の被害状況の把握及び保育統括班への連絡 ③ 園児の被災状況の把握 ④ 応急保育の実施
子ども未来部	① 育児用品の確保 ② 放課後児童クラブにおける児童の安全確保 ③ 放課後児童クラブの児童等の被災状況の把握及び教育委員会への報告 ④ 放課後児童クラブの児童の保護者への連絡 ⑤ 放課後児童クラブの児童の帰宅活動の実施 ⑥ 放課後児童クラブの臨時休室の実施 ⑦ 保護者のいない児童(要保護児童)の把握 ⑧ 要保護児童の親族への情報提供 ⑨ 要保護児童の保護及び支援の実施 ⑩ 児童のメンタルケアの実施

市立福祉施設の応急措置、並びに保育園児及び保護者のいない児童の生命及び身体の安全確保に、必要な応急措置を講ずる。

第1 福祉施設の応急措置

【福祉部】

福祉施設等の要配慮者を受け入れている施設の管理者は、地震発生後に入所者及び利用者の被害状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講ずる。

1 安否確認・所在の把握

地震発生直後、福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者、利用者の安全を速やかに確保する。

また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。

2 施設の応急措置

施設管理者は、地震発生直後に施設の被害、液状化や不等沈下等の地盤災害などを調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設被害状況及び応急措置の内容を、速やかに福祉統括班に報告する。

3 要配慮者の受入れ

被災地に隣接する地域の福祉施設等の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入に努める。

4 被災福祉施設等の支援要請

- (1) 被災福祉施設等の管理者は、水、食糧等の生活必需品及び介護要員等の不足数について把握し、本市に支援を要請する。
また、県及び近隣市町村への要請は、福祉統括班を通じて実施する。
なお、本市では必要に応じて近隣施設に支援を要請する。
- (2) 多数の被災者受入れにより、水、食糧等の生活必需品及び介護要員等の不足を生じる場合、4(1)に準じて支援を要請する。

5 福祉施設等への本市の支援

- (1) 市長は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が実施されるように各事業者へ要請する。
- (2) 市長は、ライフライン復旧までの間、水、食糧等の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
- (3) 市長は、県ボランティアセンターへの情報提供及び救援要請等により、不足する介護要員等の確保に努める。

第2 保育園の応急措置

【子ども未来部】

市立保育園長（私立保育園長を含む。）は、地震災害時における保育園児の生命及び身体の安全確保を図るため、市立保育園（私立保育園を含む。）における必要な応急措置を講ずる。

1 地震災害時の対応

- (1) 園長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。
- (2) 園長は、園児・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、保育統括班に連絡し、職員を指揮し応急対策を実施して保育園の管理等万全な措置を講ずる。

2 応急保育の体制

- (1) 園長は、園児の被災状況を調査する。
- (2) 保育園班は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、園長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- (3) 園長は、応急保育計画に基づき、受入可能な園児を、保育園において保育する。
- (4) 地域住民に保育園を提供したため、長期間保育園として使用できないときは、保育統括班と協議して早急に保育ができるよう措置する。
- (5) 園長は、災害の推移を把握し、保育統括班と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

3 育児用品の確保

保育統括班は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。

また、県及び国を通じて、関係業者に供出等を要請する。

第3 放課後児童クラブの措置

【子ども未来部】

- 1 地震発生直後、火災の防止、児童の避難誘導等児童の安全を確保するための必要な措置を講ずる。
- 2 児童の被害状況等を確認し速やかに教育委員会と共有し、必要な措置を講ずる。
- 3 あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させる。
また、その措置内容を学校等関係機関と共有する。
- 4 災害の状況により臨時休室等の適切な措置を講ずる。

第4 要保護児童の応急保育

【子ども未来部】

要保護児童が確認された場合、保護及び応急保育等の措置を講ずる。

1 要保護児童の把握等

保護者のいない児童の把握は、次の方法等により速やかに実施する。

- (1) 指定避難所の責任者は、次の要保護児童について子ども未来部に通報する。

- ア 児童福祉施設から指定避難所へ避難した児童
- イ 保護者の疾患等により発生する要保護児童

- (2) 台帳・名簿等による把握

- ア 住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
- イ 災害による死亡者に係わる義援金の受給者名簿からの把握

- (3) 市民の通報による把握

- (4) 広報等による保護者のいない児童の発見

広報等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、保護者のいない児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかける。

2 親族等への情報提供

保護者のいない児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

3 要保護児童の保護と支援

保護者のいない児童を確認した場合は、保護・支援等の措置を講ずる。

- (1) 親族による受入れの可能性を打診する
- (2) 児童養護施設での保護・支援

(3) 里親への委託保護・支援

4 児童のメンタルケア

被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所班及び医療機関等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。

第2部 附編

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第1章 総 則

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画について、計画策定の趣旨について記す。

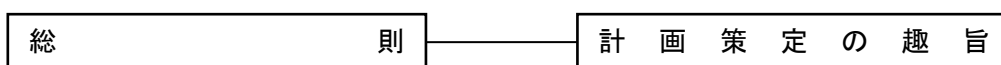


図2-1-1 総則に係る施策の体系

第1節 計画策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

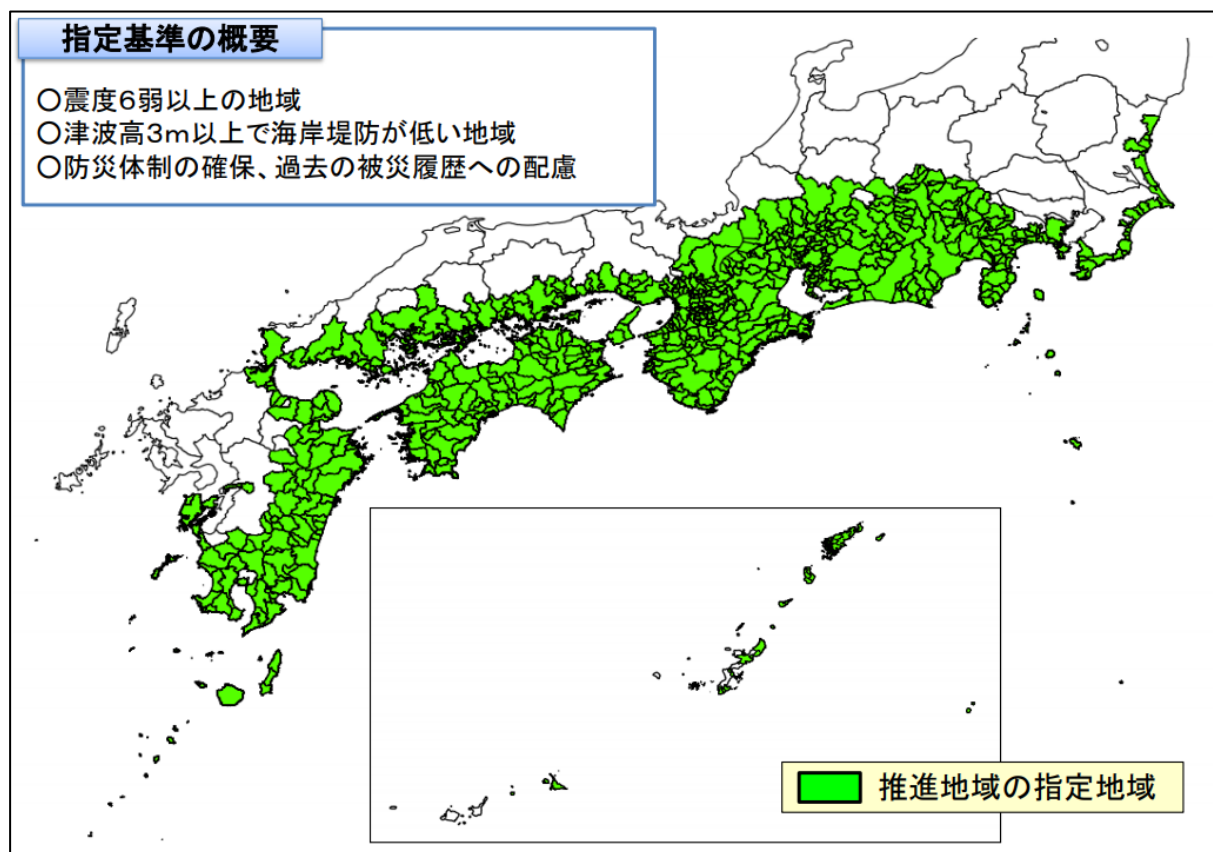


図2-1-2 南海トラフ地震防災対策推進地域

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

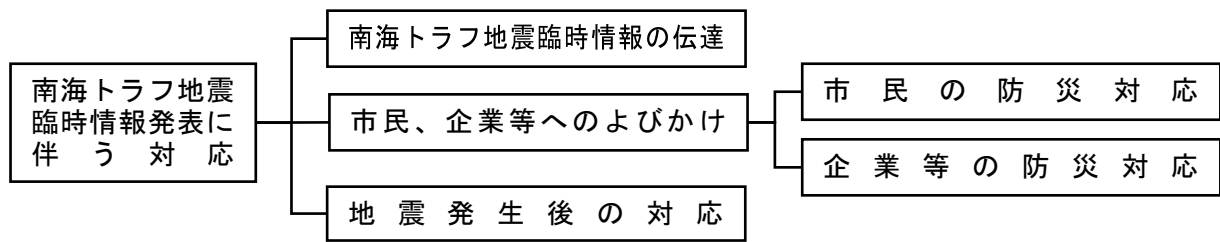


図2-2-1 南海トラフ臨時情報発表に伴う対応に係る施策の体系

第1節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

表2-2-1 南海トラフ地震臨時情報の伝達に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部、消防部	① 南海トラフ地震臨時情報の伝達

県から防災行政無線等により南海トラフ地震臨時情報が伝達されたときは、直ちに庁内各課、防災関係機関に対して伝達する。

南海トラフ臨時情報発表までの流れは、次の図に示すとおりである。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】

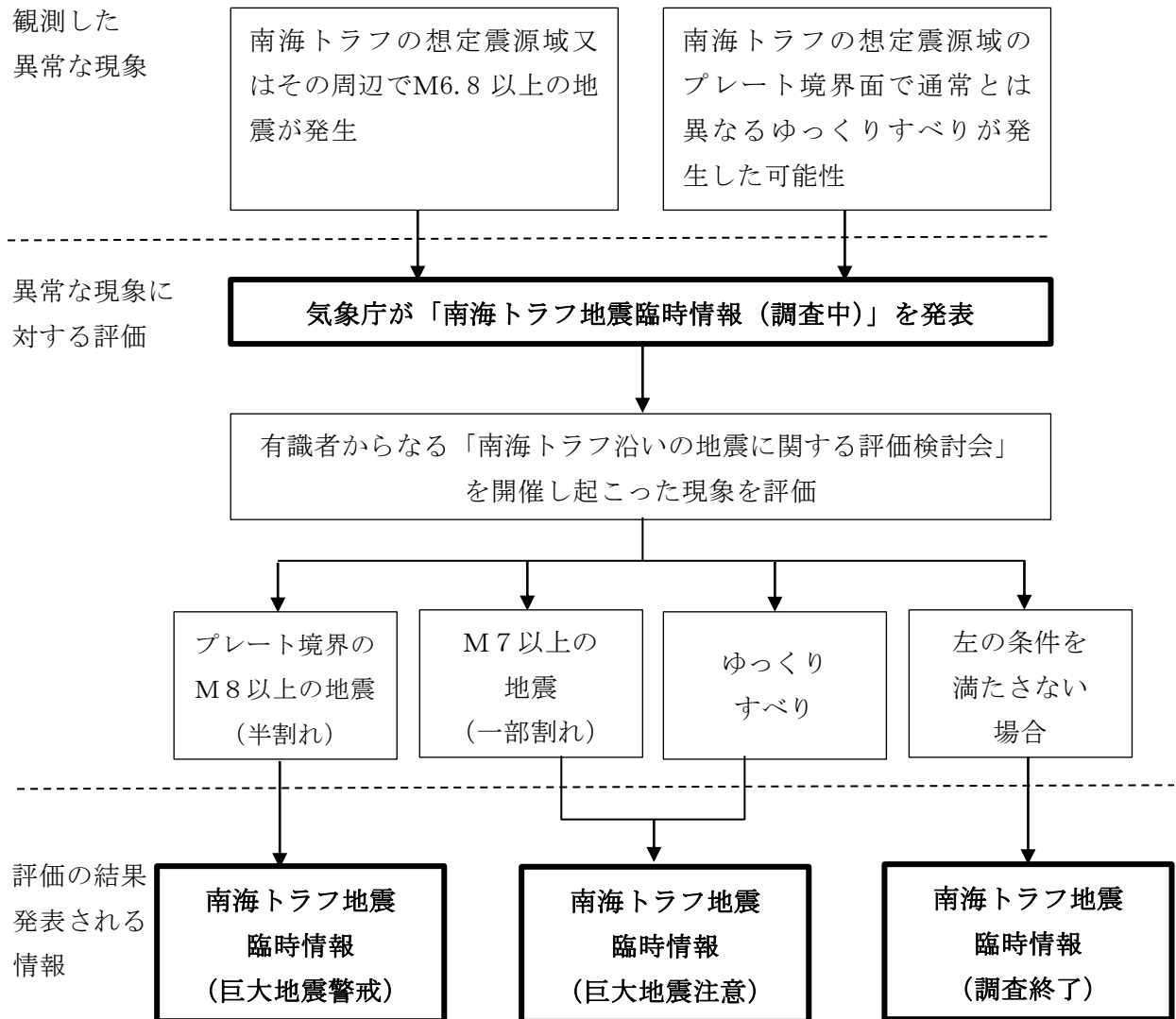


図2-2-2 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

第2節 市民、企業等への呼びかけ

表2-2-2 市民、企業等への呼びかけに係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 市民への防災対応の呼びかけ
経済部	① 企業等への防災対応の呼びかけ

本市は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

表 2-2-3 市民へ呼びかける防災対応の内容

市民の防災対応	
1	日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。 (例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
2	日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところのできるだけ近づかない 等

表 2-2-4 企業等へ呼びかける防災対応の内容

企業等の防災対応	
1	日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の周生期場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

第3節 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震(後発地震)が発生した場合は、本市及び防災関係機関は、「第1部 震災応急対策計画」に基づき災害対応を行うものとする。

さいたま市地域防災計画 震災対策編

作成 平成13年5月 1日

修正 平成14年3月25日
平成15年3月20日
平成17年1月24日
平成18年3月22日
平成19年3月14日
平成21年3月27日
平成24年6月 4日
平成27年3月11日
平成30年3月20日
令和 3年7月30日
令和 6年3月14日

発行 令和6年3月

編集発行 さいたま市防災会議

〔事務局〕 さいたま市総務局危機管理部防災課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
TEL 048-829-1126
